

第4次

枚方市ひとり親家庭等自立促進計画 (素案)

令和 年 月

枚 方 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって 1

1. 計画策定の趣旨 |
2. 計画の位置づけ |
3. 計画の期間 2
4. 計画の対象及び用語の定義 2
5. 計画の策定方法 3

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況 4

1. ひとり親家庭等の現状 4
2. アンケート調査からみる枚方市のひとり親家庭等の実態 13

第3章 第3次計画の主な取り組みと第4次計画に向けて 49

1. 子育て・生活支援の推進 49
2. 就業支援の推進 52
3. 養育費の確保及び面会交流の支援 54
4. 経済的支援の充実 55
5. ひとり親家庭等を支える環境の充実 57

第4章 計画の基本的な考え方 59

1. 基本理念 59
2. 基本的な視点 59
3. 施策目標 60
4. 施策の体系 63

第5章 施策の推進方向 64

- 施策目標1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進 64
- 施策目標2. 就業支援の推進 68
- 施策目標3. 養育費の確保及び面会交流の支援 71
- 施策目標4. 経済的支援の充実 74
- 施策目標5. ひとり親家庭等を支える環境の充実 77

第6章 施策の推進に向けて 81

1. 計画に基づく情報発信 81
2. 計画の進行管理 81
3. 関係機関等との連携・協力 82

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭が安心して子育てができる環境と経済的な安定を得ることを目指し、ひとり親家庭及び寡婦の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に展開するため、「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定することとし、平成 18 年 3 月に第 1 次計画、平成 23 年 3 月に第 2 次計画、平成 28 年 3 月に第 3 次計画を策定し、ひとり親家庭等自立支援のためのさまざまな施策を推進してきました。

国においても、平成 25 年 3 月に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行、ひとり親が置かれている困難な状況等を鑑み、就業の支援について特別の措置を講じることとされ、平成 26 年 10 月には「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正により、父子家庭についても支援対象として法律上明記されました。さらに、近年、子どもの貧困が社会問題となる中、令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正と、それを踏まえた「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しが行われ、子どもの現在及び将来における生活の向上を目的に、ひとり親に対する就労支援を含む総合的な支援の推進が掲げられました。その他、ひとり親家庭への児童扶養手当の支給要件や支払い回数の見直し等、ひとり親家庭等の子どもへの支援に主眼を置いた施策の充実が図られてきたところです。

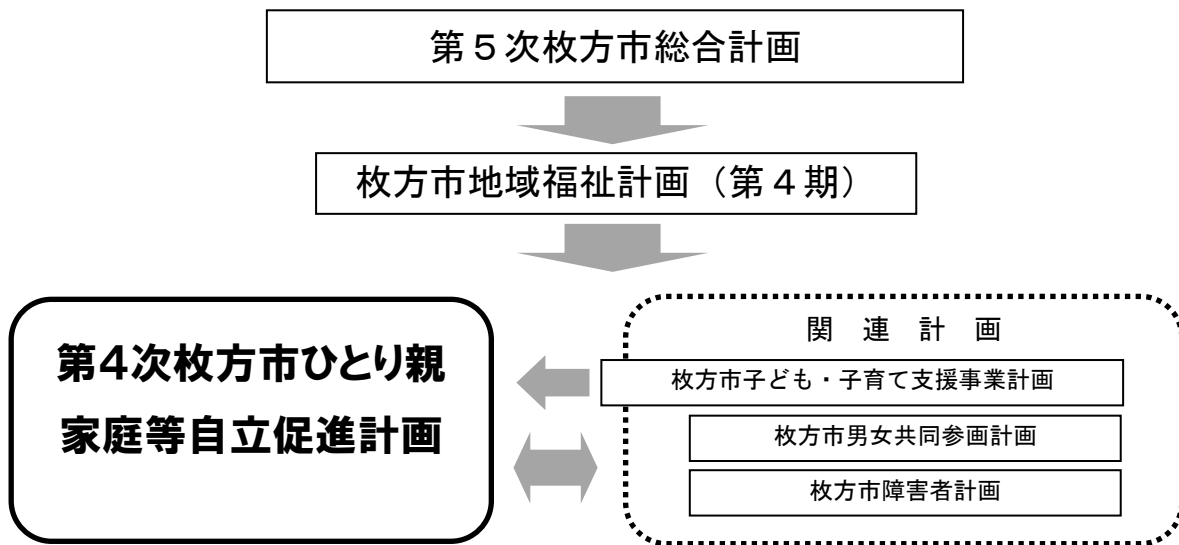
しかしながら、低賃金や不安定な雇用条件などの就業面や子育てとの両立などの生活面において、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、とりわけ、養育費については、子どもの健やかな成長にとって重要なものですが、その取り決めや履行の確保に際し、多くの課題があるのが実情です。さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等の影響による収入の減少や孤立化など、ひとり親家庭等が直面する生活課題を見極めた適切な対応が求められています。

このような背景や、本市におけるひとり親家庭等の生活実態を踏まえながら、令和 2 年度で終期を迎える第 3 次計画を引き継ぎ、令和 3 年 4 月を始期とする「第 4 次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（以下「第 4 次計画」という。）」を策定し、ひとり親家庭等の自立を促進する施策を総合的かつ計画的に推進し、ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりを進めるものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（令和 2 年厚生労働省告示第 78 号）」を踏まえ策定する、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に定める「自立促進計画」です。また、「枚方市総合計画」、「枚方市地域福祉計画」、さらに、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」などの本市行政計画の趣旨を踏まえつつ、「枚方市男女共同参画計画」、「枚方市障害者計画」等の関連計画と連携し整合性を図った、ひとり親家庭等の施策の方針を定める計画と位置づけています。

図表：各種計画との関連



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4. 計画の対象及び用語の説明

本計画の対象は、母子家庭、父子家庭、寡婦とします。

また、この計画で使用している用語の説明は、次のとおりです。

母子家庭（母子世帯）…現に児童（20歳未満）を扶養しており、配偶者のいない女子
とその児童からなる家庭

父子家庭（父子世帯）…現に児童（20歳未満）を扶養しており、配偶者のいない男子
とその児童からなる家庭

寡 婦…配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として児童（20歳未満）
を扶養していた（母子家庭）ことがあり、その児童全員が20歳に達した方

ひとり親家庭…母子家庭（母子世帯）及び父子家庭（父子世帯）

ひとり親家庭等…母子家庭（母子世帯）、父子家庭（父子世帯）及び寡婦

ひとり親…母子家庭（母子世帯）の母及び父子家庭（父子世帯）の父

5. 計画の策定方法

1. 計画策定における体制

本計画の策定にあたっては、本市の附属機関であり、学識経験者、社会福祉事業従事者等で構成する「枚方市社会福祉審議会」及び「枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において審議をいただきました。また、本市庁内の検討体制として、ひとり親家庭等相談支援、子ども・子育て支援、母子保健、健康福祉、学校教育等の関係部署で構成する「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会」を設置し、庁内横断的に検討を行いました。

2. アンケート調査等の実施

計画の策定にあたり、ひとり親家庭等の家庭生活及び社会生活にかかる実態及び支援のニーズを把握するため、令和2年5月に「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました（13ページ参照）。

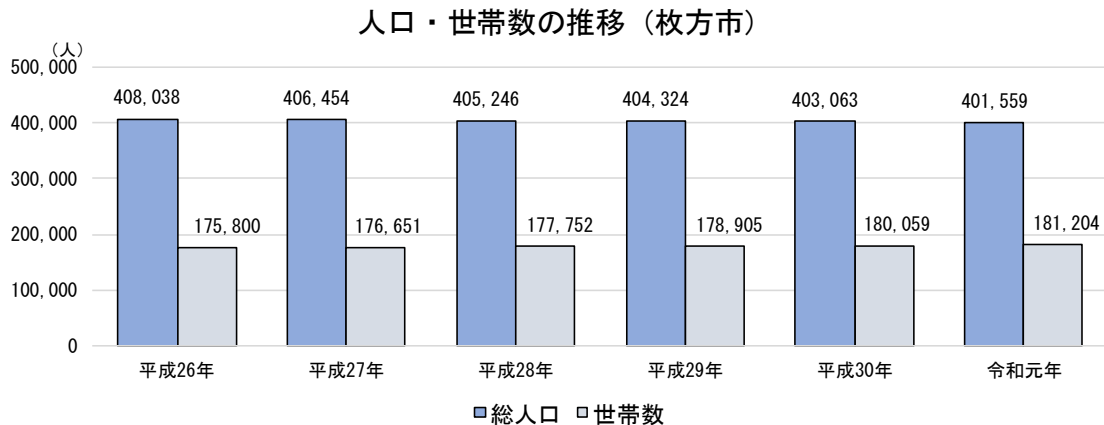
また、ひとり親家庭等の支援に携わる関係機関における支援の実態や支援上の課題を把握し、関係機関同士の連携や、効果的な相談支援体制のあり方など、今後の支援の方向性を検討するための参考とするため、関係機関調査を実施しました。

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

1. ひとり親家庭等の現状

1-1. 人口・世帯数の推移

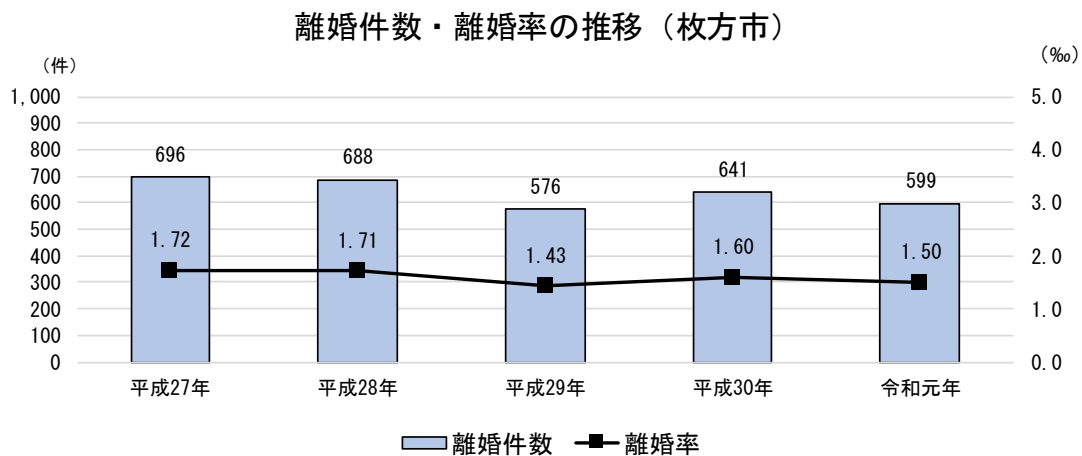
本市の人口は減少傾向にあり、世帯数は増加傾向にあります。令和元年で人口は401,559人、世帯は181,204世帯で、1世帯あたりの人員は年々減少し、令和元年では2.22人となっています。



資料：枚方市統計書（各年10月1日現在）

1-2. 離婚件数及び離婚率の推移

本市の離婚件数は減少傾向にあり、令和元年は599件となっています。人口千人あたりの離婚率も減少傾向にあり、令和元年では1.50%と前年から0.1ポイント低くなっています。また、大阪府及び全国との比較では、離婚率は低い割合で推移しています。



資料：人口動態統計

注：離婚率とは、人口千人あたりの1年間の離婚件数

図表：離婚数・離婚率の推移（大阪府及び全国との比較）

（単位：件、‰）

	枚方市		大阪府		全国	
	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率
平成 27 年	696	1.72	18,101	2.08	226,215	1.81
平成 28 年	688	1.71	17,279	1.99	216,798	1.73
平成 29 年	576	1.43	16,931	1.96	212,262	1.70
平成 30 年	641	1.60	16,243	1.88	208,333	1.68
令和元年	599	1.50	16,282	1.89	208,496	1.69

資料：人口動態統計

注：離婚率とは、人口千人あたりの1年間の離婚件数

1-3. ひとり親世帯数の推移

国勢調査におけるひとり親世帯数をみると、平成 27 年の母子世帯数は 2,421 世帯、父子世帯は 247 世帯で、「世帯数」及び「総世帯に占める割合」はともに平成 17 年をピークに減少しています。平成 22 年度までは大阪府、枚方市ともに、全国割合よりも高い数値になっていましたが、平成 27 年度は、枚方市においては、全国と同じ割合でした。

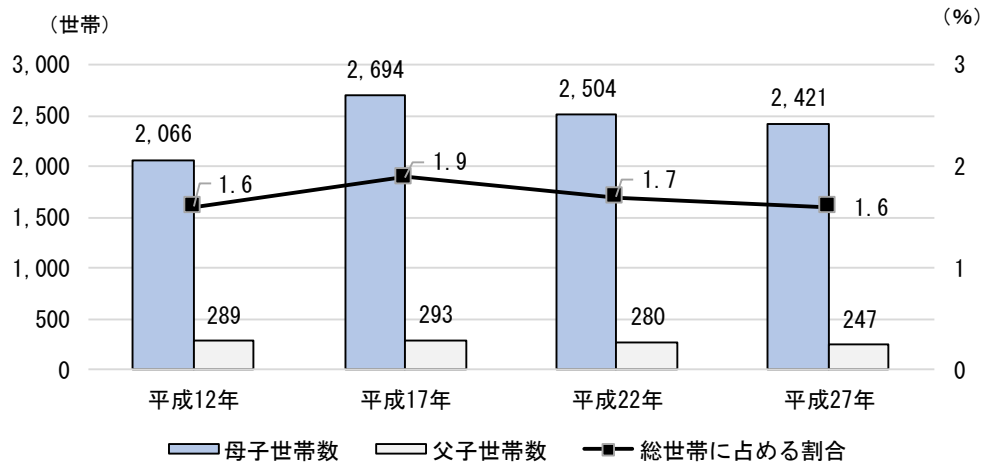
なお、この母子・父子世帯数には他の世帯との同居のケースはカウントされていないので、児童扶養手当受給者数よりも少ない数値となっています。

図表：ひとり親世帯数の推移

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
全 国	総世帯数	47,062,743	49,566,305	51,950,504	53,331,797
	ひとり親世帯総数	713,277	841,333	844,661	838,727
	うち母子世帯数	625,904	749,048	755,972	754,724
	うち父子世帯数	87,373	92,285	88,689	84,003
	総世帯に占める割合	1.5	1.7	1.6	1.6
大 阪 府	総世帯数	3,485,910	3,654,293	3,832,386	3,923,887
	ひとり親世帯総数	63,167	77,775	72,928	70,756
	うち母子世帯数	56,138	70,402	66,519	64,842
	うち父子世帯数	7,029	7,373	6,409	5,914
	総世帯に占める割合	1.8	2.1	1.9	1.8
枚 方 市	総世帯数	147,934	155,551	163,983	167,201
	ひとり親世帯総数	2,355	2,987	2,784	2,668
	うち母子世帯数	2,066	2,694	2,504	2,421
	うち父子世帯数	289	293	280	247
	総世帯に占める割合	1.6	1.9	1.7	1.6

資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

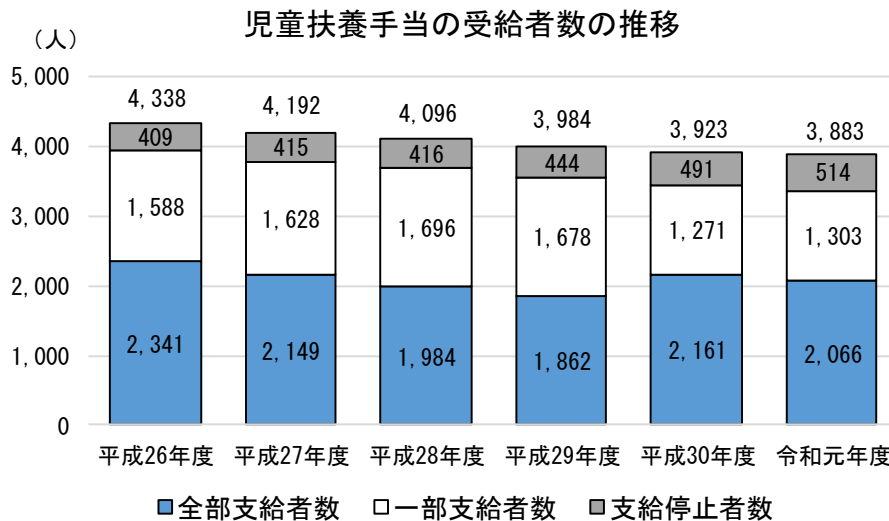
ひとり親世帯数の推移（枚方市）



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

1-4. 児童扶養手当の受給者数の推移

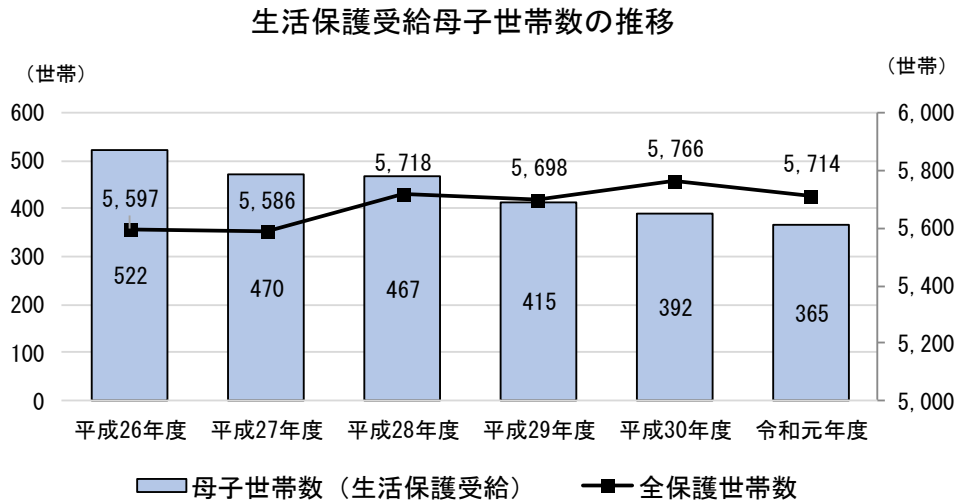
児童扶養手当の受給資格者数は減少傾向にあります。内訳では、児童扶養手当の受給者（全部支給者と一部支給者の合計）は減少している一方で、支給停止者数は増加する傾向にあります。



資料：市民生活部（各年度12月末日現在）

1-5. 生活保護受給母子世帯数の推移

生活保護を受けている母子世帯数は、令和元年度末時点で 365 世帯となっており、全保護世帯数が緩やかに増加している中において、減少傾向となっています。



資料：健康福祉部（各年度3月末日現在）

1-6. 雇用の状況

（1）ひとり親世帯の就業状況（全国）

国が平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査においては、母子世帯、父子世帯とも前回（平成23年度）より正規職員・従業員の割合が増加しましたが、依然として母子世帯の母の「正規の職員・従業員」としての就業は、半数に満たない状況です。

また、就業率については母子世帯については81.8%と前回から若干増加しましたが、父子世帯については、85.4%と、前回の91.3%から減少しています。

図表：ひとり親世帯の就業状況（全国）

（単位：％、円）

		平成23年度		平成28年度	
		割合	平均年間収入	割合	平均年間収入
母子世帯	就業率	80.6		81.8	
	正規の職員・従業員	39.4	2,700,000	44.2	3,050,000
	パート・アルバイト	47.4	1,250,000	43.8	1,330,000
父子世帯	就業率	91.3		85.4	
	正規の職員・従業員	67.2	4,260,000	68.2	4,280,000
	パート・アルバイト	8.0	1,750,000	6.4	1,900,000
	自営業	15.6		18.2	

資料：平成28年度全国ひとり親世帯等調査

(2) ハローワークによる職業紹介等の状況

全国のハローワークにおける職業紹介状況について、令和元年度の「有効求職者数」は、平成27年度との比較で12.3%減少していますが、「有効求人数」は、10.3%増加しています。「有効求人倍率」も、平成27年度の1.23倍に対し、令和元年度では1.55倍となるなど、雇用環境は改善傾向にあります。

この状況は、大阪府でも同様の傾向が見られますが、ハローワーク枚方管内（枚方市・寝屋川市・交野市）における「有効求人倍率」については、平成27年度の0.60倍に対し、令和元年度は0.88倍と、改善は見られたものの、全国、大阪府と比較すると低い数字となっています。

一方、ハローワーク枚方管内における「母子世帯」の「新規求職者数」は923件と、全国、大阪と同様、減少傾向にありますが、マザーズコーナーをはじめ、ハローワーク枚方における職業相談・紹介等の取り組みのもと、「紹介就職率」は増加傾向にあります。

また、ハローワーク枚方による生活保護受給者等就労自立促進事業については、市役所内に設置されたハローワークの常設窓口である「就労支援ひらかた」において、市とハローワーク枚方で一体的に実施しており、令和元年度の支援対象者297人のうち、「児童扶養手当受給者」は21人で、「就職者数」が15人、就職率は71.4%となっています。

図表：職業紹介等の状況（全国・大阪府・ハローワーク枚方管内）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全 国	有効求職者数（人）	1,955,341	1,844,891	1,770,695	1,716,557	1,714,280
	有効求人数（人）	2,414,540	2,569,726	2,726,327	2,782,421	2,662,984
	有効求人倍率（倍）	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55
	紹介件数（件）	8,930,511	8,013,093	7,183,880	6,359,825	5,807,501
	就職件数（件）	1,891,057	1,796,235	1,714,583	1,607,693	1,473,691
	紹介就職率（%）	21.2	22.4	23.9	25.3	25.4
大 阪 府	有効求職者数（人）	152,770	143,070	137,211	132,201	132,586
	有効求人数（人）	188,751	202,625	222,833	234,890	230,712
	有効求人倍率（倍）	1.24	1.42	1.62	1.78	1.74
	紹介件数（件）	860,468	767,550	681,215	580,220	509,359
	就職件数（件）	123,804	117,381	113,477	104,554	91,107
	紹介就職率（%）	14.4	15.3	16.7	18.0	17.9
ハ ロ ー ワ ー ク 枚 方	有効求職者数（人）	10,307	9,647	9,674	9,262	9,303
	有効求人数（人）	6,232	6,907	8,138	8,543	8,155
	有効求人倍率（倍）	0.60	0.72	0.84	0.92	0.88
	紹介件数（件）	54,752	50,395	47,842	39,979	35,074
	就職件数（件）	8,780	8,183	8,353	7,691	6,868
	紹介就職率（%）	16.0	16.2	17.5	19.2	19.6

資料：ハローワーク枚方 提供

注：有効求職者数と有効求人数は月平均値

図表：母子世帯の就職状況（全国・大阪府・ハローワーク枚方管内）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全 国	新規求職者数（人）	223,195	207,820	192,277	176,954	
	紹介件数（件）	361,077	317,449	280,584	242,952	
	就職件数（件）	90,018	83,100	77,134	70,127	
	紹介就職率（％）	24.9	26.2	27.5	28.9	
大 阪 府	新規求職者数（人）	17,138	15,545	14,427	12,653	11,486
	紹介件数（件）	31,327	26,370	23,925	19,494	16,960
	就職件数（件）	6,055	5,359	5,112	4,557	3,896
	紹介就職率（％）	19.3	20.3	21.4	23.4	23.0
枚 方 ハ ロ ー ワ ー ク	新規求職者数（人）	1,233	1,153	1,058	1,035	923
	紹介件数（件）	2,596	2,284	1,976	1,859	1,554
	就職件数（件）	480	440	401	409	304
	紹介就職率（％）	18.5	19.3	20.3	22.0	19.6

資料：ハローワーク枚方 提供

図表：生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	対象者数 （人）	就職者数 （人）	対象者数 （人）	就職者数 （人）	対象者数 （人）	就職者数 （人）
生活保護受給者	215	166	149	127	184	113
児童扶養手当受給者	22	16	26	15	21	15
住居確保給付金受給者	1	0	2	3	6	3
生活困窮者	72	58	96	59	86	58
生活保護相談・申請段階の者等	0	0	1	0	0	0
合 計	310	240	274	204	297	189

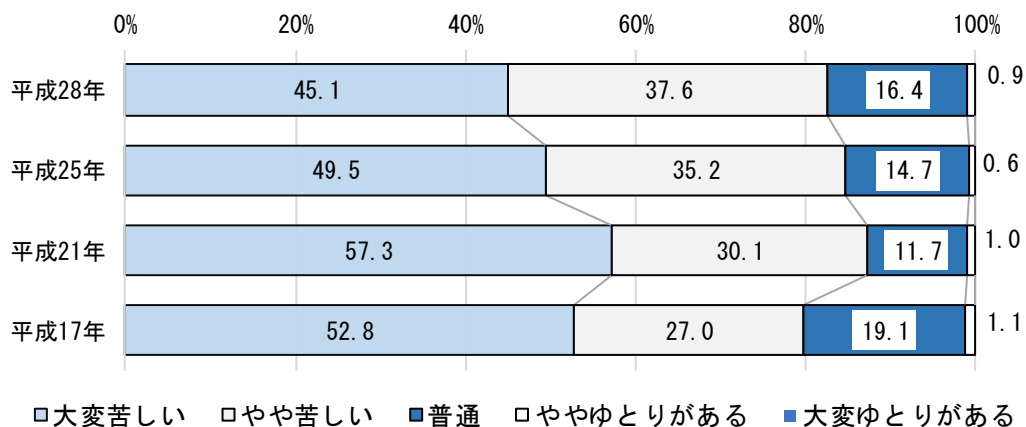
資料：ハローワーク枚方 提供（枚方市分のみ）

1-7. 暮らし向きについての意識

国民生活基礎調査によると、暮らし向きについて「大変苦しい」（『大変苦しい』と『やや苦しい』）とする世帯が、母子世帯では平成28年において82.7%となっており、平成25年と比べてやや改善しましたが、全世帯との比較では、母子世帯の方が同年比で26.2ポイント高くなっており、平成25年と比べて全世帯との乖離は大きくなっています。

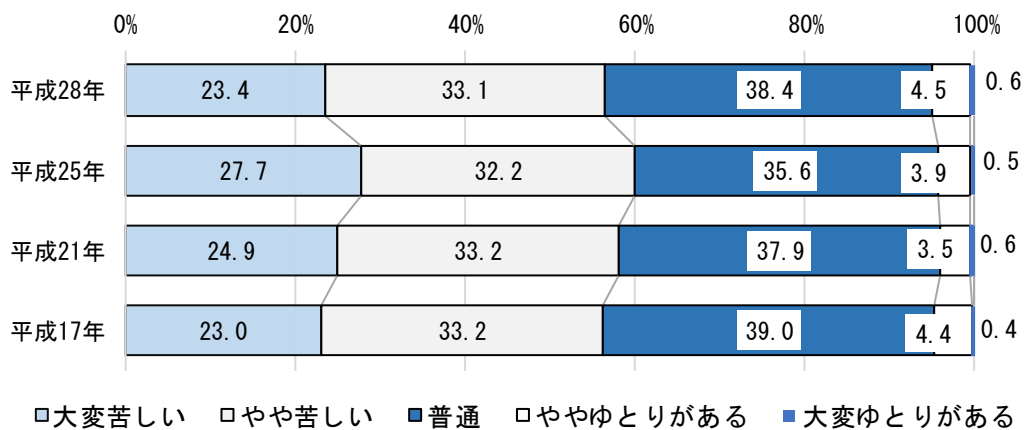
暮らし向きについての意識（全国）

（1）母子世帯



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

（2）全世帯

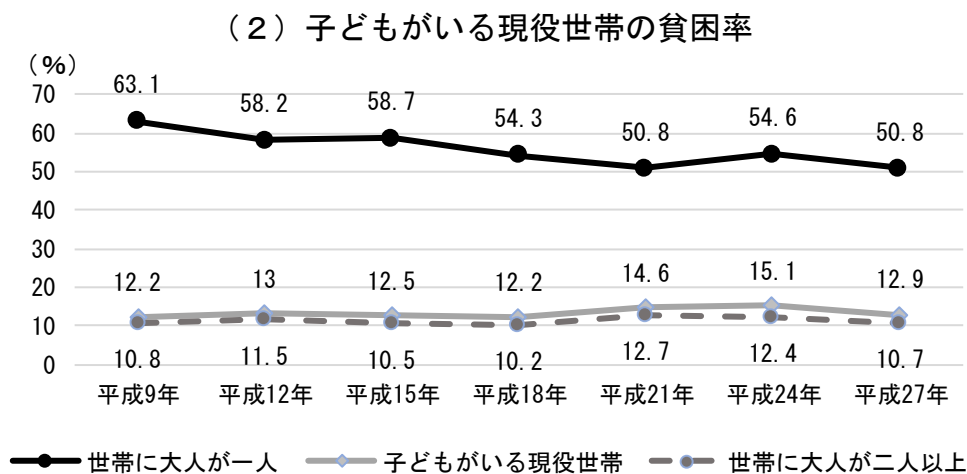
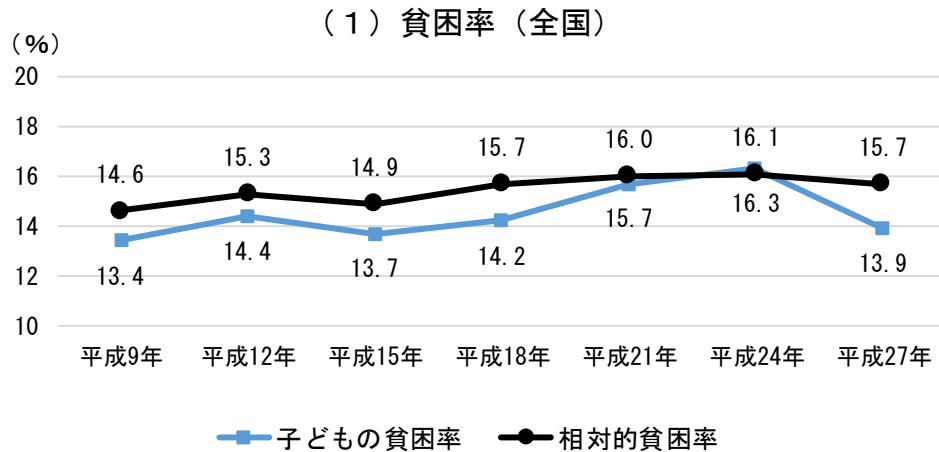


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

1-8. 子どもの貧困について

(1) 相対的貧困の状況(全国)＜国民生活基礎調査＞

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」では、平成 27 年の全国の子どもの貧困率は 13.9%となっています。平成 24 年の前回調査から 2.4 ポイント改善したものの、約7人に1人が貧困状況にあるといえ、依然として高い水準です。また、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯)のうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率は 50%を上回る割合で推移しており、大人が2人以上の世帯との乖離が大きい状況です。

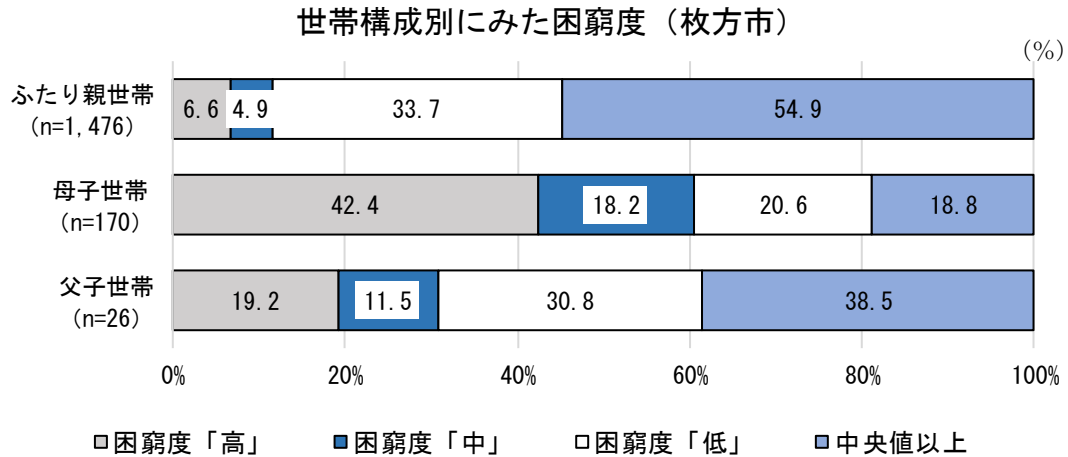


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

- 注：1. 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。
 2. 子どもの貧困率とは、相対的貧困状態にある世帯でくらす17歳以下の子どもの割合。

(2)相対的貧困の状況(枚方市)＜枚方市子どもの生活に関する実態調査＞

本市が平成 28 年度に実施した「枚方市子どもの生活に関する実態調査」では、回答のあった世帯所得を基に「等価可処分所得」を試算し、家庭の経済状況に係る困窮の程度を4つに分類しました。その結果、ふたり親世帯に比べ、母子世帯、父子世帯の困窮度は高い傾向にあり、特に母子世帯においては、困窮度「高」の割合が 42.4%とあり、厳しい経済状況がうかがえる結果となりました。



資料：「枚方市子どもの生活に関する実態調査」

注記：困窮度「高」・・・等価可処分所得の中央値の 50%未満

困窮度「中」・・・等価可処分所得の中央値の 60%未満～50%以上の範囲

困窮度「低」・・・等価可処分所得の中央値未満～中央値の 60%以上の範囲

中央値以上・・・等価可処分所得の中央値（本調査では 280 万円）以上

2. アンケート調査からみる枚方市のひとり親家庭等の実態

本計画の策定にあたり、ひとり親家庭等の家庭生活及び社会生活にかかる実態や支援のニーズを把握し、子育てをはじめとした生活支援、就業支援等、ひとり親家庭等に向けた支援策の推進方向を検討するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

図表 調査方法・回収結果

調査対象	母子・父子家庭	寡 婦
調査地域	枚 方 市 全 域	
対象件数	3,879 件	109 件
調査方法	児童扶養手当受給者（支給停止者含む）、及びひとり親家庭医療助成対象者（原則、全世帯）に、郵送により配布・回収	枚方市母子寡婦福祉会の協力を得て枚方市母子寡婦福祉会員へ配布・郵送により回収。
調査期間	令和2年5月7日～6月30日	
有効回収数	1,712 件 (母子 1,640 + 父子 67 + 母子・父子不明 5)	66 件
有効回収率	44.1%	60.6%

- ・図表のタイトル・グラフの中に、「N」とあるのは、「回答者数」のことです。
- ・設問が複数回答の場合は、図表のタイトルの中に「複数回答」と示しています。そのあとに例えば「2つまで」と記載している場合は、○を付けることのできる選択肢数が2つまでであり、また特に記載がない場合はいくつでも選択肢に○を付けてよいことを示しています。
- ・集計数表は、小数点第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答比率を合計しても100%にならない場合もあります。
- ・複数回答の比率はすべての比率を合計すると100%を超える場合もあります。

2-1. 本人及び家族の状況について

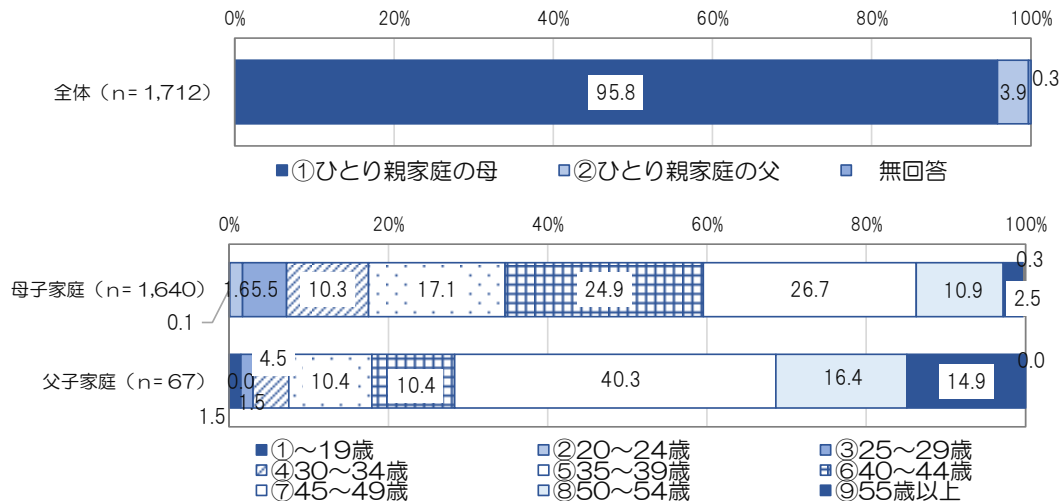
(1) ひとり親家庭の親及び寡婦の年齢

ひとり親家庭では、全体の95.8%が「母親」となっており、「父親」は3.9%となっています。

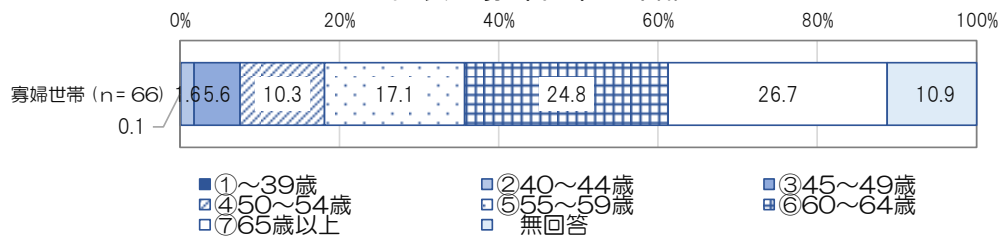
年代は、母子家庭では45～49歳が26.7%で最も多く、40～45歳も同程度の割合(24.9%)となっています。父子家庭では、45～49歳が40.3%で最も多くなっています。

寡婦世帯では、「65歳以上」が最も多く、26.7%で、次いで「60～64歳」も同程度の割合(24.8%)となっています。

図表：ひとり親家庭の親の性別・年齢



図表：寡婦世帯の年齢



【前回調査との比較】

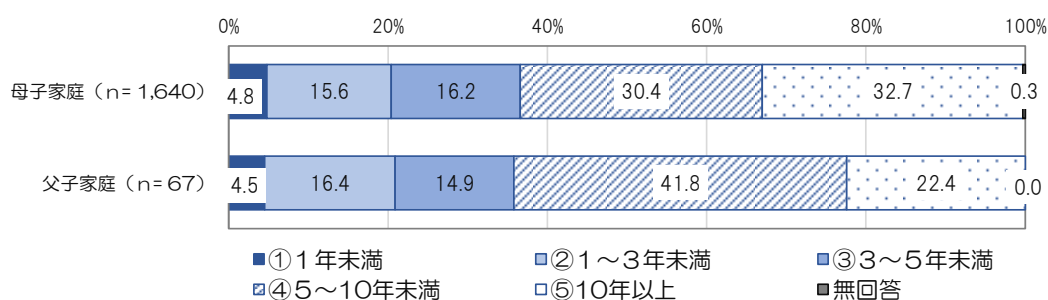
「母子家庭」の母について、前回調査では『40～44 歳』が最も多くなっていたことに対し、今回調査においては『45～49 歳』が 2.1 ポイント増加し、最も多くなっています。「父子家庭」の父についても、前回調査では『40～44 歳』が最も多くなっていたことに対し、今回調査においては『45～49 歳』が 19.1 ポイント増加し、最も多くなっています。

寡婦世帯については、前回調査・今回調査とも『65 歳以上』が最も多いですが、前回調査より 32.3 ポイント低下しています。

(2)ひとり親家庭になってからの年数

ひとり親家庭になってからの年数は、母子家庭では「10 年以上」が最も多く、32.7%となっています。次いで、「5～10 年未満」が 30.4%となっています。父子家庭では、「5～10 年未満」が最も多く 41.8%、次いで「10 年以上」が 22.4%となっています。

図表：ひとり親家庭になってからの期間



【前回調査との比較】

「母子家庭」について、前回調査では『5年～10年未満』が最も多くなっていたことに対し、今回調査においては、『10年以上』が6.6ポイント増加し、最も多くなっています。「父子家庭」においては、前回同様『5～10年未満』が最も多く、11.5ポイント増加しています。

＜クロス集計＞ 第1子の年齢別にみた「ひとり親になってからの年数」

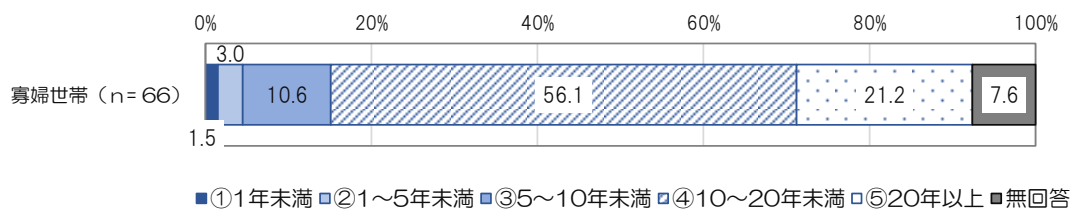
(単位：%)

	計	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
0～3歳 (n=72)	100	20.8	63.9	15.3	0	0
4～7歳 (n=197)	100	10.2	21.8	37.1	30.5	0.5
8～11歳 (n=285)	100	6.0	14.4	21.1	43.2	15.4
12～15歳 (n=401)	100	3.5	13.0	9.7	34.7	39.2
16～19歳 (n=466)	100	1.9	11.2	11.6	27.9	47.4
20歳以上 (n=220)	100	2.3	10.0	13.2	26.8	47.7

(3)ひとり親家庭であった期間(寡婦世帯)

ひとり親家庭であった期間は、「10～20年未満」が最も多く、56.1%となっています。次いで、「20年以上」が21.2%となっています。

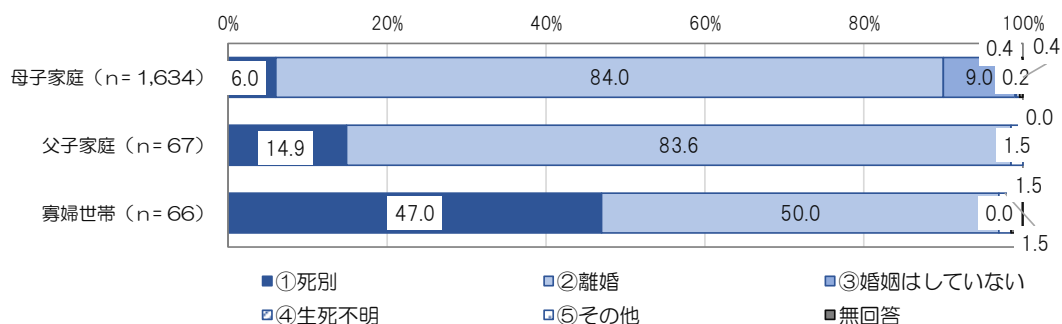
図表：ひとり親家庭であった期間(寡婦世帯)



(4)ひとり親家庭になった理由

ひとり親家庭になった理由では、母子家庭、父子家庭ともに「離婚」が最も多く、8割以上を占めています。(母子家庭:84.0%、父子家庭:83.6%)。母子家庭では、「婚姻はしていない」が9.0%を占めています。寡婦世帯では、「離婚」が50.0%、「死別」が47.0%となっています。

図表：ひとり親家庭になった理由



【前回調査との比較】

「母子家庭」では、前回調査では『離婚』に次いで、『死別』が多かったことに対し、今回調査では『離婚』に次いで、『婚姻はしていない』が多く、2.5ポイント増加しています。「父子家庭」では、『離婚』が10.9ポイント増加し、『死別』が9.3ポイント減少しています。

寡婦世帯では、前回調査では『死別』が最も多かったのに対し、今回調査においては、『離婚』が4.1ポイント増加し、最も多くなっています。

＜クロス集計＞ ひとり親家庭になった理由で「婚姻はしていない」を選択した人（未婚のひとり親）についてみた「親の年齢」など

【年齢】

(単位：%)

	全体	19歳まで	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳以上	無回答
全体 (n=1706)	100	0.2	1.5	5.4	10.1	16.9	24.2	27.1	11.1	3.0	0.5
未婚 (n=149)	100	0.7	10.1	14.1	18.1	15.4	16.1	16.1	4.7	4.7	—

【令和元年の年間総収入のうち、就労による収入】

(単位：%)

	全体	100万円未満	100万円～150万円	150万円～200万円	200万円～250万円	250万円～300万円	300万円～400万円	400万円～500万円	500万円以上	無回答
全体 (n=1608)	100	22.0	18.7	13.9	15.2	9.0	10.4	5.1	3.4	2.3
未婚 (n=149)	100	35.5	12.1	8.5	12.8	12.1	7.8	3.5	4.3	3.5

【子どもに関する主な悩み】

(単位：%)

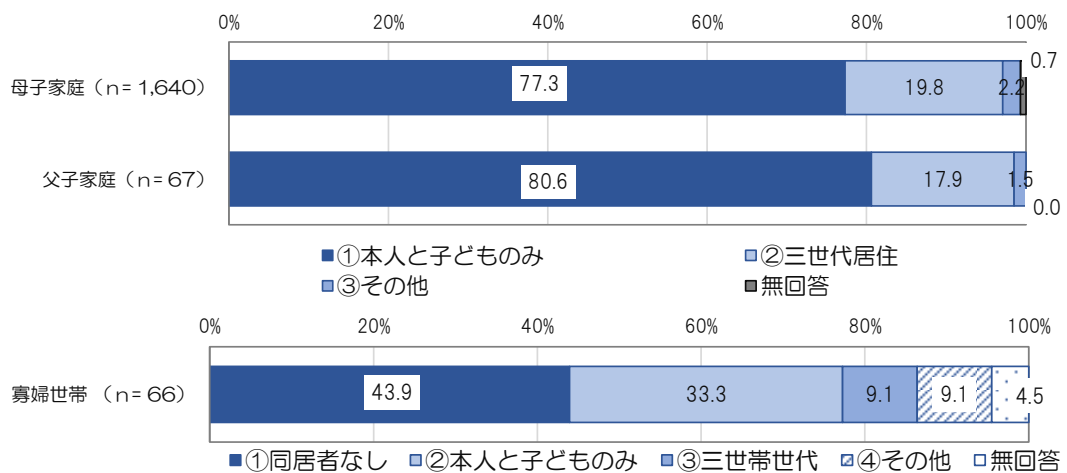
	全体	しつけ	教育・進学 (経済的理由)	教育・進学 (その他の理由)	就職	非行・問題行動	健康	食事・栄養	不登校	ひきこもり	いじめ	特にない	その他	無回答
全体 (n=1706)	100	28.7	61.4	30.4	11.0	5.0	14.1	18.1	5.7	4.0	5.0	12.7	5.5	1.5
未婚 (n=149)	100	35.6	51.7	19.5	6.0	3.4	10.7	24.8	3.4	3.4	6.7	19.5	5.4	0.7

(5)現在同居している世帯員

現在同居している世帯員は母子家庭、父子家庭ともに、「本人と子どものみ」が最も多く、8割近くを占めています。(母子家庭:77.3%、父子家庭:80.6%)

寡婦世帯では、「同居者なし」が43.9%で最も多く、次いで「本人と子どものみ」が33.3%となっています。

図表：現在同居している世帯員

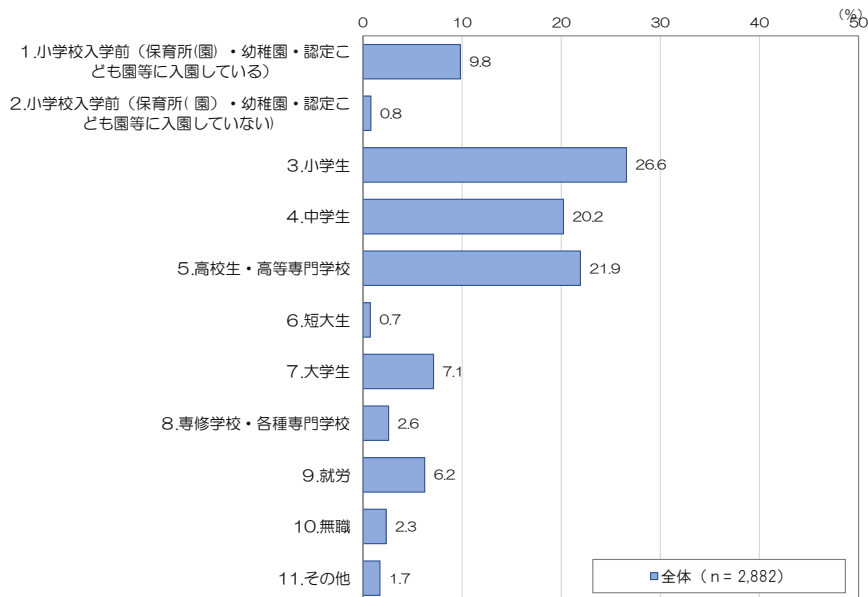


(6)同居の子どもの就学・就労状況(ひとり親家庭)

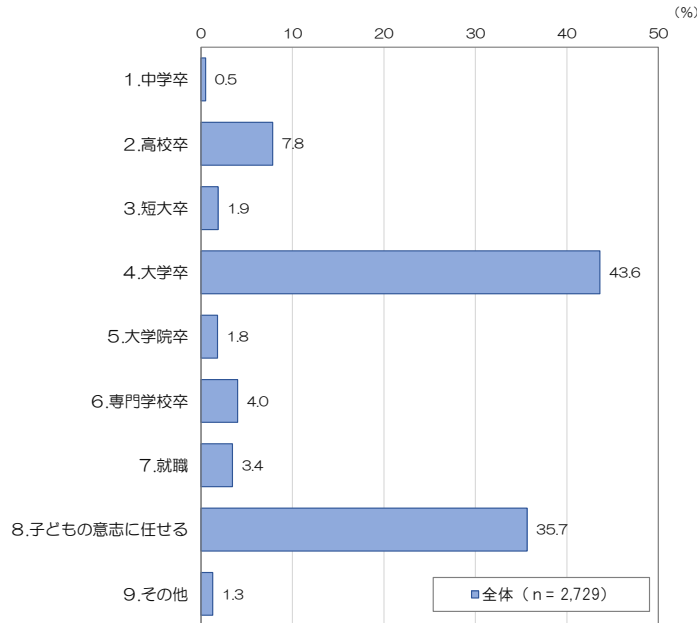
同居の子どもの現在の就学・就労状況については、「小学生」が26.6%で最も多く、次いで「高校生・高等専門学校」が21.9%、「中学生」が20.2%となっています。

進学希望については、大学卒が43.6%で最も高くなっています。また、「子どもの意思に任せる」と答えた人も35.7%見られます。

図表：同居の子どもの就園・就学・就労状況



図表：同居の子どもの就学・就労状況別希望する（していた）進路等



【前回調査との比較】

「進学希望について」は、前回調査と同様、『大学卒』に次いで、『子どもの意思に任せる』が多く、それぞれ 7.5 ポイント、5.5 ポイント増加しています。

2-2. 仕事と収入について

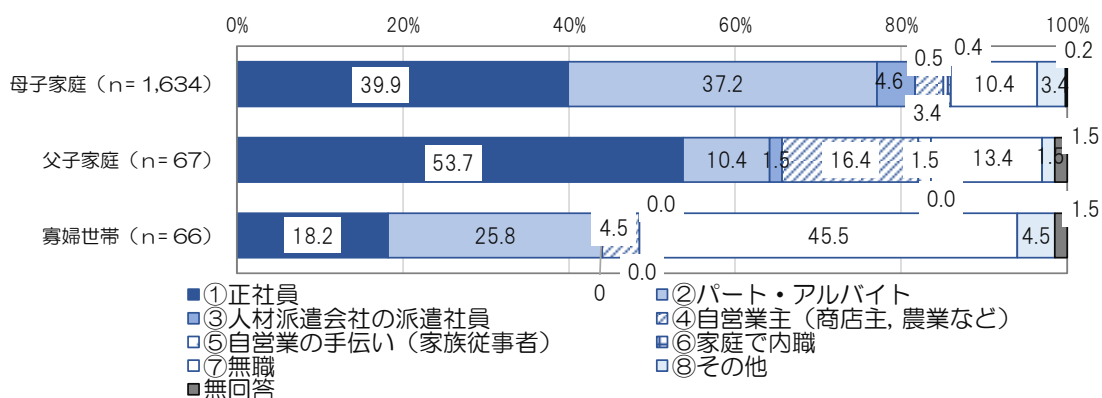
(1) 現在の就業形態

現在の就業形態は、母子家庭では「正社員」が 39.9%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」が 37.2%、「無職」が 10.4%となっています。

父子家庭では「正社員」が 53.7%で最も多く、次いで「自営業主」が 16.4%、「無職」が 13.4%となっています。

寡婦世帯では、「無職」が 45.5%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」が 25.8%となっています。

図表：現在の就業形態



【前回調査との比較】

「母子家庭」について、前回調査では、『パート・アルバイト』が最も多くなっていたことに対し、今回調査においては、『正社員』が 5.1 ポイント増加し、最も多くなりました。「父子家庭」については、『正社員』が 8.3 ポイント増加、『パート・アルバイト』が 10.8 ポイント減少しています。

寡婦世帯では、顕著な変化はありません。

＜クロス集計＞ ひとり親になってからの年数別にみた「就業形態」

(単位：%)

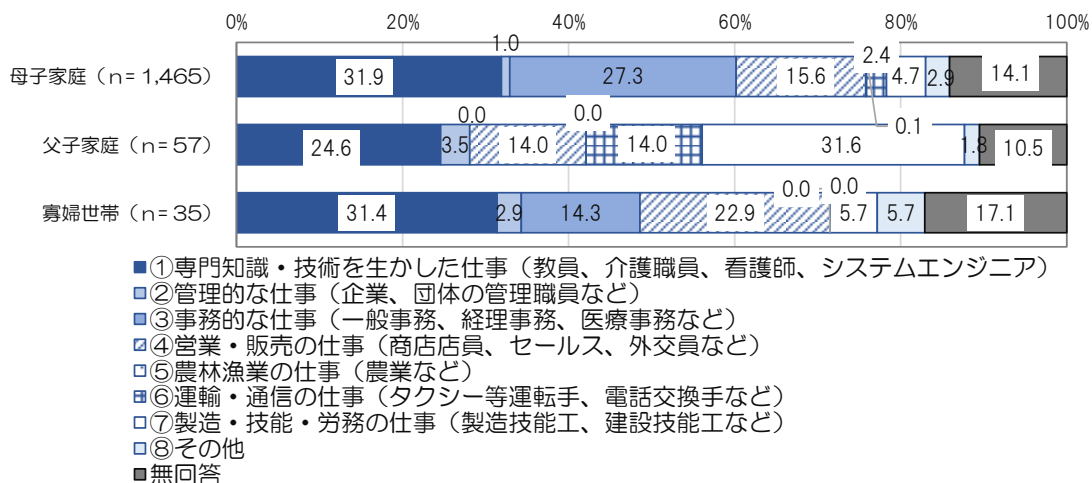
	計	正社員	パート・アルバイト	派遣社員	自営業主	自営業の手伝い	内職	無職	その他
1年未満 (n=81)	100	28.4	42.0	4.9	4.9	0	1.2	14.8	3.7
1～3年未満 (n=265)	100	31.3	44.5	5.3	3.4	0	0.8	10.9	3.8
3～5年未満 (n=275)	100	36.4	42.5	4.4	4.7	0.7	0	9.5	1.8
5～10年未満 (n=526)	100	43.2	33.7	3.6	4.2	0.4	0	10.8	4.2
10年以上 (n=552)	100	46.4	30.8	4.9	3.3	1.1	0.5	10.1	2.9

(2)現在の職種

就労している人の現在の職種は、母子家庭では「専門知識・技術を生かした仕事」が 31.9% で最も多く、次いで「事務的な仕事」が 27.3%、「営業・販売の仕事」が 15.6%となっています。父子家庭では「製造・技能・労務の仕事」が 31.6%で最も多く、次いで「専門知識・技術を生かした仕事」が 24.6%、「営業・販売の仕事」および「運輸・通信の仕事」がともに 14.0%となっています。

寡婦世帯では、「専門知識・技術を生かした仕事」が 31.4%で最も多く、次いで「営業・販売の仕事」が 22.9%「事務的な仕事」が 14.3%となっています。

図表：現在の職種

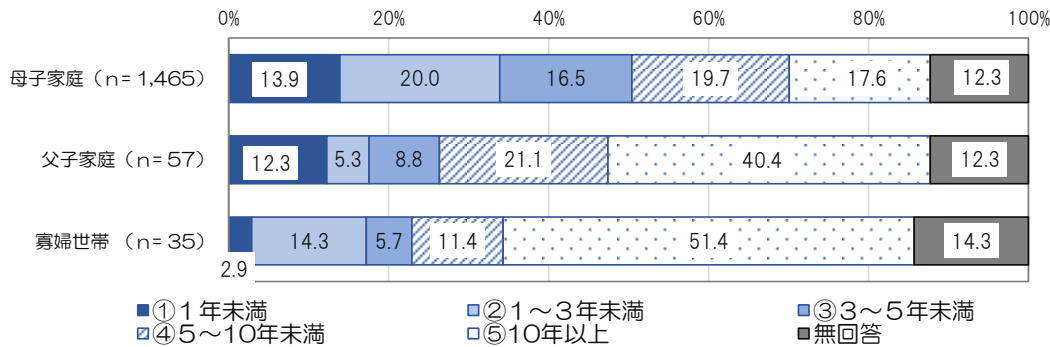


(3)現在の仕事の勤続年数

就労している人の現在の仕事の勤続年数について、母子家庭では「1～3年未満」が20.0%で最も多く、次いで「5～10年未満」が19.7%、「10年以上」が17.6%となっています。父子家庭では「10年以上」が最も多く、40.4%となっています。

寡婦世帯でも、「10年以上」が最も多く、51.4%と半数以上を占めています。

図表：現在の仕事の勤続年数



【前回調査との比較】

「母子家庭」について、『10年以上』が4.4ポイント増加、『1年未満』が4.1ポイント減少しています。「父子家庭」について、『10年以上』が17.1ポイント増加、『1年未満』、『1～3年未満』がそれぞれ4.4ポイント、14.7ポイント減少しています。

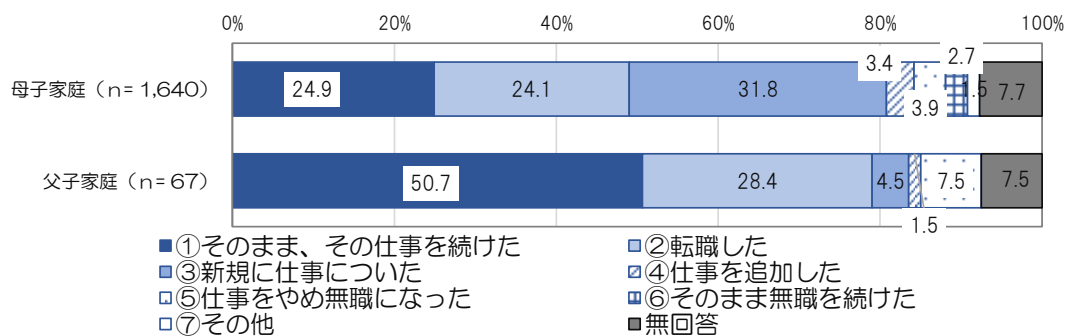
「寡婦世帯」については、顕著な変化はありませんでした。

(4)ひとり親家庭になる前後での仕事上の変化

ひとり親家庭になる前となった後で仕事上に変化があったかについては、母子家庭では「新規に仕事についた」が31.8%で最も多く、次いで「そのまま、その仕事を続けた」が24.9%、「転職した」が24.1%となっています。

父子家庭では「そのまま、その仕事を続けた」が50.7%で最も多く、次いで「転職した」が28.4%となっています。

図表：ひとり親家庭になる前後での仕事上の変化（単一回答）



【前回調査との比較】

「母子家庭」は、前回調査から顕著な変化はありませんでした。「父子家庭」では、『転職した』が7.2ポイント増加、『そのまま、その仕事を続けた』が9.9ポイント減少しています。

＜クロス集計＞ ひとり親になった直後の転居の有無別にみた「仕事上の変化」

(単位：％)

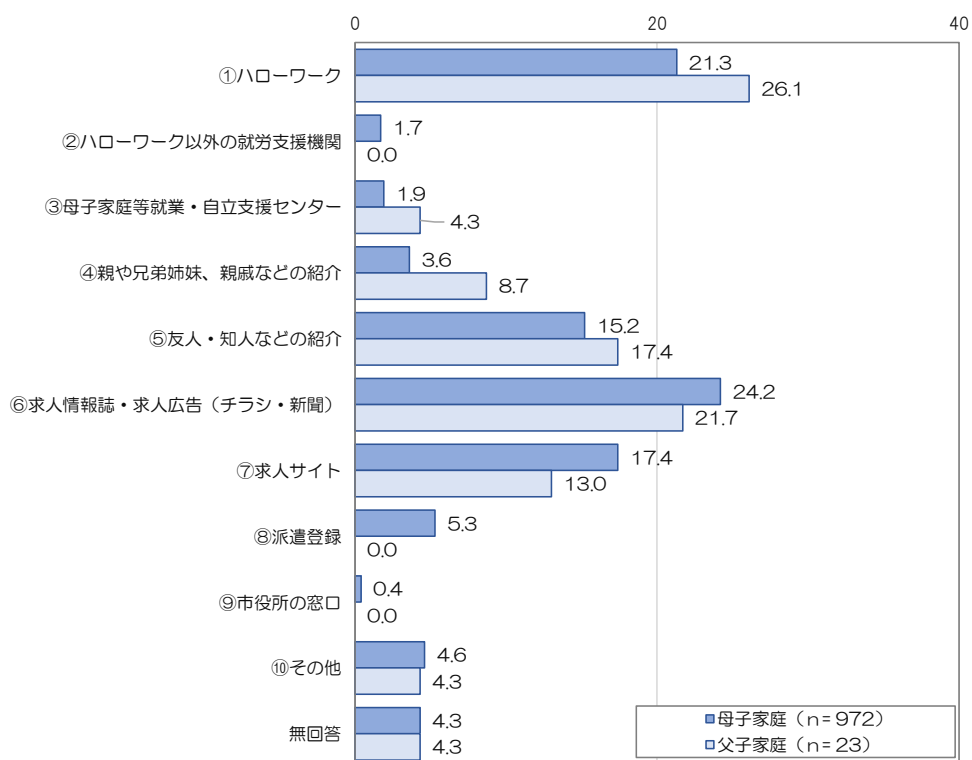
	計	そのまま仕事を続けた	転職した	新規に仕事に就いた	仕事を追加した	仕事をやめ無職になった	そのまま無職を続けた	その他
転居した (n=987)	100	22.9	27.5	37.6	3.5	4.8	2.3	1.4
転居していない (n=580)	100	36.7	25.0	25.5	3.6	3.8	3.6	1.7

(5) 仕事を見つけた方法

ひとり親家庭になった後「転職した」「新規に仕事について」「仕事を追加した」と回答した人に、仕事を見つけた方法についてきいたところ、母子家庭では「求人情報誌・求人広告(チラシ・新聞)」が24.2%で最も多く、次いで「ハローワーク」が21.3%、「求人サイト」が17.4%となっています。

父子家庭では「ハローワーク」が26.1%で最も多く、次いで「求人情報誌」が21.7%、「友人・知人などの紹介」が17.4%となっています。

図表：仕事を見つけた方法（単一回答）



【前回調査との比較】

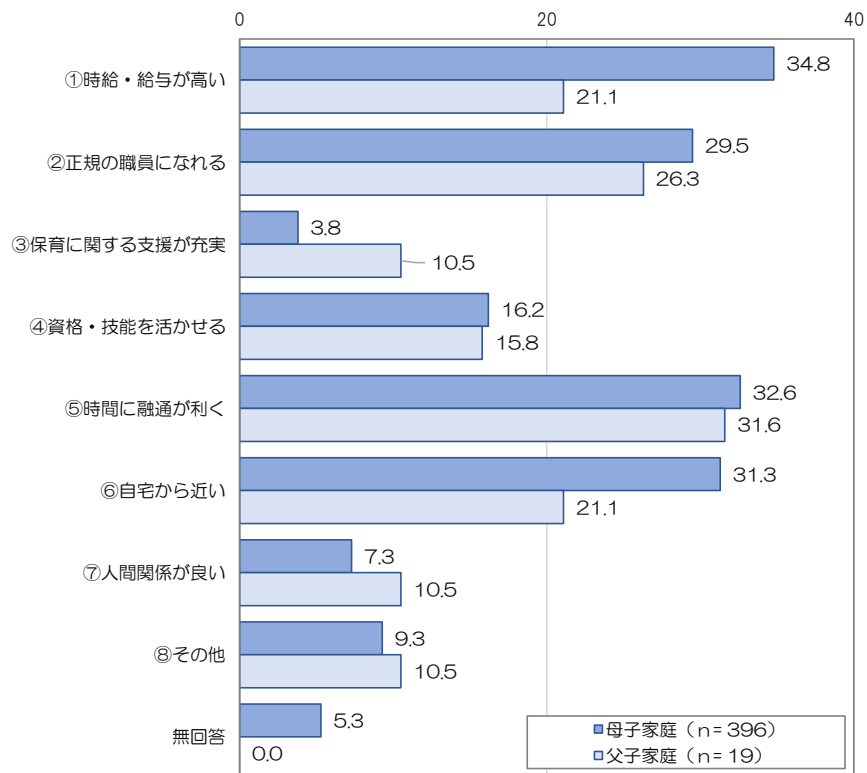
「母子家庭」について、前回調査では、『求人情報誌』、『ハローワーク』に次いで、『友人・知人等の紹介』が多くなっていたことに対し、今回調査では、『求人情報誌』、『ハローワーク』に次いで、『求人サイト』が前回調査より9.0ポイント増加し、3番目に多くなっています。

(6) 転職した理由

ひとり親家庭になった後「転職した」と回答した人に、転職した理由についてきいたところ、母子家庭では「時給・給与が高い」が34.8%で最も多く、次いで「時間に融通が利く」が32.6%、「自宅から近い」が31.3%、「正規の職員になれる」が29.5%となっています。

父子家庭では「時間に融通が利く」が31.6%で最も多く、次いで「正規の職員になれる」が26.3%となっています。

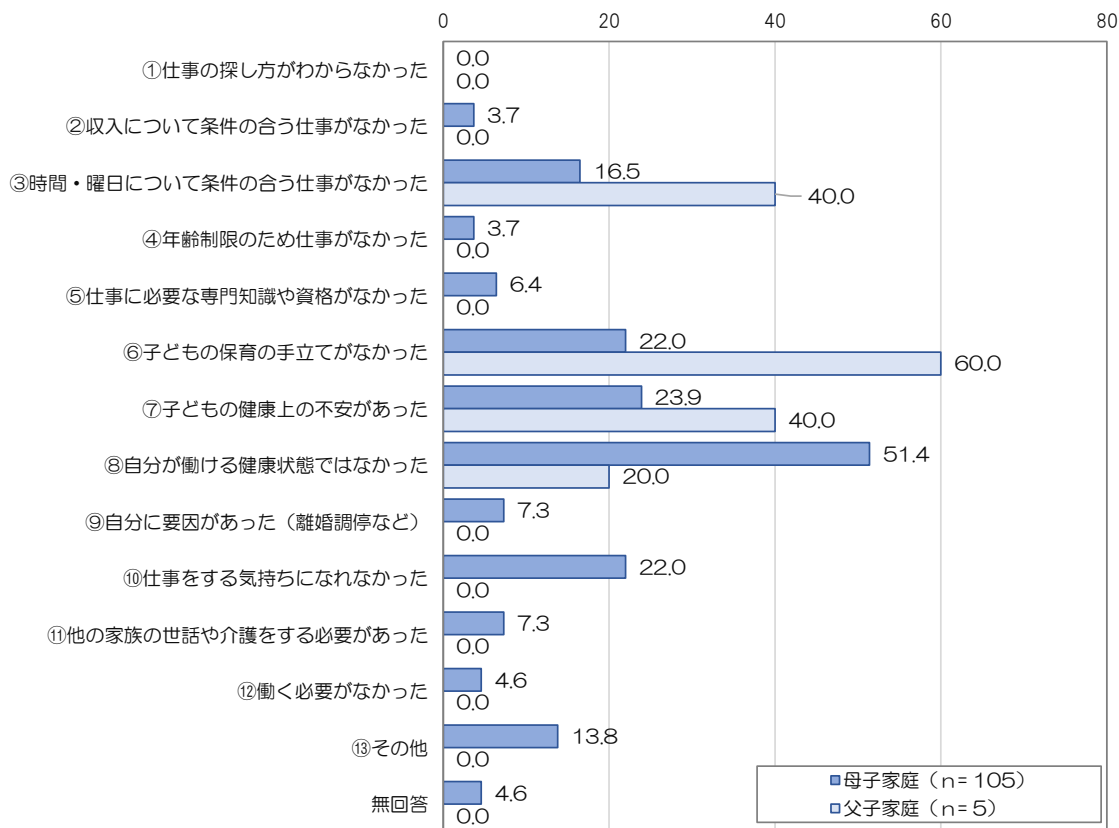
図表：転職した理由（複数回答）



(7)ひとり親家庭になった直後、無職になった(または無職を続けた)理由

ひとり親家庭になった直後、「仕事をやめ無職になった」「そのまま無職を続けた」と答えた人に、無職になった(または無職を続けた)理由についてきいたところ、母子家庭では「自分が働ける健康状態ではなかった」が51.4%で最も多く、次いで「子どもの健康上の不安があった」が23.9%、「子どもの保育の手立てがなかった」および「仕事をする気持ちになれなかった」が22.0%となっています。父子家庭では「子どもの保育の手立てがなかった」が60.0%となっています。

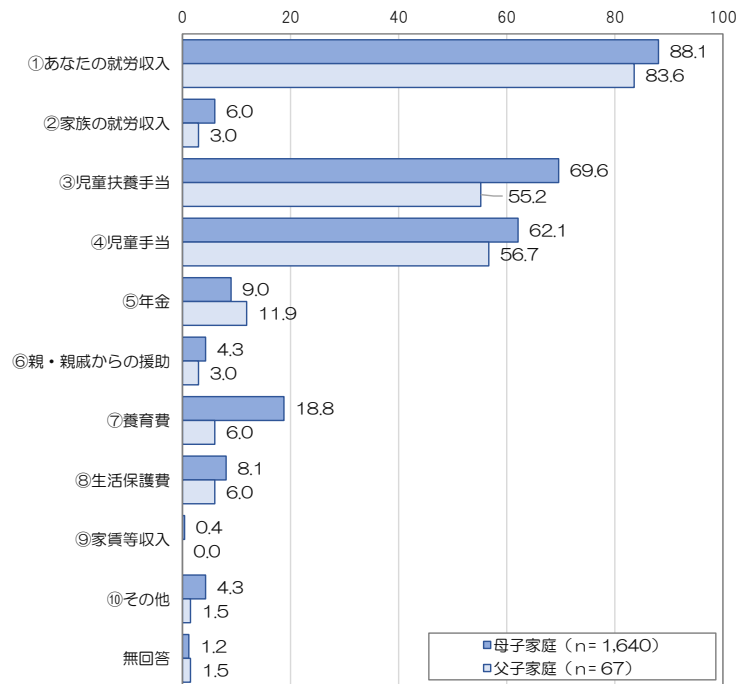
図表：ひとり親家庭になった直後、無職になった(または無職を続けた)理由(複数回答)



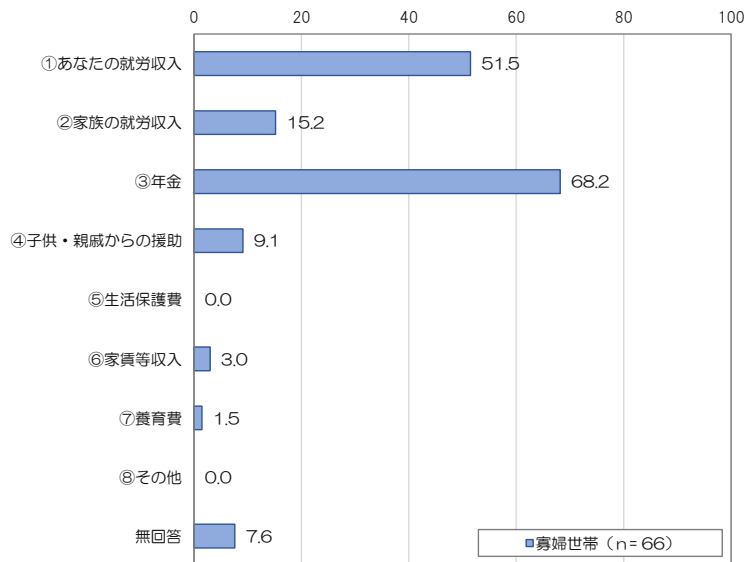
(8)収入の種類

収入の種類については、「あなたの就労収入」が母子家庭で 88.1%、父子家庭で 83.6%と最も多く、次いで「児童扶養手当」が母子家庭で 69.5%、父子家庭で 55.2%、「児童手当」が母子家庭で 62.1%、父子家庭で 56.7%となっています。

図表：収入の種類（ひとり親家庭）（複数回答）



図表：収入の種類（寡婦世帯）（複数回答）



【前回調査との比較】

「母子家庭」について、『あなたの就労収入』が 1.9 ポイント、『養育費』が 2.4 ポイント増加し、『児童扶養手当』が 8.1 ポイント、『児童手当』が 3.0 ポイント減少しています。

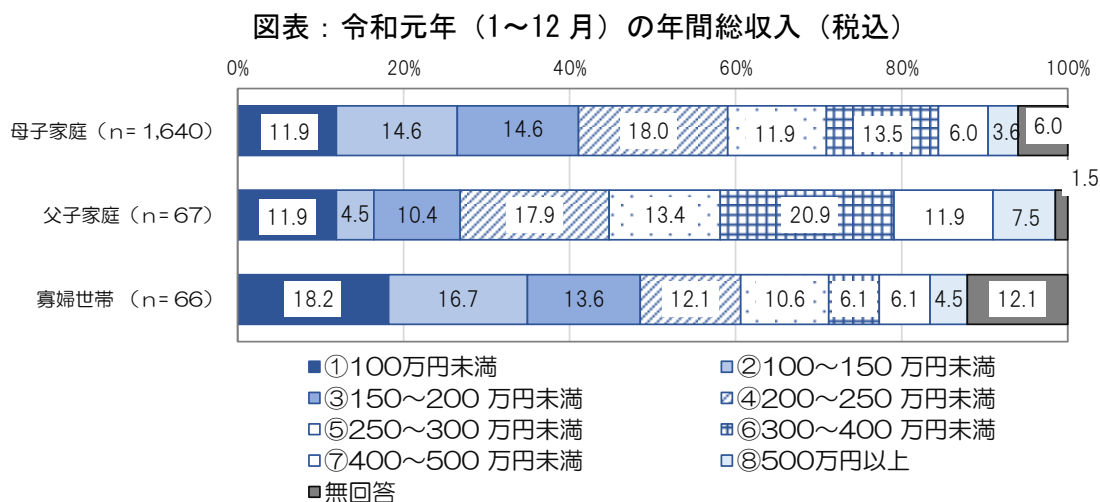
「寡婦世帯」では、『あなたの就労収入』が 5.6 ポイント増加しています。

(9)令和元年(1～12月)の年間総収入(税込)

令和元年(1～12月)の年間総収入(税込)について、母子家庭では「200～250万円未満」が18.0%で最も多く、次いで「100～150万円未満」および「150～200万円未満」がともに14.6%となっています。

父子家庭では「300～400万円未満」が20.9%で最も多く、次いで「200～250万円未満」が17.9%、「250～300万円未満」が13.4%となっています。

寡婦世帯では、「100万円未満」が18.2%で最も多く、次いで「100～150万円未満」が16.7%、「150～250万円未満」が13.6%となっています。

**【前回調査との比較】**

「母子家庭」について、前回調査では、『100万円未満』が21.3%で最も多くなっていたことに対し、今回調査では『200～250万円未満』が5.9ポイント増加し、最も多くなっています。また、『100万円未満』は9.4ポイント減少しています。

「父子家庭」について、前回調査では『200～250万円未満』が18.2%で最も多くなっていたことに対し、今回調査では『300～400万円未満』が11.8ポイント増加し、最も多くなっています。

「寡婦世帯」について、前回調査では『150～200万円未満』が18.9%で最も多かったことに対し、今回調査では5.3ポイント減少し、3番目に多い比率となっています。

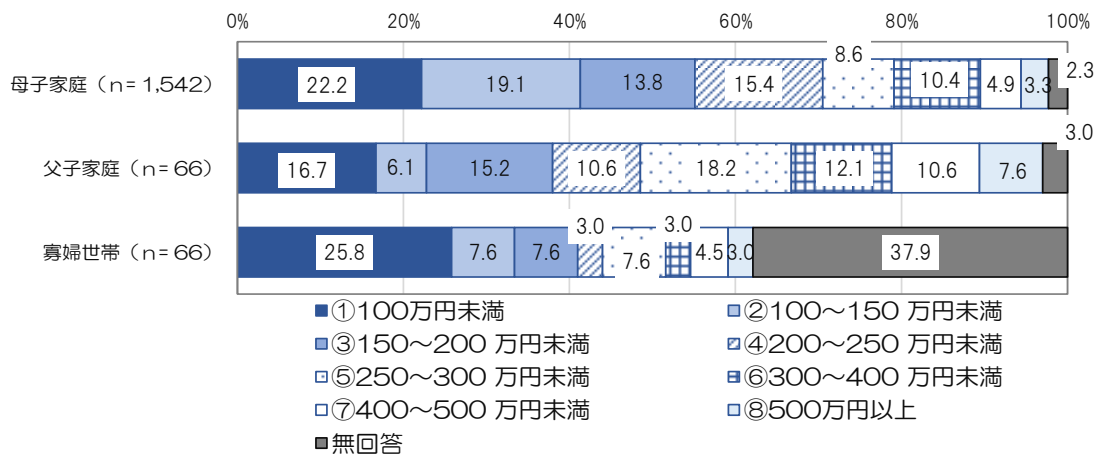
(10)令和元年(1～12月)の年間総収入のうち就労による収入

令和元年(1～12月)の年間総収入のうち就労による収入について、母子家庭では「100万円未満」が22.2%で最も多く、次いで「100～150万円未満」が19.1%、「200～250万円未満」が15.4%となっています。

父子家庭では「250～300万円未満」が18.2%で最も多く、次いで「100万円未満」が16.7%、「150～200万円未満」が15.2%となっています。

寡婦世帯では、「100万円未満」が25.8%で最も多く、次いで「100～150万円未満」、「150～250万円未満」、「250～300万円未満」が7.6%となっています。

図表：令和元年(1～12月)の年間総収入のうち就労による収入

**【前回調査との比較】**

「母子家庭」について、『200～250万円未満』が3.8ポイント増加、『100万円未満』が3.6ポイント、『100～150万円未満』が2.9ポイント減少しています。

「父子家庭」について、『250～300万円未満』が14.9ポイント増加、『100～150万円未満』が7.2ポイント減少しています。

(11) 仕事をするための資格(ひとり親家庭)

ひとり親ご自身が仕事をするために「すでに取得している資格」について、母子家庭では無回答(特になし)を除くと、「介護職員(旧ホームヘルパー)」が13.8%で最も多く、次いで「介護福祉士」が8.5%、「医療事務」が6.8%となっています。

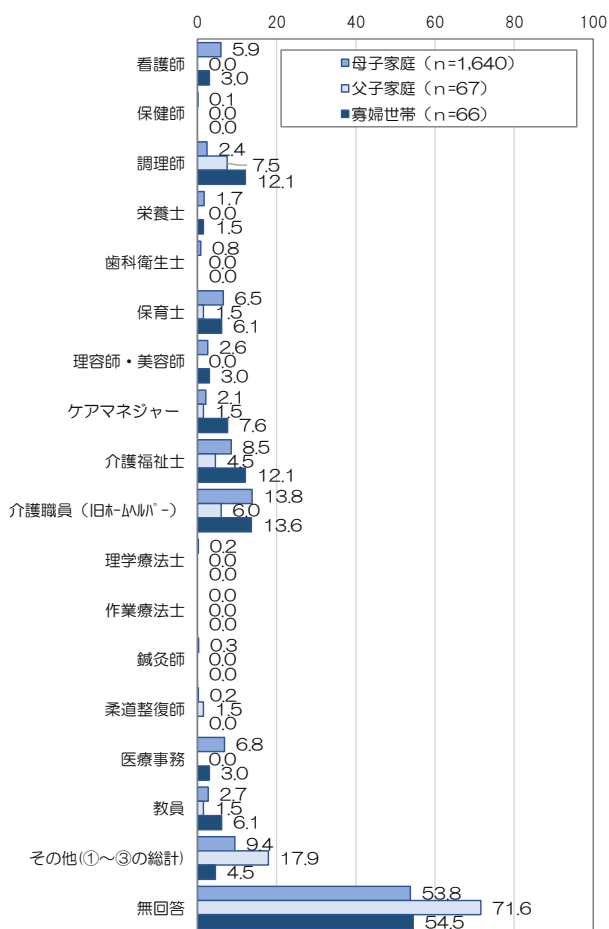
寡婦世帯では、無回答(特になし)を除くと、「介護職員(旧ホームヘルパー)」が13.6%で最も多く、次いで「調理師」が12.1%となっています。

父子家庭では無回答(特になし)を除くと、「調理師」が7.5%で最も多く、次いで「介護職員(旧ホームヘルパー)」が6.0%、「介護福祉士」が4.5%となっています。

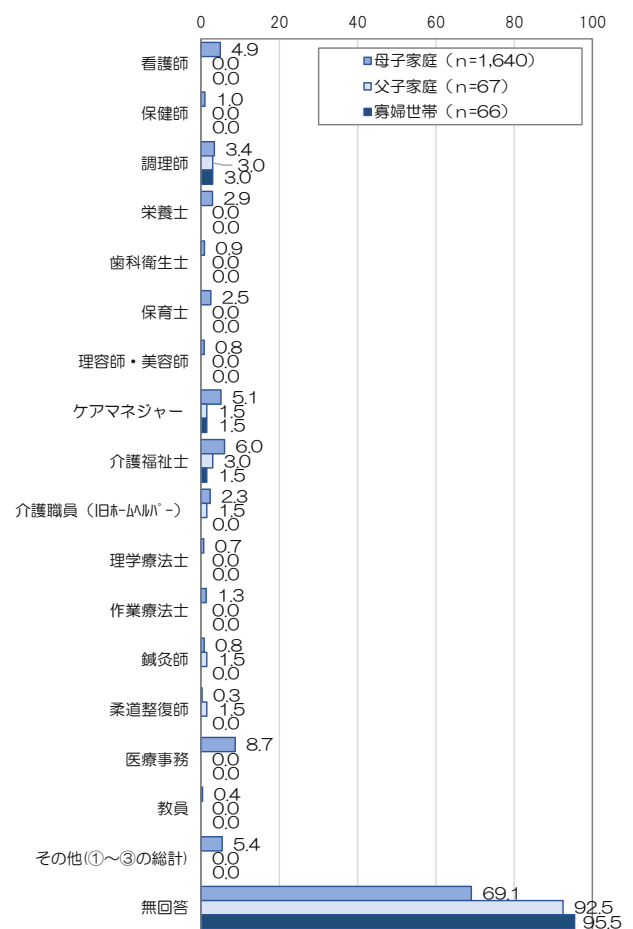
「仕事するために今後取得したい資格」について、母子家庭では無回答(特になし)を除くと、「医療事務」が8.8%で最も多く、次いで「介護福祉士」が6.0%、「ケアマネジャー」が5.1%となっています。父子家庭では無回答(特になし)を除くと、「調理師」および「介護福祉士」がともに3.0%となっています。

寡婦世帯では、無回答(特になし)を除くと、「調理師」が3.0%で最も多くなっています。

図表：仕事をするためにすでに取得している資格（複数回答）



図表：仕事をするために今後取得したい資格（複数回答）



＜クロス集計＞ ひとり親になってからの年数別にみた「資格の有無」

(単位：%)

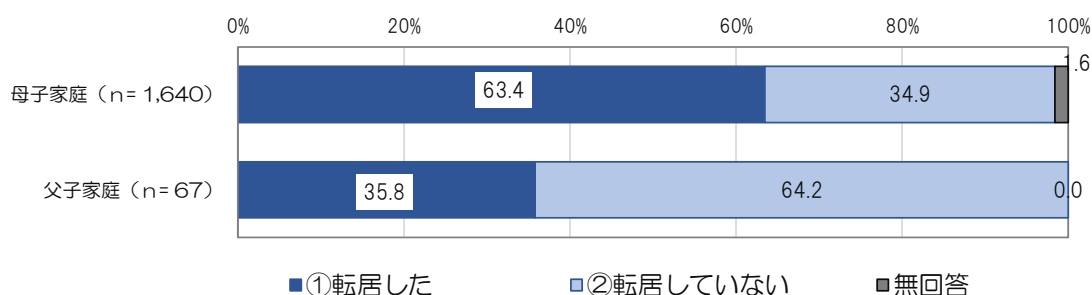
	計	資格あり	資格なし
1年未満 (n=97)	100	51.5	48.5
1～3年未満 (n=303)	100	49.8	50.2
3～5年未満 (n=327)	100	52.3	47.7
5～10年未満 (n=617)	100	54.0	46.0
10年未満 (n=663)	100	56.1	43.9

2-3. 住居について

(1) ひとり親家庭になった直後の転居の有無

ひとり親家庭になった直後に転居したかどうかについては、母子家庭では63.4%が「転居した」であるのに対し、父子家庭では64.2%が「転居していない」となっています。

図表：ひとり親家庭になった直後の転居の有無



【前回調査との比較】

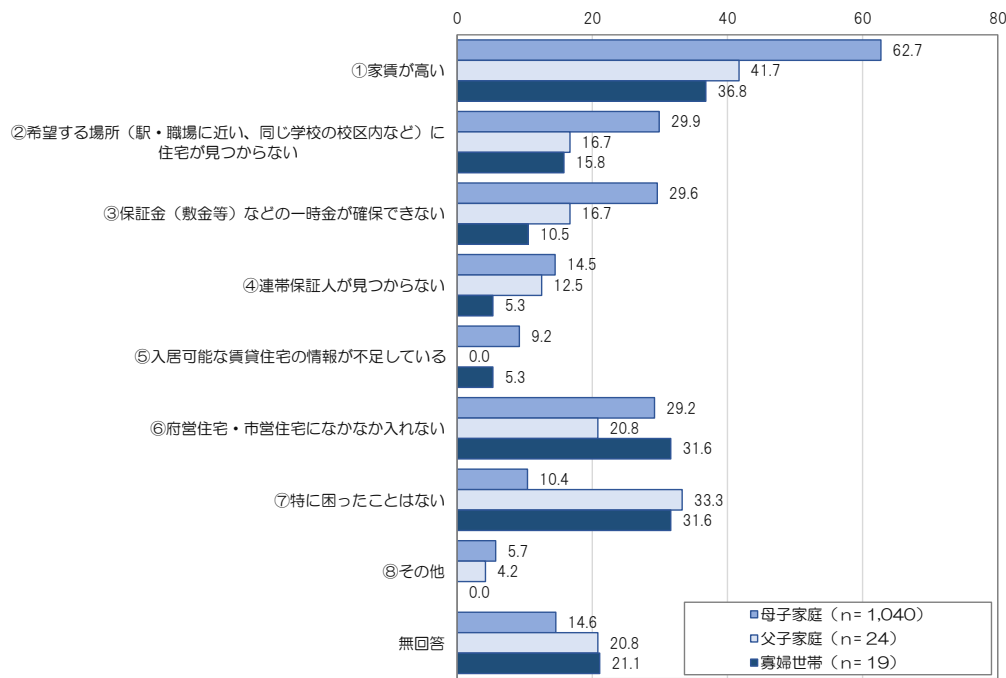
「母子家庭」について、前回調査から、特に、顕著な変化はありませんでしたが、「父子家庭」については、『転居した』が11.6ポイント増加し、『転居していない』が8.5ポイント減少しています。

(2) 賃貸住宅を探す時や入居する時に「困っている」または「困った」こと

ひとり親家庭になった直後に「転居した」と答えた人に、賃貸住宅を探す時や入居する時に「困っている」または「困った」ことについてきいたところ、「家賃が高い」が母子家庭で62.7%、父子家庭で41.7%と最も高くなっています。「特に困ったことはない」と答えた人は、父子家庭では29.2%と約3割見られますが、母子家庭では10.4%に留まっています。

寡婦世帯でも、「家賃が高い」が36.8%で最も高くなっています。「特に困ったことはない」と答えた人は31.6%となっています。

図表：賃貸住宅を探す時や入居する時に「困っている」または「困った」こと（複数回答）

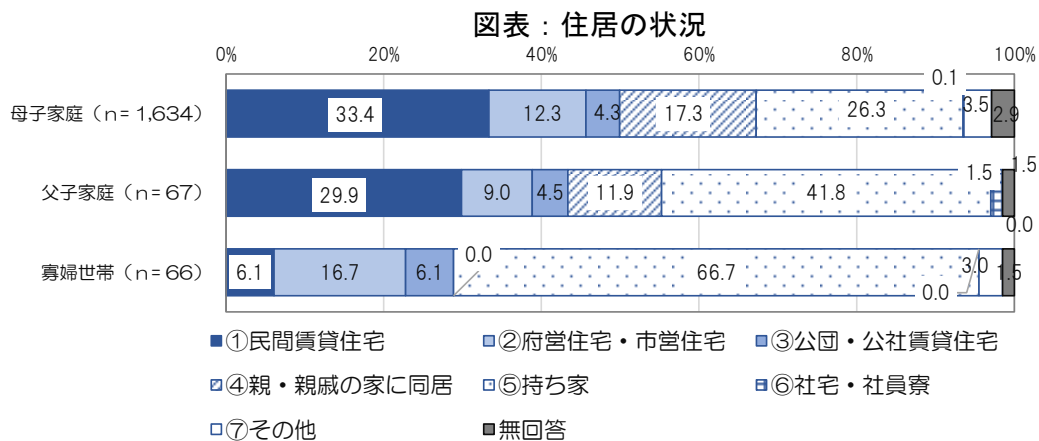


（3）現在の住居の状況

現在の住居の状況について、母子家庭では「民間賃貸住宅」が 33.4%で最も多く、次いで「持ち家」が 26.3%、「親・親戚の家に同居」が 17.3%となっています。

父子家庭では「持ち家」が 41.8%で最も多く、次いで「民間賃貸住宅」が 29.9%、「親・親戚の家に同居」が 11.9%となっています。

寡婦世帯では、「持ち家」が 66.7%で最も多く、次いで「府営住宅・市営住宅」が 16.7%となっています。

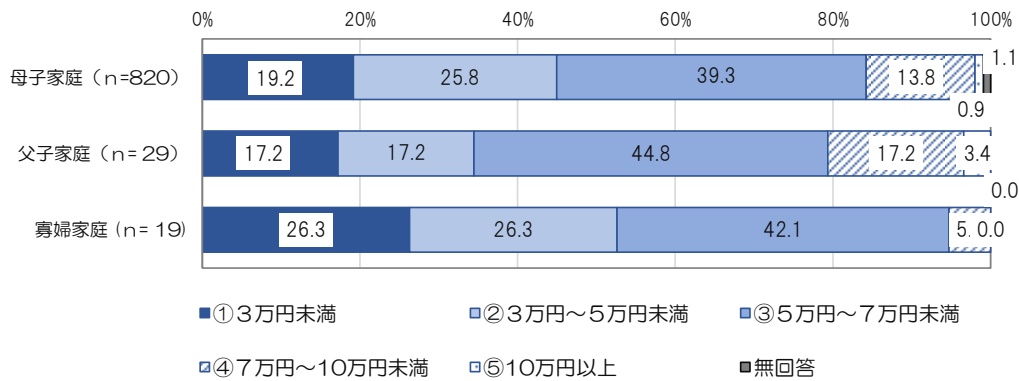


（4）1か月の家賃

賃貸住宅に住んでいる人の1か月の家賃は、母子家庭、父子家庭ともに「5～7 万円未満」が最も多く、それぞれ 39.3%、44.8%となっています。次いで母子家庭で「3～5 万円未満」が 25.8%、「3 万円未満」が 19.2%となっています。

寡婦世帯でも、同様に「5～7 万円未満」が最も多く、42.1%となっています。

図表：1か月の家賃



【前回調査との比較】

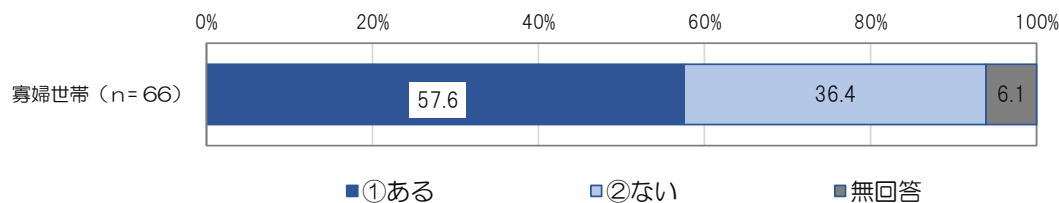
「母子家庭」について、『3万円～5万円未満』が6.6ポイント増加、『5万円～7万円未満』が6.1ポイント減少しています。

2-4. 母子家庭であった時期のことについて(寡婦世帯)

(1) 児童扶養手当の受給の有無

寡婦世帯が母子家庭であった時期に、児童扶養手当を受給したかについて、「ある」が57.6%、「ない」が36.4%となっています。

図表：児童扶養手当の受給の有無



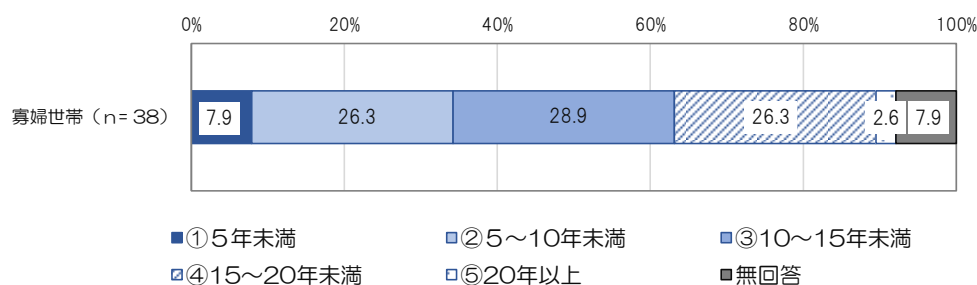
【前回調査との比較】

「ある」と答えた人が、前回調査より8.4ポイント増加しています。

(2) 児童扶養手当の受給期間

児童扶養手当を受給していた寡婦世帯に受給期間をきいたところ、「10～15年未満」が28.9%で最も多く、次いで「5～10年未満」、「15～20年未満」がともに26.3%となっています。

図表：児童扶養手当の受給期間



【前回調査との比較】

前回調査では、『5～10 年未満』が 30.0%で最も多くなっていたことに対し、今回調査では『5～10 年未満』が 28.9%で最も多くなっています。また、『5年未満』が前回調査より 7.1 ポイント減少しています。

2-5. 養育費及び面会交流について

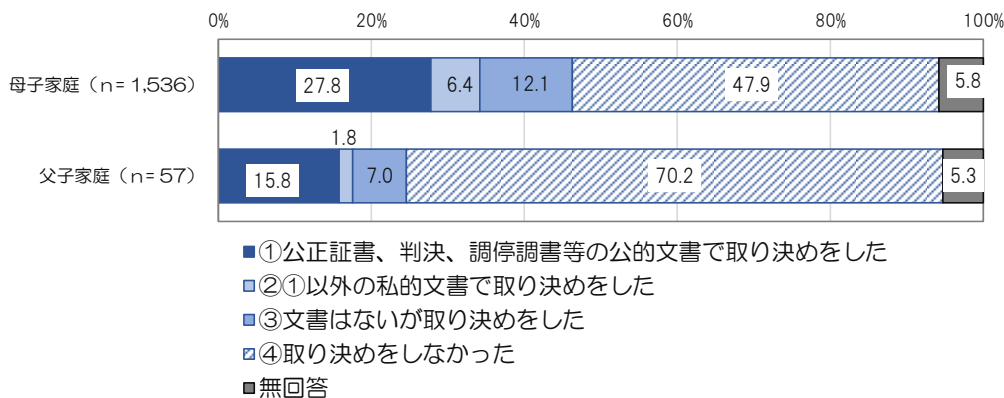
(1) 養育費の受け取りについて

① 養育費の受け取りについての取り決め

「死別」を除く理由でひとり親家庭になった人に、養育費の受け取りについての取り決めについてきいたところ、母子家庭では何らかの方法で取り決めをした（「①公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」、「②①以外の私的文書で取り決めをした」、「③文書はないが取り決めをした」合わせた割合）のは 46.3%、「取り決めをしなかった」が 47.9%となっています。

父子家庭では「取り決めをしなかった」が 70.2%で、何らかの方法で取り決めをした（「①公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」、「②①以外の私的文書で取り決めをした」、「③文書はないが取り決めをした」合わせた割合）のは 24.6%となっています。

図表：養育費の受け取りについての取り決め



【前回調査との比較】

「母子家庭」、「父子家庭」について、『取り決めをしなかった』がそれぞれ 4.1 ポイント、7.7 ポイント増加しています。

＜クロス集計＞ 養育費の受給状況別にみた「養育費の取り決め状況」

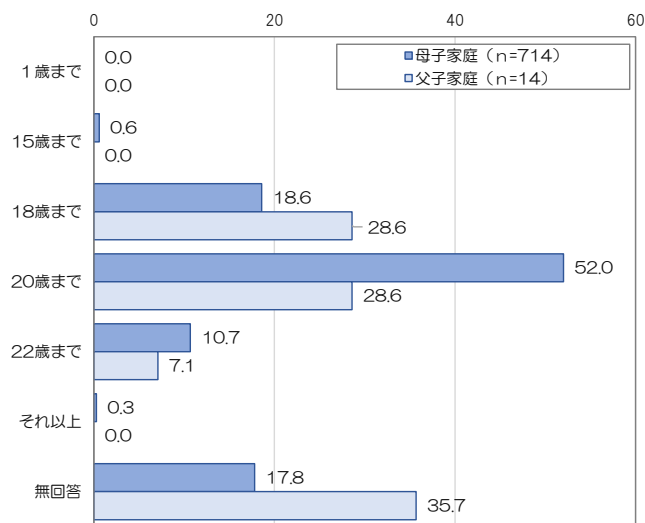
(単位：％)

	計	①公正証書等の 公的文書で取り 決めをした	② ①以外 の私的文書 で取り決め をした	③文書はない が取り決めを した	④取り決め をしなかつ た
定期的に受け取っている (n=330)	100	71.8	9.1	16.1	3.0
不定期だが受け取っている (n=86)	100	43.0	12.8	25.6	18.6
受け取ったことはあるが、現 在は受け取っていない (n=222)	100	38.3	11.7	18.5	31.5
一度も受け取ったことはない (n=827)	100	7.3	3.4	8.1	81.3

②養育費の受け取り期間

養育費の受け取りについて取り決めをしたと答えた人に、養育費の受け取り期間についてきいたところ、母子家庭では「20歳まで」が最も多く、52.0%となっており、次いで「18歳まで」が18.6%となっています。父子家庭では「18歳まで」および「20歳まで」がともに28.6%となっています。

図表：養育費の受け取り期間



【前回調査との比較】

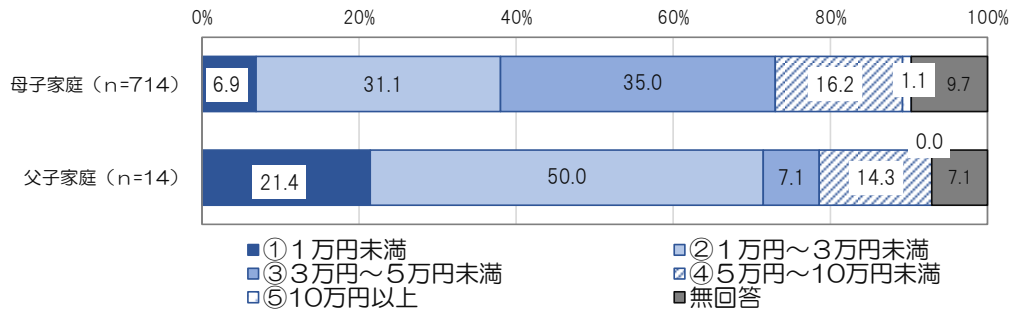
「母子家庭」では、『22歳まで』が5.9ポイント増加、『20歳まで』が5.8ポイント減少しています。

③子どもひとり当たりの養育費の月額(月平均)

養育費の受け取りについて取り決めた人と答えた人に、子どもひとり当たりの養育費の月額(月平均)をきいたところ、母子家庭では「3万円～5万円未満」が35.0%で最も多く、次いで「1万円～3万円未満」が31.1%となっています。

父子家庭では「1万円～3万円未満」が50.0%で最も高くなっています。

図表：子どもひとり当たりの養育費の月額(月平均)

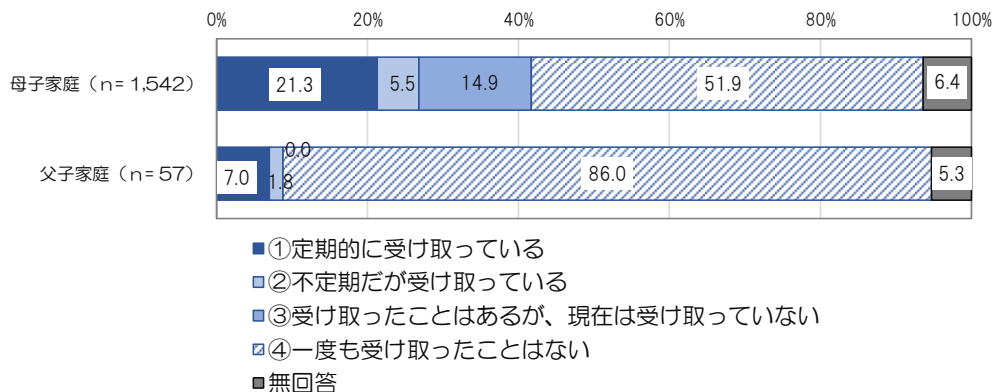


④現在の子どもの養育費の受給状況

「死別」を除く理由でひとり親家庭になった人に、現在の子どもの養育費の受給状況についてきいたところ、母子家庭では「定期的に受け取っている」と「不定期だが受け取っている」を合わせて26.8%、「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」と「一度も受け取ったことはない」を合わせて66.8%で、約7割が現在養育費を受け取っていない状況にあります。また、51.9%は、「一度も受け取ったことはない」と回答しています。

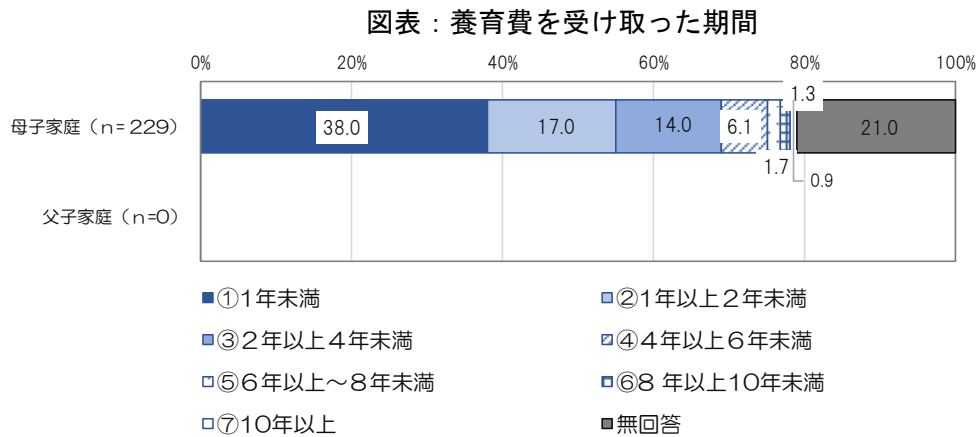
父子家庭では「一度も受け取ったことはない」と答えた人が86.0%となっています。

図表：現在の子どもの養育費の受給状況



⑤養育費を受け取った期間

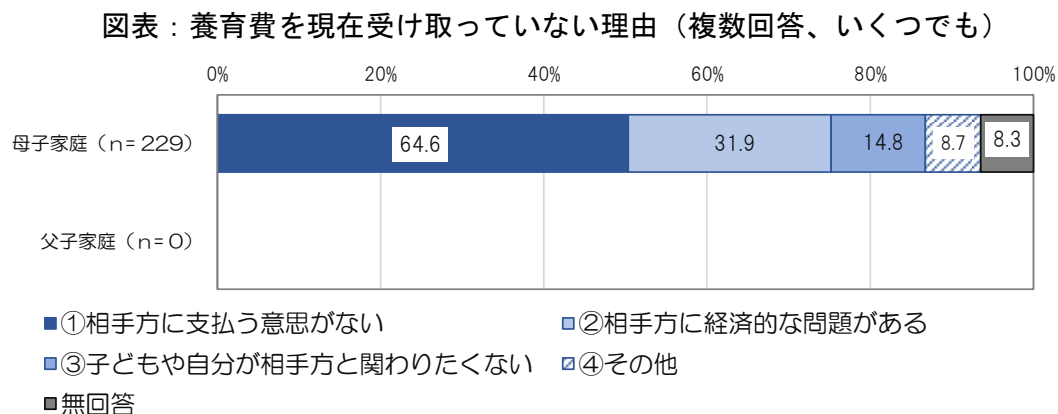
養育費を「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」と答えた人に、養育費を受け取った期間についてきいたところ、「1年未満」が38.0%で最も多く、次いで「1年以上～2年未満」が17.0%、「4年以上～6年未満」が14.0%となっています。



注：父子家庭で「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」は0人

⑥養育費を現在受け取っていない理由

養育費を「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」と答えた人に、養育費を現在受け取っていない理由についてきいたところ、母子家庭では「相手方に支払う意思がない」が64.6%で最も多く、次いで「相手方に経済的な問題がある」が31.9%、「子どもや自分が相手方と関わりたくない」が14.8%となっています。



注：父子家庭で「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」は0人

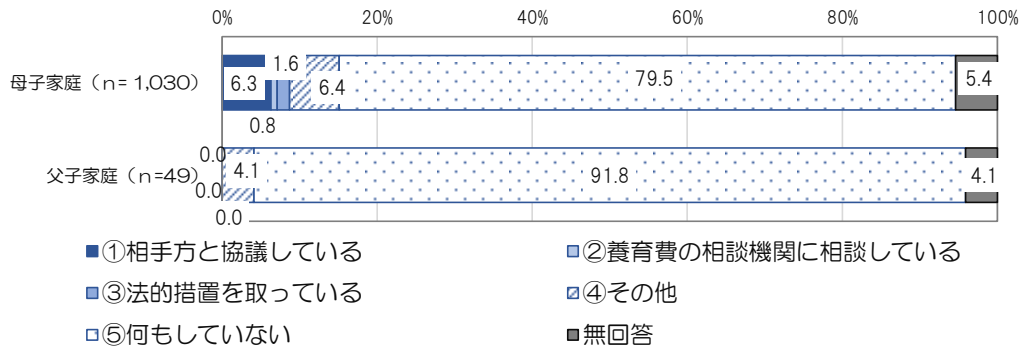
【前回調査との比較】

「母子家庭」について、『相手方に経済的な問題がある』が11.4ポイント減少しています。

⑦養育費がもらえないことに対する行動

養育費を「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」あるいは「一度も受け取ったことがない」と答えた人に、養育費がもらえないことに対する行動についてきいたところ、母子家庭で「何もしていない」が79.5%と約8割を占め、「相手方と協議している」(6.3%)や「法的措置を取っている」(1.6%)など何らかの行動を起こしている方は7.9%に留まっています。父子家庭では、91.8%が「何もしていない」となっています。

図表：養育費がもらえないことに対する行動



【前回調査との比較】

「母子家庭」について、『何もしていない』が27.8ポイント増加、『相手方と協議している』が15.4ポイント減少しています。

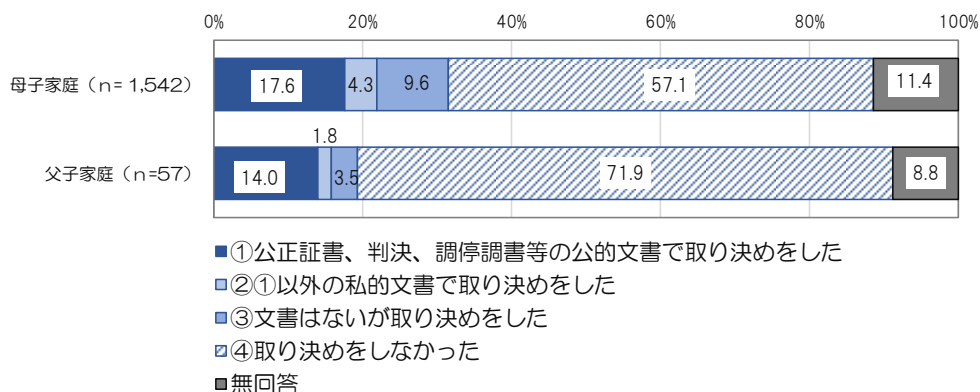
(2)面会交流について

①面会交流についての取り決め状況

「死別」を除く理由でひとり親家庭になった人に、面会交流についての取り決めについてきいたところ、母子家庭では「何らかの方法で取り決めた」のは31.5%、取り決めたをしなかったが57.1%となっています。

父子家庭では「取り決めたをしなかった」が71.9%で、「何らかの方法で取り決めた」のは19.3%に留まっています。

図表：面会交流についての取り決め状況

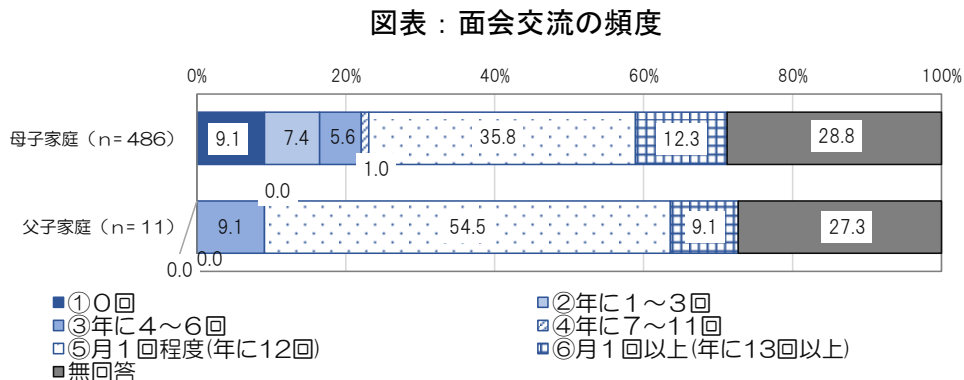


【前回調査との比較】

「母子家庭」について、『取り決めたしなかった』が 2.6 ポイント増加し、『何らかの取り決めたし』が 4.4 ポイント減少しました。「父子家庭」においては、ほぼ前回調査と同様です。

②面会交流の頻度

面会交流について取り決めた人に、面会交流の頻度について聞いたところ、母子家庭では、「月に1回(年に12回)」が 35.8%で最も多く、次いで「月に1回以上(年に13回以上)」が 12.3%となっています。父子家庭でも「月に1回(年に12回)」が 54.5%で最も多くなっています。



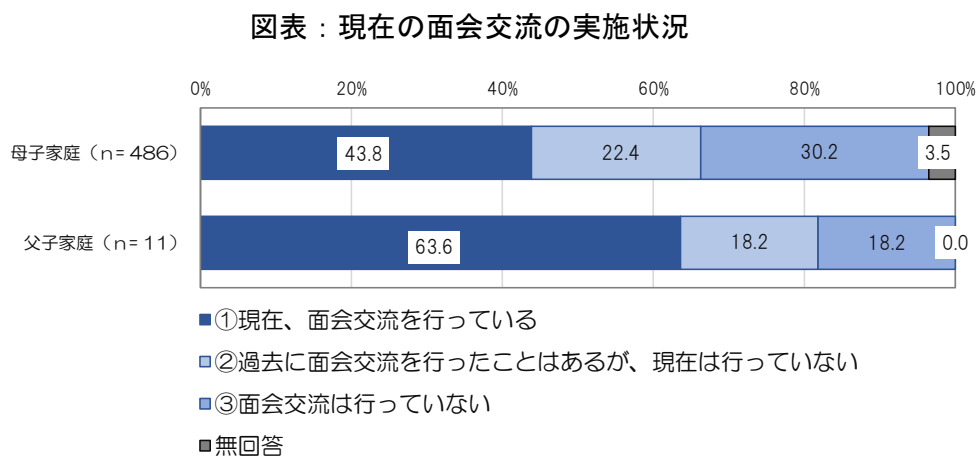
【前回調査との比較】

「母子家庭」について、『月1回程度』が 6.3 ポイント増加しています。

③現在の面会交流の実施状況

現在の面会交流の実施状況は、母子家庭では「現在、面会交流を行っている」が 43.8%、「過去に面会交流を行ったことはあるが、現在は行っていない」と「面会交流は行っていない」を合わせて 52.6%で、約半数の方が現在面会交流を行っていない状況になっています。

父子家庭では「現在、面会交流を行っている」が 63.6%となっています。



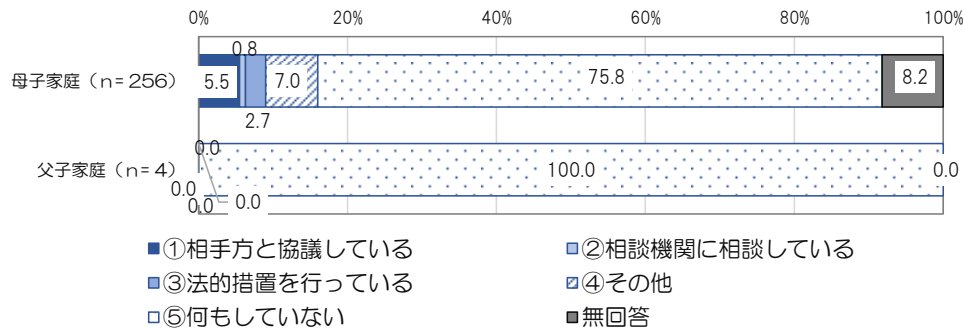
【前回調査との比較】

「母子家庭」について、『過去に面会交流を行ったことはあるが、現在は行っていない』が 5.7 ポイントの増加、『面会交流は行っていない』が 3.6 ポイント、『現在、面会交流を行っている』が 1.5 ポイント減少しています。

④面会交流を実施できないことに対する行動

面会交流を行っていない人に面会交流を実施できないことに対する行動についてきくと、母子家庭では「何もしていない」が75.8%で最も多く、「相手方と協議している」(5.5%)など何らかの行動を起こしている人は9.0%となっています。同じく父子家庭でも、「何もしていない」が100.0%となっています。

図表：面会交流を実施できないことに対する行動



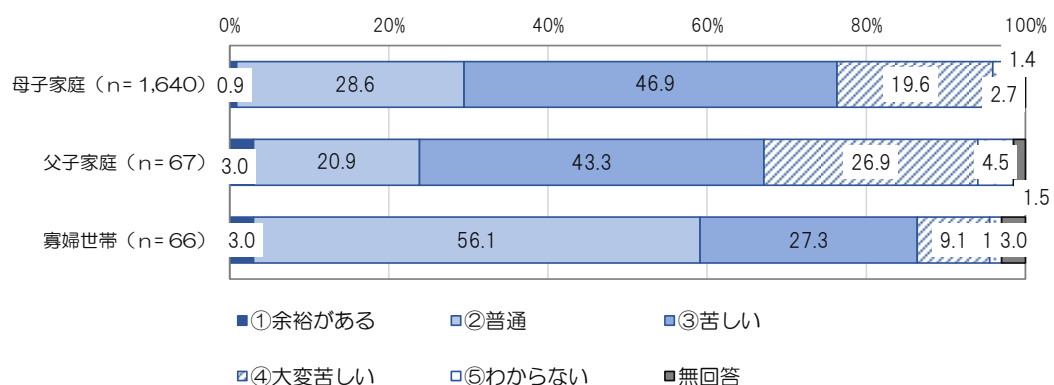
2-6. 生活一般・各種制度について

(1)現在の生活状況

現在の生活状況について、母子家庭では「苦しい」が46.9%と最も多く、次いで「普通」が28.6%、「大変苦しい」が19.6%となっています。また、父子家庭では、「苦しい」が43.3%と最も多く、次いで「大変苦しい」がそれぞれ26.9%となっており、母子家庭、父子家庭のそれぞれ66.5%、70.2%が現在の生活状況を苦しいと感じています。「余裕がある」は母子家庭で0.9%、父子家庭で3.0%に留まっています。

寡婦世帯では、「普通」が56.1%と最も多く、次いで「苦しい」が27.3%となっています。「余裕がある」は3.0%に留まっています。

図表：現在の生活状況



【前回調査との比較】

「母子家庭」について、前回調査では『苦しい』に次いで、『大変苦しい』が 28.0%で多かったことに対し、今回調査では『苦しい』に次いで、『普通』が 28.6%で多くなっています。また、今回調査では『普通』が 5.9 ポイントの増加、『大変苦しい』が 8.4 ポイント減少しています。

「父子家庭」について、前回調査より、『普通』が 14.8 ポイントの増加、『苦しい』が 14.3 ポイント減少しています。

「寡婦世帯」について、『普通』が前回調査より 5.3 ポイント増加し、『苦しい』が 3.8 ポイント減少しています。

＜クロス集計＞ 養育費の受給状況別にみた「現在の生活状況」

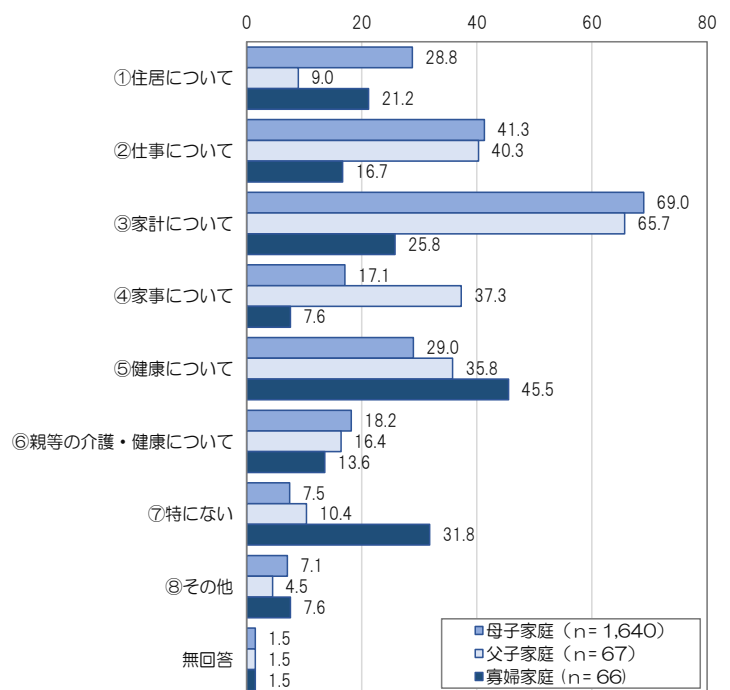
(単位：%)

	計	余裕がある	普通	苦しい	大変苦しい	わからない
定期的に受け取っている (n=329)	100	1.2	38.9	47.4	11.2	1.2
不定期だが受け取っている (n=85)	100	0	31.8	50.6	14.1	3.5
受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない (n=230)	100	0.9	23.5	49.6	22.6	3.5
一度も受け取ったことはない (n=842)	100	0.7	24.0	48.1	24.5	2.7

(2)現在困っていること

現在困っていることについて、母子家庭、父子家庭ともに「家計について」が最も多く、それぞれ 67.1%、64.2%となっています。次いで母子家庭では「仕事について」が 41.1%、「住居について」および「健康について」がともに 28.8%となっています。父子家庭では次いで「仕事について」が 40.3%、「家事について」が 37.3%となっています。

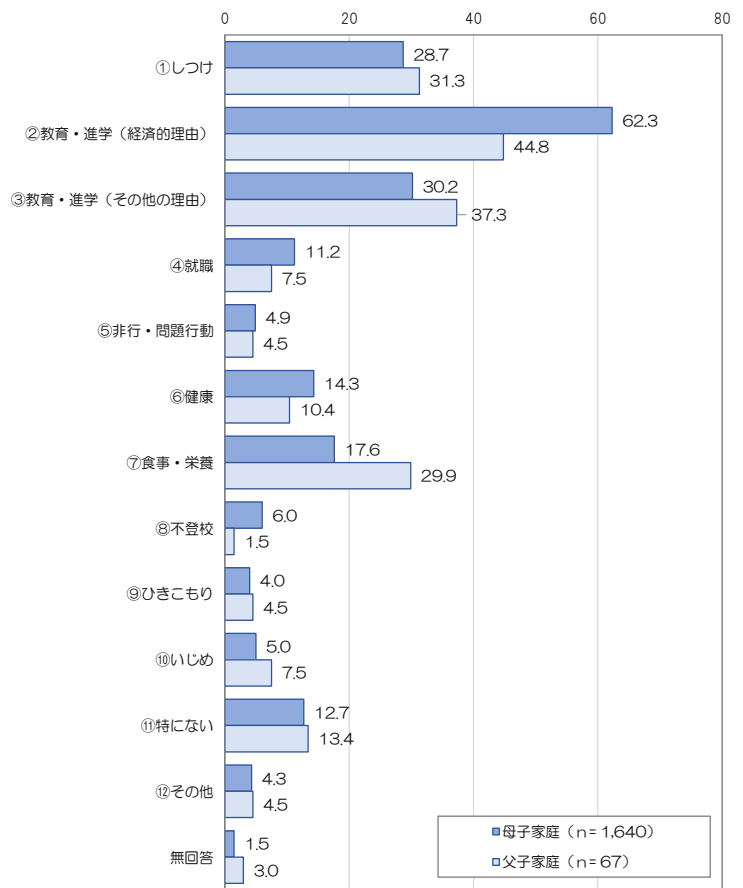
図表：現在困っていること（複数回答）



(3)子どもに関する悩み

子どもに関しての悩みの内容について、母子家庭、父子家庭ともに「教育・進学（経済的理由）」が最も多く、それぞれ 62.3%、44.8%となっています。次いで「教育・進学（その他の理由）」がそれぞれ 30.2%と 37.3%、「しつけ」がそれぞれ 28.7%と 31.3%となっており、母子家庭、父子家庭ともに、悩みの内容についてはこの3項目が多くなっています。

図表：子どもに関する悩みの内容（複数回答）

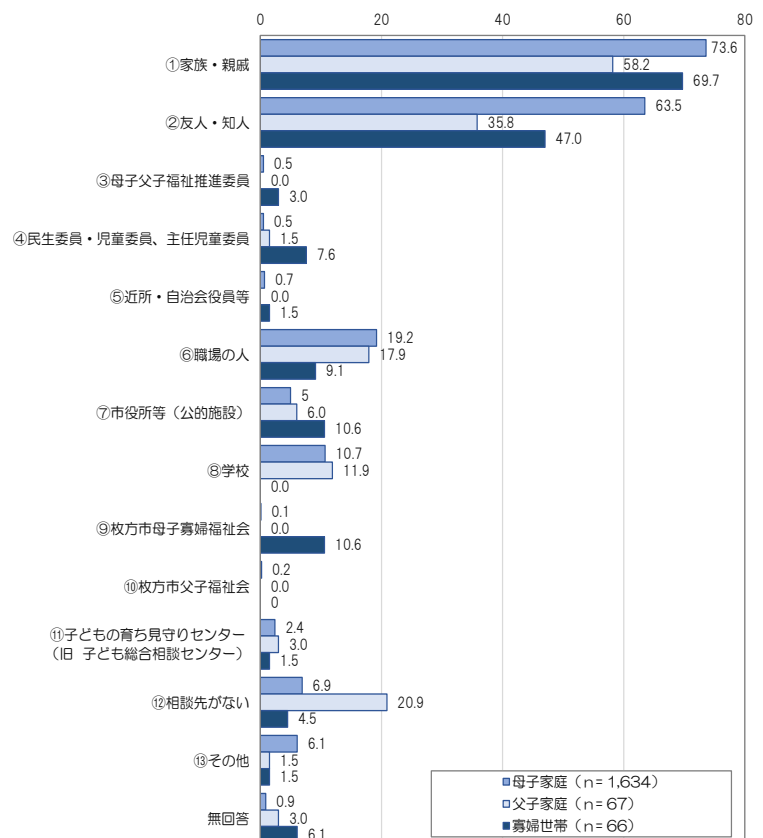


(4)困ったことがあるとき相談する相手

困ったことがあるとき相談する相手について、母子家庭、父子家庭ともに「家族・親戚」が最も多く、それぞれ 73.6%、58.2%となっています。次いで母子家庭、父子家庭ともに「友人・知人」で、それぞれ 63.5%、35.8%となっています。父子家庭では「相談先がない」が 20.9%となっています。

寡婦世帯でも、同様に「家族・親戚」が最も多く 69.7%となっており、次いで「友人・知人」が 47.0%となっています。「相談先がない」と答えた人は、4.5%に留まっています。

図表：困ったことがあるとき相談する相手（複数回答）



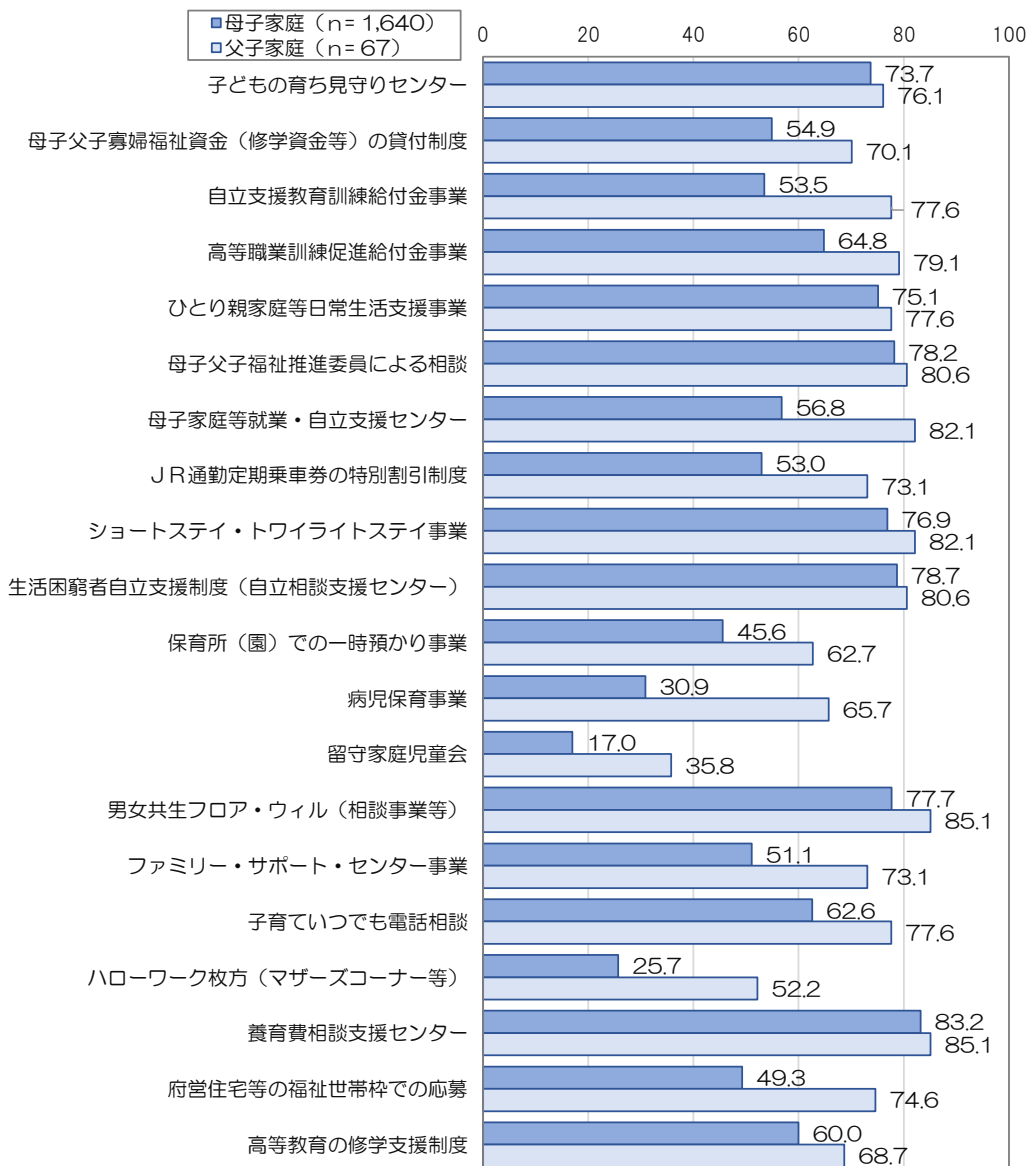
(5)施設や制度について

①ひとり親家庭

施設や制度について、「知らない」と答えた人の割合は、母子家庭では「養育費相談支援センター」、「生活困窮者自立支援制度(自立相談支援センター)」、「母子・父子福祉推進委員による相談」、「男女共生フロア・ウィル(相談事業等)」、「ショートステイ・トワイライトステイ事業」、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」で高く、75%以上となっています。

父子家庭では「養育費相談支援センター」、「男女共生フロア・ウィル(相談事業等)」、「母子家庭等就業・自立支援センター」、「ショートステイ・トワイライトステイ事業」、「生活困窮者自立支援制度(自立相談支援センター)」、「母子・父子福祉推進委員による相談」で80%以上となっています。

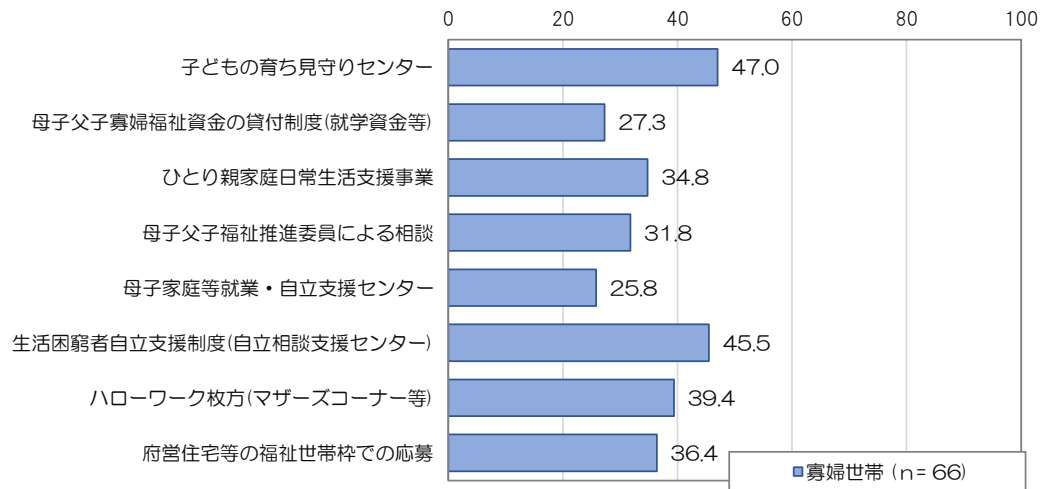
図表：施設や制度について「知らない」と答えた人の割合



②寡婦世帯

施設や制度について、「知らない」と答えた人の割合は、「子どもの育ち見守りセンター」が最も多く 47.0%、次いで「生活困窮者自立支援制度(自立相談支援センター)」が 45.5%となっています。

図表：施設や制度について「知らない」と答えた人の割合（寡婦世帯）

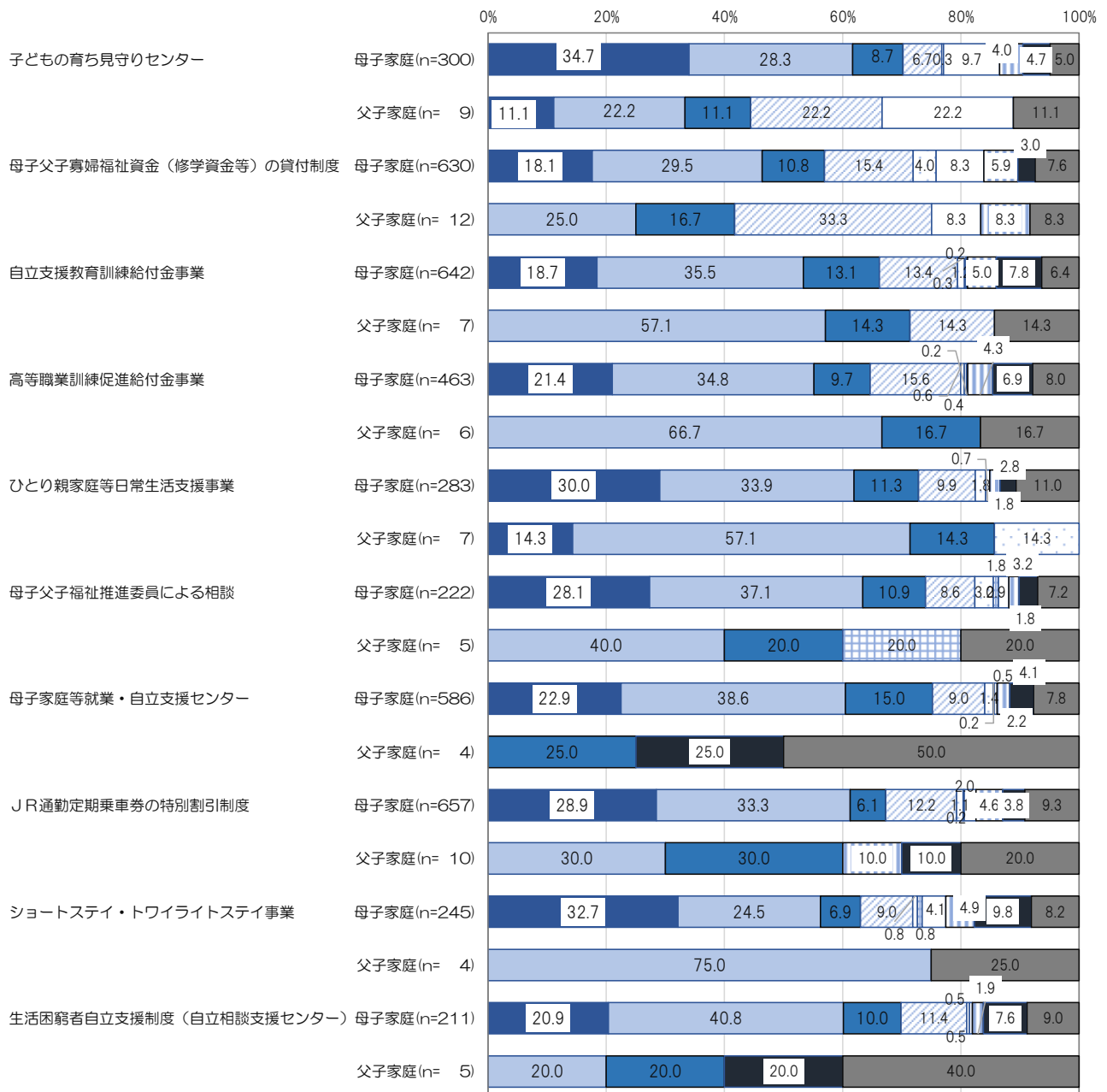


(6)施設や制度等の情報の入手先

①ひとり親家庭

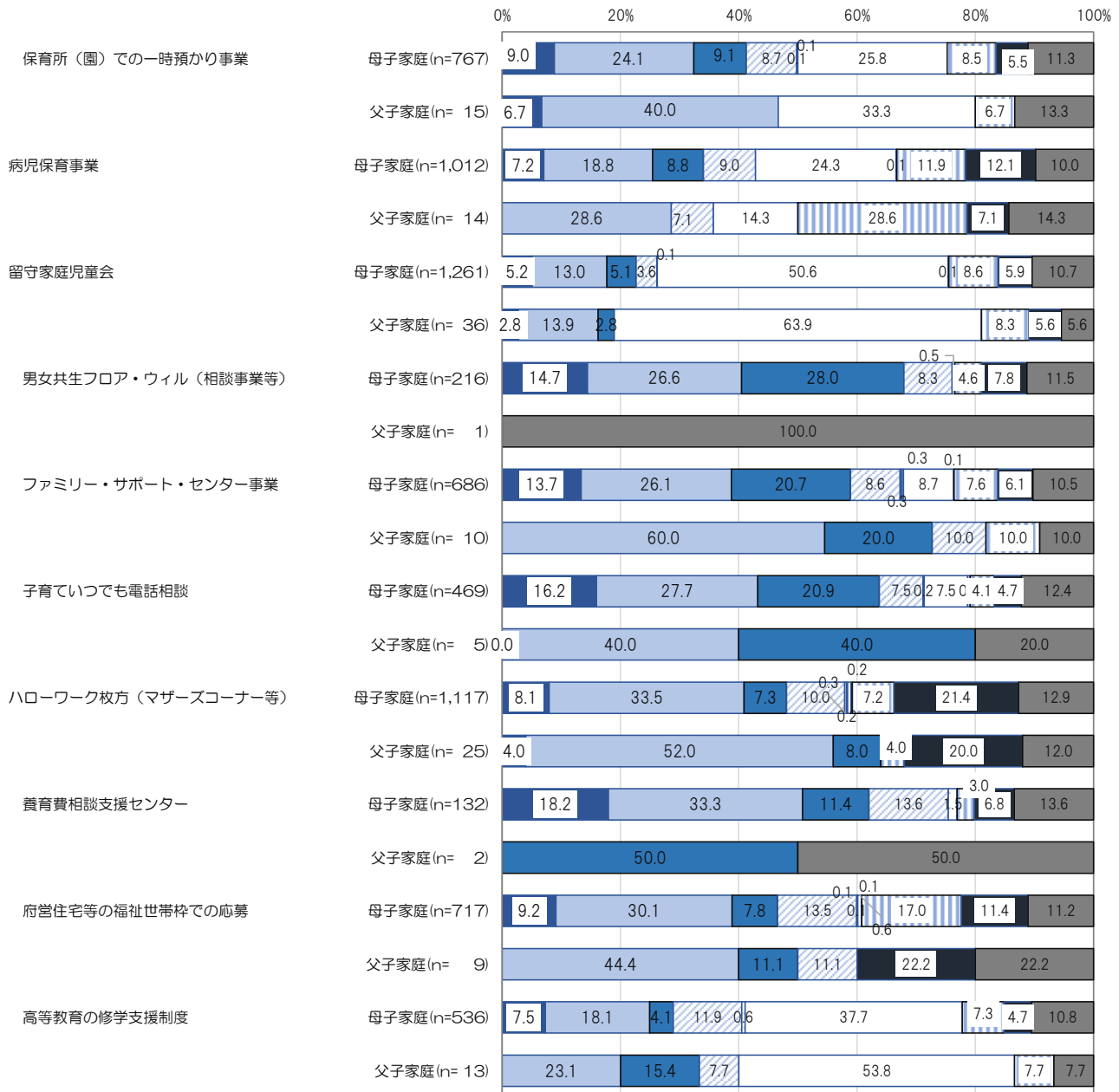
施設や制度の認知・利用についての設問で「知っている」に○をつけた人に、施設や制度等の情報の入手先についてきいたところ、それぞれの施設や制度により差は見られるものの、「市役所等（公的施設）」の割合が最も高い施設・制度が多くなっています。

図表：施設や制度等の情報の入手先（複数回答）



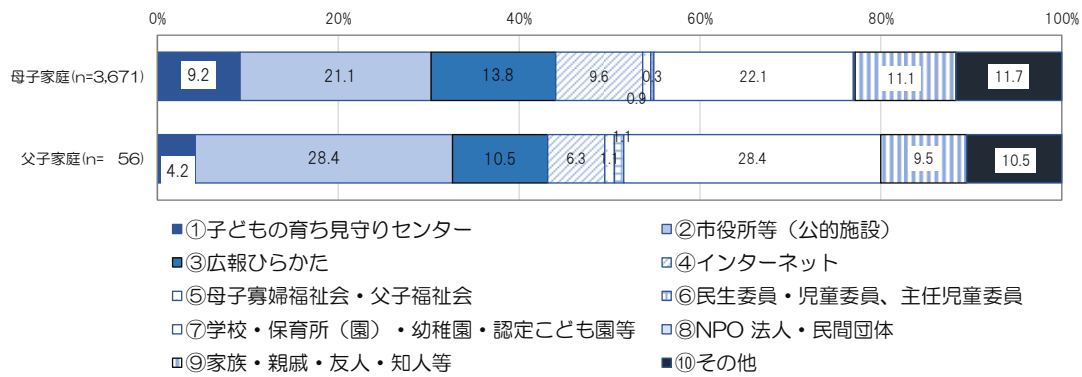
- ①子どもの育ち見守りセンター
- ②市役所等（公的施設）
- ③広報ひらかた
- ④インターネット
- ⑤母子寡婦福祉会・父子福祉会
- ⑥民生委員・児童委員、主任児童委員
- ⑦学校・保育所（園）・幼稚園・認定こども園等
- ⑧NPO 法人・民間団体
- ⑨家族・親戚・友人・知人等
- ⑩その他
- 無回答

図表：施設や制度等の情報の入手先（複数回答）続き



- ①子どもの育ち見守りセンター
- ③広報ひらかた
- ⑤母子寡婦福祉会・父子福祉会
- ⑦学校・保育所（園）・幼稚園・認定こども園等
- ⑨家族・親戚・友人・知人等
- 無回答
- ②市役所等（公的施設）
- ④インターネット
- ⑥民生委員・児童委員、主任児童委員
- ⑧NPO 法人・民間団体
- ⑩その他

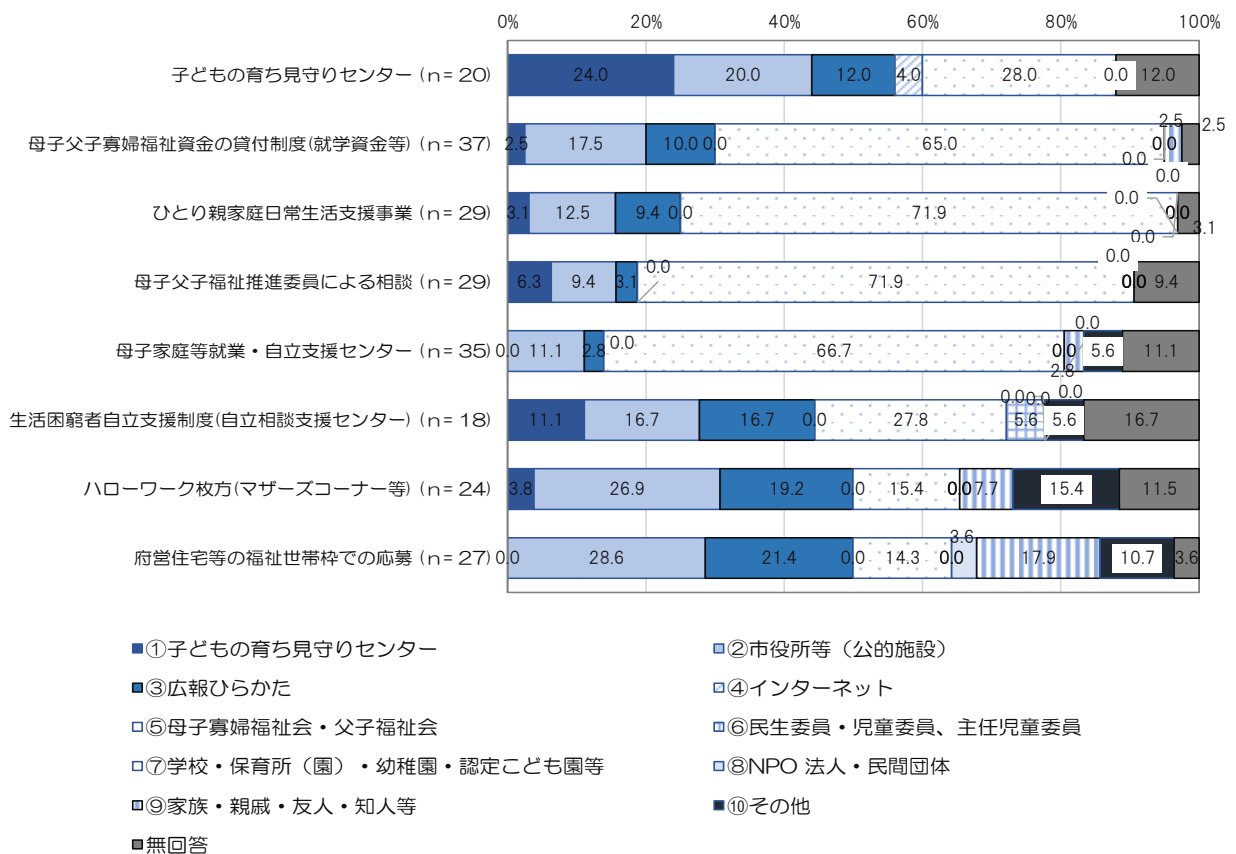
図表：【参考】施設や制度等の情報の入手先（単数回答）



②寡婦世帯

施設や制度の認知・利用についての設問で「知っている」に○をつけた人に、施設や制度等の情報の入手先についてきいたところ、それぞれの施設や制度により差は見られるものの、「母子寡婦福祉会・父子福祉会」、「市役所等（公的施設）」、「広報ひらかた」等の割合が高くなっています。

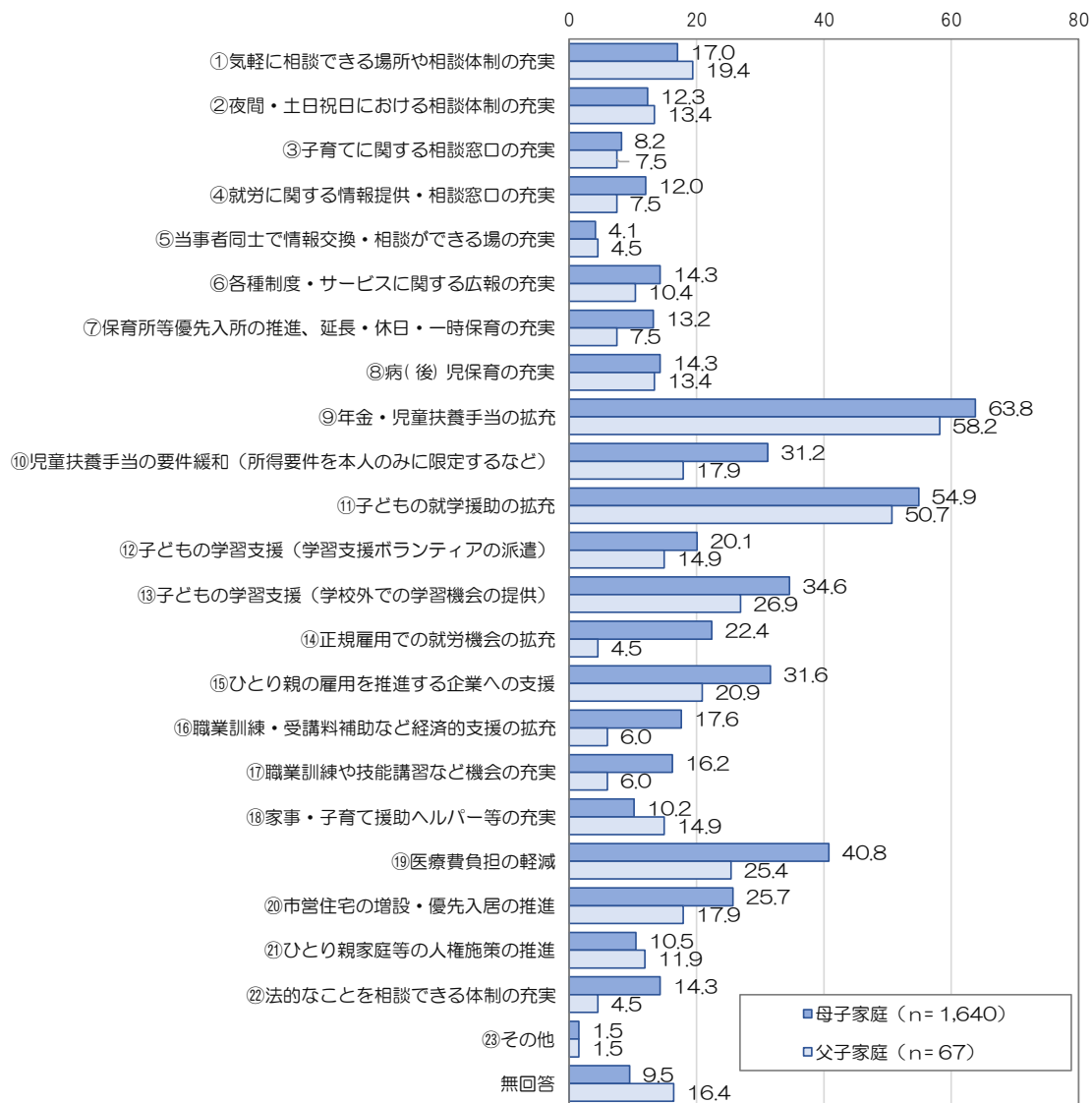
図表：施設や制度等の情報の入手先（複数回答）



(7)ご自身の自立や生活の安定を図るために望む支援策(ひとり親家庭)

ご自身の自立や生活の安定を図るために望む支援策として、母子家庭、父子家庭ともに「年金・児童扶養手当の拡充」が最も多く、それぞれ 63.8%、58.2%、次いで「子どもの就学援助の拡充」がそれぞれ 54.9%、50.7%、母子家庭で「医療費負担の軽減」が 40.8%、父子家庭で「子どもの学習支援(学校外での学習機会の提供)」が 26.9%となっています。

図表：ご自身の自立や生活の安定を図るために望む支援策（複数回答、いくつでも）



【前回調査との比較】

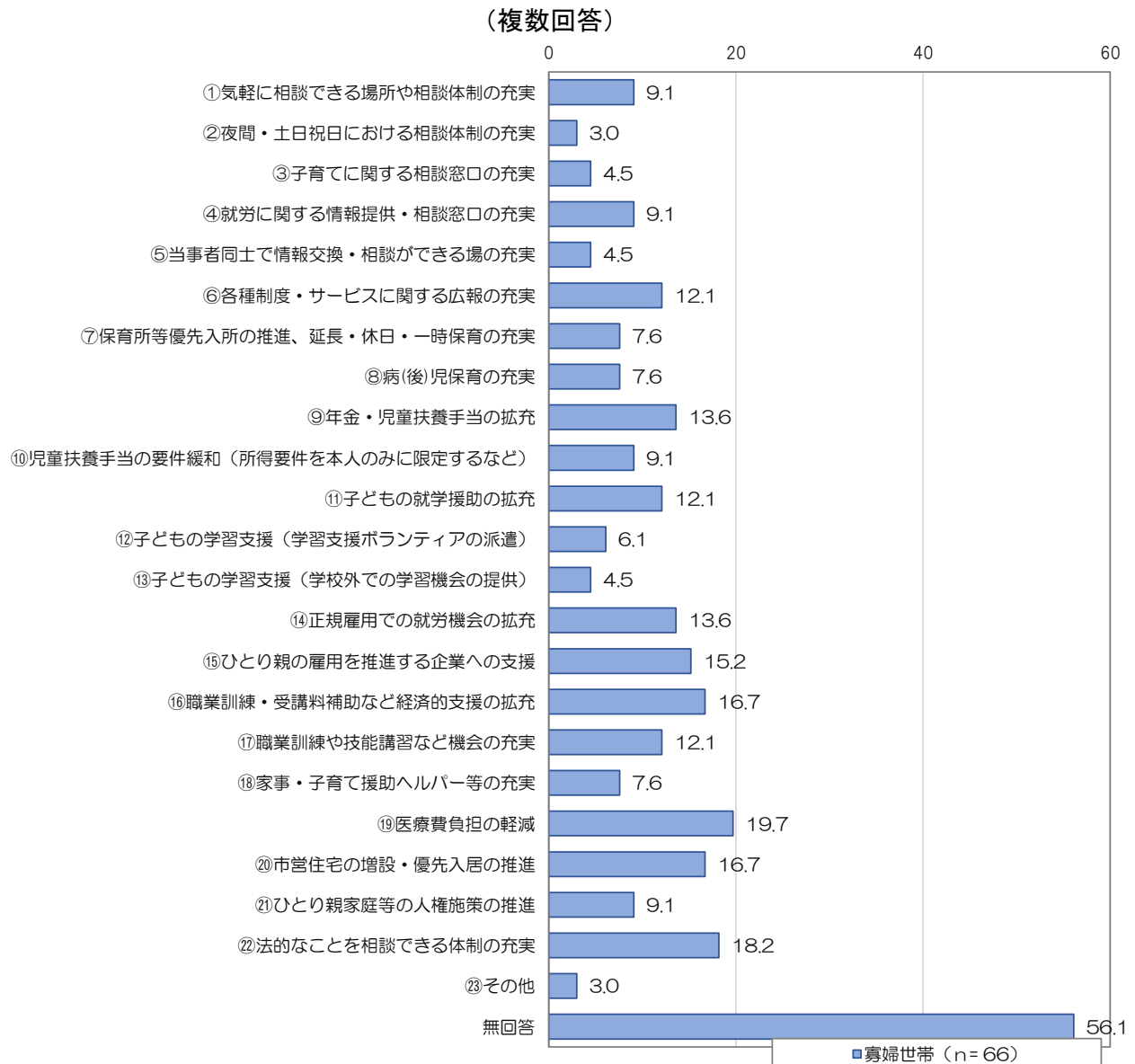
「母子家庭」、「父子家庭」とともに、『児童扶養手当の要件緩和(所得要件を本人のみに限定するなど)』がそれぞれ 13.6 ポイント、8.8 ポイント増加しています。

(8)自身の自立や生活の安定を図るための支援策(寡婦世帯)

①ご自身の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の時に望んだ支援策(寡婦世帯)

寡婦世帯が、ご自身の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の時に望んだ支援策として、「医療費負担の軽減」が最も多く 19.7%、次いで「法的なことを相談できる体制の充実」が 18.2%となっています。

図表：ご自身の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の時に望んだ支援策（寡婦世帯）



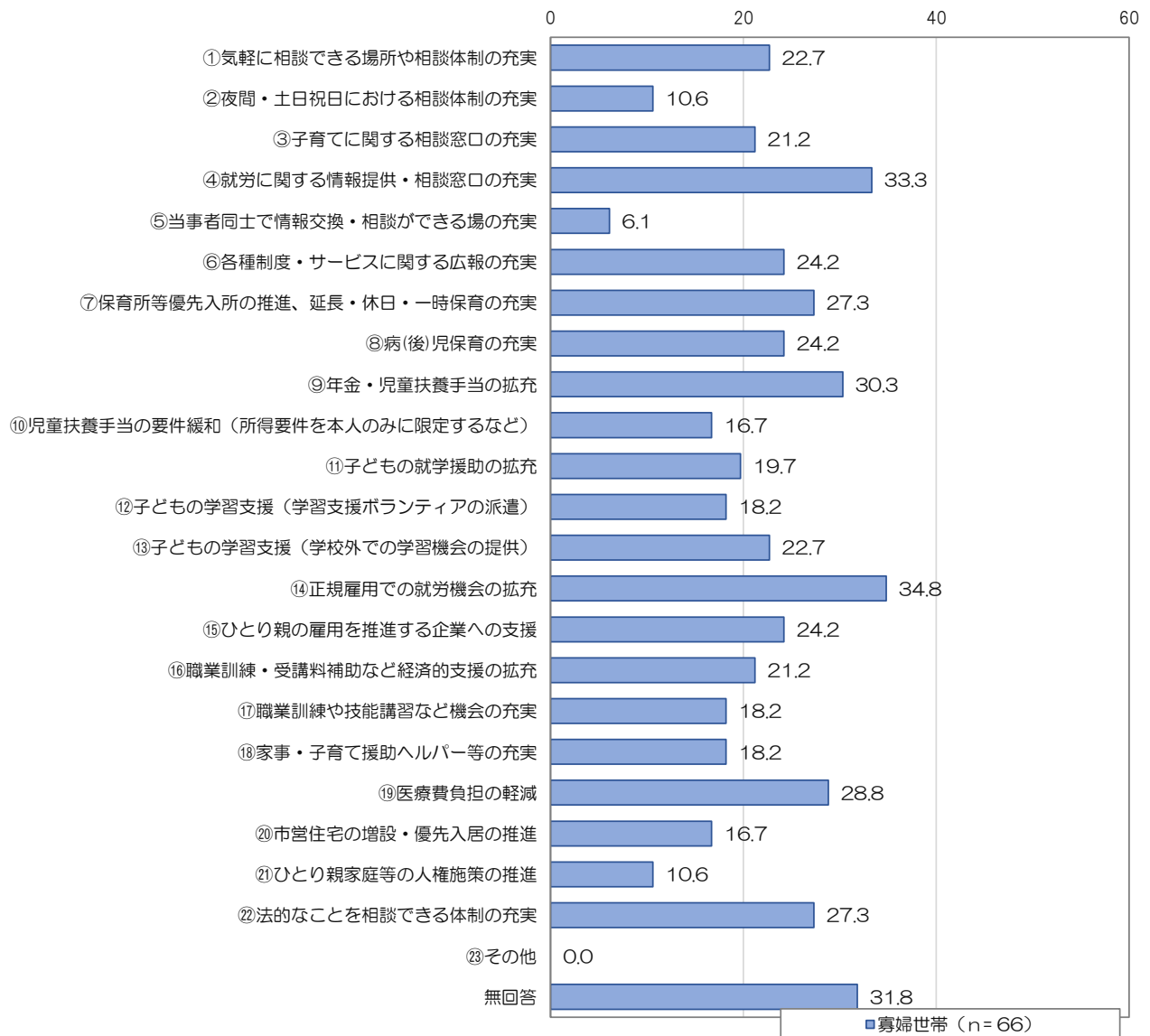
【前回調査との比較】

前回調査では『気軽に相談できる場所や相談体制の充実』が 21.3%で最も多かったところ、今回調査では 12.2 ポイント減少しています。

②ご自身の自立や生活の安定を図るため、現在望む支援策(寡婦世帯)

寡婦世帯が、ご自身の自立や生活の安定を図るため、現在望む支援策として、「正規雇用での就労機会の拡充」が最も多く 34.8%、次いで「就労に関する情報提供・相談窓口の充実」が 33.3%、「年金・児童扶養手当の拡充」が 30.3%となっています。

図表：ご自身の自立や生活の安定を図るため、現在望む支援策（寡婦世帯）（複数回答）



【前回調査との比較】

前回調査では『年金・児童扶養手当の拡充』が15.6%で最も多かったところ、今回調査では『正規雇用での就労機会の拡充』や『就労に関する情報提供・相談窓口の充実』など、就労に関する支援策を望む人が多くなっています。

2-7. 自由意見について

調査表の自由意見欄に、多くの意見や要望をご記入いただきました。

児童扶養手当等の手当の増額や対象年齢の延長、所得制限の緩和を求める声や塾に通わせるための費用や進学のための費用など「経済的な問題」についての意見・要望が多数ありました。

その他に、暮らしに対する不安や住宅に関すること、子どもの教育・勉強・進学に関すること、学校の問題など「子育て・生活の問題」についての意見・要望も多数ありました。

また、本アンケート調査の実施時期が、新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急事態宣言が発令されている最中だったこともあり、コロナ禍で収入が減った、解雇されたというものや自身が感染した場合の生活への不安、また、新たな支援を求める意見等も多くありました。

図表：主な自由意見

項目		意見要旨	意見数
1	経済的な問題	経済的な困窮等	57
		児童扶養手当、ひとり親医療助成等の拡充 (増額、基準の緩和等)	261
		新たな制度の拡充	77
		子どもの学費等の負担軽減	111
2	子育て・生活の問題	保育サービス等の充実	33
		子どもに関すること(関わり方など)	40
		子どもの教育・勉強・進学に関する悩み	68
		住宅に関すること	43
		暮らしに対する不安	70
		自身の健康、老後の不安	26
3	仕事の問題	就職、正規雇用の希望	41
		雇用状況の改善(賃金、ひとり親への理解等)	48
4	養育費	養育費制度の充実	28
5	支援環境	相談窓口の充実	23
		情報提供の方法に対する改善	33

第3章 第3次計画の主な取り組みと第4次計画に向けて

本市では、「第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」（平成28年度～令和2年度）において、以下のとおり「基本理念」と「基本的な視点」を定め、それに基づき5つの「施策目標」の達成に取り組むことで、ひとり親家庭等への支援策を計画的に推進してきました。

図表：第3次計画における「基本理念」と「基本的な視点」及び「施策目標」

基本理念

「ひとり親家庭等の誰もが未来に希望がもてるまち」

基本的な視点

- ①相談機能の強化による早期からの継続した支援
- ②ひとり親家庭等の生活の安定と向上
- ③子どもの健やかな育ち
- ④ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

施策目標

- 1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進
- 2. 就業支援の推進
- 3. 養育費の確保及び面会交流の支援
- 4. 経済的支援の充実
- 5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するにあたり、第3次計画における施策目標ごとの取り組み状況及び評価（取り組みの成果と課題）について、以下のとおりまとめました。

1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進

（1）子育て環境の充実

ひとり親家庭の就業と子育ての両立を図るため、必要な時期に保育所（園）等を利用できるよう、ひとり親家庭の優先利用の取り組みや、待機児童の計画的な解消に努めるとともに、多様化する就業形態や家庭での養育が一時的に困難となる場合等の保育ニーズに対応できるよう、延長保育、夜間・休日保育、病児保育、一時預かり等、さまざまな保育サービスを実施してきました。

あわせて、ひとり親家庭に対する保育所保育料等の負担軽減にも努めてきましたが、令和元

年10月からは、国の幼児教育・保育の無償化を実施、また、令和2年4月からは市独自で第2子保育料の無償化を行い、ひとり親家庭においてもさらなる負担軽減が図られました。また、就学後においては、平成30年度から留守家庭児童会室の入室対象年齢を6年生まで拡大し、待機することなく入室できるよう、施設及び環境の整備に取り組みました。

第4次計画においても、引き続き、ひとり親家庭が必要な時期に保育所（園）等や留守家庭児童会室を利用できるよう、令和2年3月に策定した「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童対策やきめ細やかな保育・子育て支援サービスの提供を計画的に推進しながら、ひとり親家庭が、安心して子育てと就業との両立ができる環境づくりを進めることが必要です。

図表：保育所（園）等の入所の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入所児童数	7,721人	7,929人	8,043人	8,122人
うちひとり親家庭	879人	933人	899人	837人

（各年度 3月1日現在）

➤就学前児童数は減少傾向が続いている中においても、女性就業率の増加等に伴う近年の保育需要の高まりから、入所児童数は継続的に増加しています。

表 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用件数	377件	428件	342件	344件
（延べ利用日数）	（598日）	（622日）	（447日）	（508日）
うちひとり親家庭	297件	336件	185件	132件
	（511日）	（529日）	（277日）	（295日）

（2）子育て相談の充実

子どもや家庭の多様化・複雑化する課題に対し、母子健康相談や育児、養育相談、教育相談など、様々な相談支援に取り組みました。特に、家庭児童相談やひとり親家庭等自立相談、ひきこもり相談などに総合的に対応する子ども総合相談センター「となとな」を平成28年に開設するとともに、平成29年には当センターを「子ども家庭総合支援拠点」と位置付け、人員体制の拡充等を図りながら相談しやすい体制づくりに努めました。さらに、令和2年度からは当センターを「子どもの育ち見守りセンター」に改編し、子どもに寄り添うソーシャルワークの拠点として、いっそうの機能強化を図りました。

また、保健センター・すこやか健康相談室「北部リーフ」を平成29年度に開設、身近な地域における子ども・子育て支援相談窓口の充実を推進しました。

第4次計画においては、ひとり親家庭等が抱える複合的な課題に対し、各相談支援機関同士の連携を深めながら、積極的に支援の情報を提供するとともに、早期からの切れ目のない支援を提供できるための相談機能の強化を図ることが必要です。

(3)生活支援の推進

ひとり親家庭等が日常生活を送るうえにおいて困難や支障が生じる際に、個々の状況に応じた柔軟かつ円滑な支援が届けられるよう、家庭生活支援員の派遣や、ファミリー・サポート・センターの利用料金の助成を行いました。また、保護者の疾病などのため、子どもの養育が一時的に困難な場合には子育て短期支援事業を実施し、ひとり親家庭における子育て生活の安定を図りました。

しかしながら、アンケート調査結果等から各種制度の認知度が依然低い状況を踏まえると、ひとり親家庭等のニーズに即した支援サービスを届けるための事業のさらなる周知や、各種相談支援窓口等を通じた制度の積極的な利用促進を図ることが必要です。

表 ひとり親家庭等日常生活支援事業

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録世帯数（うち父子家庭）	4（1）世帯	5（1）世帯	13（4）世帯	18（4）世帯
派遣日数（うち父子家庭）	51（33）日	7（-）日	155（128）日	218（173）日

表 ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用支援事業

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録世帯数	15 世帯	12 世帯	15 世帯	12 世帯
利用件数	10 件	8 件	9 件	7 件

➤各事業については、必要な時にスムーズに事業を活用できるよう、相談時に登録を促しています。その結果、ひとり親家庭等日常生活支援事業は、登録世帯数が増加傾向にあります。さらに、父子家庭の登録件数及び派遣日数も増加していることから、父子家庭においても就業と家事等の日常生活の両立が困難である状況がうかがえます。

(4)子どもの育ちへの支援の充実

どのような状況であっても全ての子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、相談支援、学習支援、居場所支援といった多方面における支援の充実を図りました。

家庭児童相談や教育相談、ひきこもり等子ども・若者相談といった各種相談支援の実施や、生活困窮者自立支援制度による学習支援に取り組んだほか、平成 28 年度に子どもの居場所づくり推進事業を創設し、「子ども食堂」への支援を通じた子どもたちの居場所づくりを進めました。

子どもの貧困が社会問題となるなか、第4次計画においても引き続き、子どもの視点に立った、多方面における支援の充実を進めるとともに、地域や関係機関との連携、市の関係部署間における情報共有を図りながら、社会全体で子どもたちの健やかな成長と夢を育むための体制づくりが必要です。

表 子どもの居場所づくり推進事業（子ども食堂）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施団体数	11 団体	19 団体	19 団体	20 団体
子どもの平均参加人数	19 人	22 人	26 人	29 人

➤子ども食堂については、参加する子どもの数が増加傾向にあり、実施団体の広がりとともに、地域に定着しつつあることがうかがえます。

2. 就業支援の推進

（1）能力開発のための支援の充実

「自立支援教育訓練給付金」及び「高等職業訓練給付金」を支給し、ひとり親の就業に向けた資格取得を支援するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターや地域就労支援センター等、関係機関による講習会や相談、助言を通して、個々のニーズに応じた取り組みを進めてきました。平成 28 年度には、新たにひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を開始し、ひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、安定した雇用につなげる取り組みを進めました。

引き続き、国の制度改正に適切に対応しながら、能力開発のための支援の充実を図るとともに、第4次計画では、各種支援制度に係る情報提供のいっそうの強化や、日常生活と就業・修学との両立を後押しするためのライフプランニング支援が求められます。

表 ひとり親家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
給付件数	5 件	6 件	9 件	12 件
給付金額	367,508 円	229,976 円	342,437 円	536,600 円

表 ひとり親家庭自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
給付件数	14 件	21 件	27 件	36 件
給付金額	13,608,500 円	19,479,000 円	28,007,000 円	44,957,500 円

➤ひとり親家庭自立支援給付金事業においては、支給年数の延長や給付対象者の拡大、給付額の増額等、国の制度改正が図られてきたことにより、申請者は増加傾向にあります。

(2)職業紹介機関との連携の強化

母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、相談者の希望する雇用条件や生活の状況を踏まえた求人情報の提供や就業相談に取り組みました。また、就労支援を効果的に推進するため、市役所内に設置したハローワークの常設窓口である「就労支援ひらかた」や生活困窮者自立支援センター等の各関係機関との連携に取り組みました。

また、児童扶養手当の現況届手続きの時期に合わせて、現況届手続きと同一フロア内で就業相談会を開催し、事業の周知に努めました。

今後も引き続き、関係機関との連携を密にしながら、効果的・効率的な就業に関する情報提供を行うとともに、個々の家庭における生活状況やニーズに沿ったきめ細やかな就業支援を進める必要があります。

表 母子家庭等就業・自立支援センター事業

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
就職・技能習得等相談件数	22件	12件	11件	7件
求人情報提供件数	68件	78件	79件	46件

(3)就業機会創出のための支援の推進

市が募集する職員求人情報を、母子家庭等就業・自立支援センターに情報提供を行い、ひとり親家庭等の雇用促進に取り組みました。また、市が発注する業務委託の一部において、雇用・労働条件の確保や子育て支援などの評価を加味した総合評価落札方式の入札を適用し、雇用促進機会の確保を図りました。

第4次計画においても、引き続き、関係機関と連携した就業機会の創出に努めるとともに、ひとり親家庭等が安心して働ける環境の整備と就業促進に向けた啓発の強化が重要です。

(4)就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

男女共生フロア・ウィルにおいて、男女間の均等な雇用待遇の確保の促進のための啓発に取り組んだほか、出産や子育てのために一旦仕事を離れた女性が再び働く際の選択肢の一つとして起業を考えることができるよう、起業セミナーやワークショップを開催しました。

第4次計画においても、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、パートタイム労働者や派遣労働者の権利保障の推進のための啓発を行っていくことが求められます。

3. 養育費の確保及び面会交流の支援

(1) 養育費確保に向けた相談・経済的支援の実施

養育費の確保に向けては、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行等の法律に関する問題について、弁護士や認定司法書士による法律相談を実施しました。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいても、養育費に関する相談・調整、情報提供や講習会を実施するとともに、母子・父子自立支援員による離婚前相談において、離婚までの手続きや養育費取得についての情報提供等を行いました。

養育費の受け取りは子どもの重要な権利ですが、アンケート調査結果では養育費の取り決めや受け取り率の低さがみられ、養育費の適切な履行確保のための支援の強化が課題であるため、第4次計画においては、養育費の取り決めから履行確保までの総合的な相談支援体制の確立に向けた取り組みをいっそう進める必要があります。

表 養育費等に関する相談

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
母子・父子自立支援員による 離婚前相談	123 件	122 件	185 件	228 件
母子家庭等就業・自立支援セ ンターによる養育費相談	5 件	12 件	30 件	34 件

➤自治体における養育費取得にかかる施策が推進されたこと等、養育費への関心が高まりつつあることが、相談件数からうかがえます。

(2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実

養育費取得の手続きや相談窓口などについてのリーフレットを関係課窓口に配架するなど、啓発や情報提供を行いました。

第4次計画においては、関係機関とのさらなる連携により、養育費は子どもの健やかな成長にとって重要であり、その支払いは親としての義務であることについて、当事者や社会が自覚するための周知・啓発や、養育費に関する取り決めの必要性についての情報提供のさらなる充実に取り組む必要があります。

(3) 面会交流に向けた支援の実施

ひとり親家庭等の個別状況に応じた、望ましい面会交流が行われるよう、離婚前相談等において助言、アドバイスを行ったほか、必要に応じて法律相談につなげるなどの支援を行いました。

アンケート調査結果では、養育費と同様に面会交流についての取り決め率の低さがみられ、今後は、面会交流の取決めの必要性など、子どもの視点に立った周知・啓発の充実に努めるほか、面会交流のスムーズな実施につながるよう、相談員の研修を実施するなど、適切な助言や情報提供等を行う体制の強化に努める必要があります。

4. 経済的支援の充実

(1) 経済的援助の実施

児童扶養手当の支給については、ひとり親家庭の児童の健全な育成や福祉の増進を図るため、平成30年度の所得制限限度額の引き上げや、令和元年度における段階的な支払い回数の見直しなどの国の制度改正に対応しながら、適正な支給に努めました。また、保護者の婚姻歴がない、いわゆる「未婚のひとり親」の方については、子どもの保育所保育料等の算定にかかる「寡婦（寡夫）控除」のみなし適用を行い、負担の軽減を図りました。母子父子寡婦福祉資金については、必要な家庭に情報を届けられるよう周知を図りました。

新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親家庭等の収入の減少に対する支援を行うための特別給付金や休業手当金を市独自に創設、早期の対応に努めました。

第4次計画においても引き続き、児童扶養手当について、必要とする家庭に確実に届けられるよう、適切な支給に努めるとともに、母子父子寡婦福祉資金や令和2年度から開始された国の高等教育の修学支援新制度等各種の経済的援助制度については、より利用しやすくするための情報提供の充実が必要です。

※「未婚のひとり親」の方についての「寡婦（寡夫）控除」のみなし適用については、令和2年度税制改正により新たに「ひとり親控除」の対象となったことに伴い終了となります。

表 児童扶養手当受給者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全資格者数	4,096 人	3,984 人	3,923 人	3,883 人
全部支給者数	1,984 人	1,862 人	2,161 人	2,066 人
一部支給者数	1,696 人	1,678 人	1,271 人	1,303 人
支給停止者数	416 人	444 人	491 人	514 人

(各年度 12 月 31 日現在)

➤児童扶養手当の全資格者数及び支給者数（全部支給者と一部支給者の合計）は、ともに減少傾向が続いています。

表 母子父子寡婦福祉資金貸付件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規貸付	24 件	23 件	12 件	10 件
修学資金	14 件	15 件	8 件	10 件
就学支度資金	10 件	8 件	3 件	一件
生活資金	一件	一件	1 件	一件
継続貸付	10 件	21 件	29 件	29 件
修学資金	10 件	21 件	29 件	29 件

➤母子父子寡婦福祉資金制度の利用件数については、日本学生支援機構の奨学金制度や国の授業料免除制度等の充実により、減少傾向にあります。

表 ひとり親等世帯への特別給付金（市独自事業）

	世帯数	高校生		その他	
児童扶養手当分	2,757 件	1,095 人	109,500 千円	3,045 人	152,250 千円
ひとり親医療分	175 件	91 人	9,100 千円	163 人	8,150 千円
合計	2,932 件	1,186 人	118,600 千円	3,208 人	160,400 千円

（令和2年9月1日現在）

※新型コロナウイルス感染症に係る支援措置として実施。

※高校生1人あたり10万円、その他の児童1人あたり5万円を支給。

表 ひとり親等のための休業手当金（市独自事業）

申請件数	支給額
31 件	2,449,494 円

（令和2年9月1日現在）

※新型コロナウイルス感染症に係る支援措置として実施。

※子どもの監護のため休業し給与等の減額があった場合に、一日最大4,600円を支給。

（2）経済的負担の軽減

ひとり親家庭医療費助成の実施に関しては、医療費の月額負担上限額を世帯単位で計算し、超過分を自動償還する仕組みを新設したことや、食事療養費の現物給付を行うための食事証を交付するなどの取り組みにより、医療費のさらなる負担軽減を図りました。また、子どもの就学に必要な費用を援助するための就学援助、奨学金や、水道料金等公共料金の減免等により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みました。

第4次計画においても、引き続き各種制度の実施により負担軽減に取り組みつつ、適切な支援が対象者に届くよう、関係機関との連携等により情報提供の充実に努める必要があります。

表 ひとり親家庭医療費助成対象者数等

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象数	7,983 人	7,821 人	7,718 人	7,520 人
父、母、養育者	3,179 人	3,125 人	3,112 人	3,034 人
児童	4804 人	4,696 人	4,606 人	4,486 人
世帯数	3,223 世帯	3,158 世帯	3,115 世帯	3,112 世帯
助成金額	248,868,192 円	245,805,297 円	242,229,191 円	258,230,610 円

※対象数、世帯数は各年度の平均値を記載

➤ひとり親家庭医療費助成の対象者と世帯数は減少傾向にあります。助成金額については、医療費の月額負担上限額を世帯単位で計算し、超過分を自動償還する仕組みを平成30年に新設したこと等から、直近では増加しています。

(3) 経済的支援に関する情報提供の充実

児童扶養手当の届出時や離婚届用紙の交付または受理時などの機会を捉えて、経済的支援を含むひとり親家庭等の支援サービスに関するリーフレットを配布するなど、関係部署間の連携による的確な情報提供に努めました。

第4次計画においても引き続き、関係部署間、関係機関との連携の強化等により、経済的支援を含むさまざまな支援に関する情報を適切に提供できるよう努める必要があります。

5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

(1) 情報発信機能・相談機能の強化及び相談支援体制の充実

母子・父子自立支援員等によるひとり親相談では、相談員の資質向上や関係機関との連携強化を図りながら、離婚前からの早期相談支援など当事者の状況に沿った幅広い相談支援に努めてきました。また、ひとり親の母親同士が気軽に集える交流会を開催し、当事者同士の交流と情報交換の機会の提供を図りました。さらに、ひとり親家庭等に対する支援サービスについてわかりやすくまとめたリーフレットの作成や、子育て応援アプリの活用など、情報発信の充実を進めました。

ひとり親家庭等が抱える課題の背景にはさまざまな要因が絡み合い、各施策の個別対応のみでは課題解決が困難であるケースが多いことを踏まえ、第4次計画においては、ひとり親家庭等が抱えているさまざまな悩みや困難に寄り添った支援を行えるよう、関係機関や関係部署間の連携を一層強化し、早期からの適切な支援につなげていく必要があります。

表 母子・父子自立支援員によるひとり親相談

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
生活一般（資格取得・職業訓練・離婚前相談）	259 (7) 件	211 (3) 件	272 (6) 件	309 (12) 件
子どもの養育や教育	1 件	一件	一件	一件
経済的支援・生活援護	417 (6) 件	505 (6) 件	543 (21) 件	455 (3) 件
その他（母子生活支援施設入所等）	10 件	133 件	70 件	40 件
合計件数	687 (13) 件	849 (9) 件	885 (27) 件	804 (15) 件

※（ ）内の数は、父子家庭相談件数

➤平成 28 年度から家庭児童相談担当と人権政策室男女共同参画担当が同じフロアで業務を行うようになり、連携が図りやすくなったことから、課題を抱えるひとり親や離婚前の相談件数が増加しています。なお、平成 29 年度より「その他（母子生活支援施設入所等）」欄に母子生活支援施設入所者への同行支援や施設訪問回数等も含めています。

表 女性相談件数（男女共生フロア・ウィル）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
法律相談（うち離婚・夫婦関係）	121（72）件	112（66）件	121（85）件	112（70）件
面接相談（うち離婚・夫婦関係）	439（28）件	441（70）件	435（70）件	424（76）件
電話相談（うち離婚・夫婦関係）	521（52）件	538（62）件	580（87）件	587（79）件

➤女性相談件数は、ほぼ横ばいで推移しています。平成 29 年 3 月には、男女共生フロア・ウィルをメセナひらかた会館から枚方市駅直結のサンプラザ 3 号館に移転し、利便性の向上を図りました。

（2）地域における関係機関等との連携の強化

ひとり親家庭等への施策を効果的に実施していくために、枚方市母子寡婦福祉会、父子福祉会及び NPO 等の当事者団体や民生委員・児童員と連携した啓発活動や、支援上の情報交換に努めました。

第4次計画においても引き続き、地域における当事者団体、関係団体との連携を図りながら、地域におけるひとり親家庭等の見守り、つながりづくりを進めていくことが大切です。

（3）ひとり親家庭等の人権の尊重

ひとり親家庭等が、その家族形態に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により人権侵害を受けることのないよう、母子父子福祉推進委員を対象とした研修会のほか、市民意識の啓発・向上を図るための講座や講演会の開催に取り組みしました。

今後も引き続き、様々な機会を通じて啓発を行い、ひとり親家庭等に対する偏見や差別の解消を図るとともに、気軽に相談できる環境の充実などの取り組みを進めることが必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち

この計画のめざすべき自立とは、自分がどのように生きるのかを自分で選択できることであり、自分の力を十分発揮できることであると考えます。そのためには、子育てと生計をひとりで担っているひとり親にとって、安心して子育てができる環境と経済的な安定が必要であり、また、その子どもにとっては、健やかな成長と豊かな学びが保障されることが大切です。

ひとり親家庭等の不安の声を社会全体で受け止め、ひとり親家庭等の誰もが自らの力を発揮しながら、いきいきと希望とともに生活を送れるような社会の実現をめざします。

2. 基本的な視点

この計画は、ひとり親家庭等が多様な家族のあり方のひとつとして認識され、心豊かに、希望を持って地域で生活できるよう、以下の4つを基本的な視点として取り組みます。

(1) ひとり親家庭等の人権の尊重

「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、ひとり親とその子どもたちの人権が、不当な差別や偏見により侵害されることなく、誰もが個人として尊重され、自己実現を図ることができるよう、すべての人の人権が尊重されるまちづくりをめざします。

(2) 積極的な情報提供と早期からの包括的な相談支援

多くのひとり親家庭等において、日頃から相談の機会を持ちづらい状況を踏まえ、地域、学校、関係機関等が相互に連携し、悩みや不安を抱えているひとり親家庭等を早期にかつ積極的に把握、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かな相談支援につなげるとともに、必要に応じて他の支援機関につなぐなど、最も適切な支援に結びつける総合的・包括的な相談支援体制の充実に取り組みます。

(3)ひとり親家庭等の生活の安定と向上

雇用、労働における差別を解消するための啓発活動を推進するとともに、自らの能力を生かし、個々の生活状況やライフプランに適した収入が確保できるよう、さまざまな社会資源を活用した就業支援に取り組みます。また、ひとり親の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資することから、多様な子育て支援や日常生活支援を通じた、仕事と子育てが両立できる環境づくりや、経済的支援に総合的に取り組みます。

(4)子どもの健やかな育ち

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに成長でき、夢や希望を持つことができるよう、さまざまな支援制度を効果的に活用した切れ目のない支援を総合的に推進します。

また、子どもの自由と権利が保障されることを基本に、子どもの視点を第一に考え、養育費の確保や面会交流に向けた支援の充実を図ります。

3. 施策目標

前述の基本的な4つの視点を踏まえて、次のとおり5つの施策目標を設定し、施策を展開します。

3-1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進

ひとり親が自立していくために、安心して、仕事と子育ての両立ができるよう、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」に示される様々な子ども・子育て支援策や、日常生活支援を進めるとともに、ひとり親家庭の多様なニーズに応じた適切な支援が講じられるよう、相談体制の充実を図ります。

また、子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進を基本とし、子どもが直面している様々な困難課題に対し、市の関係部署間における情報共有等を図りながら、早期からの切れ目のない支援を届けるとともに、社会全体で子どもの健やかな成長を支え、夢を育むための支援を進めます。

- (1) 子育て環境の充実
- (2) 子育て相談の充実
- (3) 生活支援の推進
- (4) 子どもの育ちへの支援の充実

3-2. 就業支援の推進

本市のアンケート調査では、ひとり親の8割以上は就業しているものの、収入は低く、厳しい生活状況がうかがえます。ひとり親家庭等の生活の安定と向上に向けては、より良い雇用条件で就業し、安定した収入を確保することが何より重要であることから、職業能力向上のための訓練や効果的な職業紹介等に取り組むとともに、各種支援の利用促進につなげるための周知の強化やライフプランニングの支援など、就業面での支援体制の充実に努めます。

また、就業機会の拡大や雇用確保に向け、関係機関との連携の強化を図るとともに、雇用・労働における差別の解消や、仕事と子育てが両立できる就労環境の整備をめざし、企業や団体等に対する啓発活動を推進します。

- (1) 能力開発、ライフプランニング支援のための支援の充実
- (2) 職業紹介機関等との連携の強化
- (3) 就業機会創出のための支援の推進
- (4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

3-3. 養育費の確保及び面会交流の支援

養育費については、母子及び父子並びに寡婦福祉法において、「母子家庭等の児童の親は当該児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するよう努めなければならない」とされていますが、本市のアンケート調査では、「取り決めをしなかった」との回答が母子家庭では約4割を超えています。

養育費や面会交流は子どもの健やかな成長にとって重要であり、その取り決めの必要性等についての広報・啓発に努めるとともに、養育費の取り決めから履行確保までの、当事者に寄り添った相談支援体制の充実に努めます。

また、子どもにとって望ましい方法で面会交流が行われるよう情報提供を行うとともに、必要に応じて相談支援機関へつないでいくなど、面会交流に向けた支援にも取り組みます。

- (1) 養育費確保に向けた相談支援体制の充実
- (2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実
- (3) 面会交流に向けた支援の実施

3-4. 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の生活の安定を維持し、子どもの育ちを守るため、個々の事情に応じ、母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当の給付を基盤とした経済的支援を行うとともに、支援対象となる方に対する積極的な制度周知や情報提供に努めます。

- (1) 経済的援助の実施
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 経済的支援に関する情報提供の充実

3-5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

ひとり親家庭等が抱える課題は多岐にわたりますが、アンケート調査結果では、公的機関への相談が少ないことを踏まえ、関係団体との連携強化、市の関係部署間における情報共有等を図りながら、総合的・包括的な相談支援体制の整備に努めます。加えて、ひとり親家庭等にとって、生活上の大きな不安要素となる、病気やけが、災害の発生等といった緊急時に、迅速かつ積極的に支援を届けられるよう、必要な手立てを講じます。

また、ひとり親家庭等の誰もが心豊かに前向きな生活を送れるよう、地域とのつながりや当事者同士、親子の交流の機会の提供に取り組みます。

さらに、ひとり親家庭等が生活を送る上で、個人として尊重され、差別や偏見により人権が侵害されることのない、人権尊重の社会づくりに向けた啓発等を実施します。

- (1) 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実
- (2) 当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援
- (3) 緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備
- (4) ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

4. 施策の体系

<基本理念>

ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち

<基本的な視点>

① ひとり親家庭等の人権の尊重

② 積極的な情報提供と包括的な相談支援

③ ひとり親家庭等の生活の安定と向上

④ 子どもの健やかな育ち

<施策目標>

<施策の推進方向>

1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進

- (1) 子育て環境の充実
- (2) 子育て相談の充実
- (3) 生活支援の推進
- (4) 子どもの育ちへの支援の充実

2. 就業支援の推進

- (1) 能力開発、ライフプランニングのための支援の充実
- (2) 職業紹介機関等との連携の強化
- (3) 就業機会創出のための支援の推進
- (4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

3. 養育費の確保及び面会交流の支援

- (1) 養育費確保に向けた相談支援体制の充実
- (2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実
- (3) 面会交流に向けた支援の実施

4. 経済的支援の充実

- (1) 経済的援助の実施
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 経済的支援に関する情報提供の充実

5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

- (1) 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実
- (2) 当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援
- (3) 緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備<新設>
- (4) ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

第5章 施策の推進方向

施策目標1 子ども・子育て支援、生活支援の推進

第4次計画における主な課題

- ひとり親は、子育て、生計の担い手など、ひとりていくつもの役割を担っているため、住居・家計・家事・子育てなどで複合的な課題を抱えやすい傾向にあります。特に、本市のアンケート調査結果では、子どもが乳幼児期の間にひとり親になる割合も高く、早期からの切れ目のない支援につなげるためにも、子育て支援サービスの利用促進が求められます。
- 核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに対しての不安や孤立感を抱えやすく、また、その悩みを相談する機会も持ちづらい状況がうかがえ、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう、身近な地域で気軽に相談できる体制を整えることなど、安心して子育てができる環境づくりが求められます。また、本市のアンケート結果では、市の相談機関（子どもの育ち見守りセンター）を「知らない」と答えた割合が高く（母子家庭：73.7%、父子家庭 76.1%）、加えて、各種支援制度の認知度も低いという調査結果を踏まえ、アウトリーチ等により把握した、支援が必要な家庭へ積極的に情報提供することを含め、子どもの成長段階に応じて切れ目なく支援が提供できるよう、包括的な相談支援体制を整備することが重要です。
- 「子どもの貧困」が社会問題となる中、特に、ひとり親家庭においては、50%を上回る割合で相対的貧困状態（国民生活基礎調査）にあるとされるなど、厳しい経済状況がうかがえます。子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、本市の「子どもの貧困対策計画」として位置付ける「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」や、国の「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの視点に立った様々な支援に総合的に取り組むことが必要です。とりわけ、本市のアンケート調査では、子どもに関する悩みについて、母子家庭、父子家庭ともに「教育・進学（経済的理由）」が最も高く、特に母子家庭では62.2%と高い値となっており、貧困の連鎖を防止する観点からも、子どもの学習支援や、様々な体験活動等の機会の提供といった支援が求められます。
- 本市のアンケート調査結果を「未婚のひとり親」についてみると、配偶者と死別・離別したひとり親と比べ、若年世代が多く、未就学の子どもの持つ割合が高いことや、子どもの「しつけ」や「食事・栄養」に関して悩む割合が高い傾向にあることから、母子保健担当とひとり親家庭等相談支援担当との連携を密にしながら、継続的なフォローが求められます。
- 住宅については、母子家庭でひとり親になった直後に63.4%の方が転居をしています。住宅を探すときや入居するときの困り事として、「家賃が高い」、「府営住宅・市営住宅になかなか入れない」等が上位にあがっており、今後も居住の安定の確保を図ることが求められています。

施策の展開

(1) 子育て環境の充実

ひとり親が、安心して、子育てと就業の両立ができるよう、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所（園）等における待機児童の計画的な解消を図り、必要な時期に保育を利用できる環境整備を進めるとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育、保育所での一時預かり事業など、多様で弾力的な保育サービスを推進します。また、留守家庭児童会室については、子どもの就学前・就学後を通した、保護者の継続的な保育ニーズに対応できるよう、安定的な運営に努めます。

ひとり親家庭に対し、保育所（園）等の優先利用を推進するとともに、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化とあわせ、市独自の第2子保育料の無償化を行うなど、引き続き保育サービス等利用にかかる負担軽減に取り組みます。

主要な事業

- 保育所待機児童の解消
- 保育所（園）等の優先利用
- 保育所保育料等の軽減
- 多様な保育サービスの推進（延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、一時預かりの各事業）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- 留守家庭児童会室への入室（放課後児童健全育成事業）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 産後ケア事業（産後ママ安心ケアサービス）
- 保育士等就職支援センター事業

(2) 子育て相談の充実

日頃から相談の機会が持ちづらいひとり親家庭の生活状況を踏まえ、身近な地域で気軽に相談できる環境の充実を図るとともに、「母子訪問指導」や「こんにちは赤ちゃん訪問」をはじめとした訪問相談事業等を通じ、子育てに悩みや不安を抱えるひとり親家庭を積極的に把握し、早期からの継続的な支援につなげます。

特に、未婚のひとり親の方については、妊娠届出での全数面接を通して、母子保健担当が最初につながることも多く、母子・父子自立支援員とのさらなる連携を図りながら、必要な支援サービスにつなげていきます。

また、家庭児童相談や教育相談、母子健康相談、障害福祉サービス等に関する相談の各相談支援に引き続き取り組むとともに、それらの各相談支援機関が持つ子どもの情報を集約し、複雑化する子どもに関する相談に的確に対応できる体制の充実に努めます。

主要な事業

- 家庭児童相談事業
- 土日・夜間電話相談事業
- こんにちは赤ちゃん事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 母子健康手帳交付事業
- 母子訪問指導事業
- 母子健康相談事業（乳幼児健康相談等）
- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園における育児相談事業
- 教育相談事業
- 障害福祉サービス等に関する相談
- 未熟児等の保健事業
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業
- 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備

（3）生活支援の推進

ひとり親家庭にとって、生活の場である住宅問題は、離婚直後に直面する大きな課題であり、市営住宅の優先入居、府営住宅の募集に係る案内（福祉世帯向け募集）、大阪あんしん賃貸支援事業の周知等により、住宅確保を支援します。また、離職等により住居を失った又はそのおそれがある人に対し、家賃相当分を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り自立を支援します。さらに、生活困難に直面するひとり親家庭に対し、生活の基盤を確保したうえで就労などの自立支援につなげていく観点から、住宅支援等について、国の動向を踏まえた検討を行います。

ひとり親家庭や寡婦が、残業、休日出勤、就職活動、通学等のため、また通院や冠婚葬祭など様々な事由により、家事・育児に係る支援が必要となる場合に、家庭生活支援員の派遣やファミリー・サポート・センターの利用助成を行い、ひとり親家庭等における日常生活の安定・向上を支援します。また、これらサービスの積極的な利用に向け、様々な相談支援窓口において利用登録を呼びかける等、周知の強化を図ります。

主要な事業

- 市営住宅におけるひとり親世帯等への優先入居と府営住宅の募集案内（福祉世帯向け募集）
- 母子生活支援施設への入所
- 生活困窮者住居確保給付金の支給
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用支援事業

(4)子どもの育ちへの支援の充実

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って心身ともに健やかに成長していけるよう、安定した生活習慣や学習習慣の定着に向けた支援、地域において安心して過ごせる居場所づくりなど、子どもの視点に立った多方面における支援に、地域や関係機関との連携のもとで総合的に取り組みます。

また、支援が必要な子どもやその家庭を早期に把握し、適切な支援を切れ目なく届けられるよう、市の各関係部署が把握する子どもに関する情報を、一元的に共有・活用できる体制を整備し、そのうえで、地域・事業者などと一体となって、子どもやその家庭を見守る地域づくりを進めていきます。

また、親との離別・死別等により心のバランスを崩し、不安定な状況にある子どもには、家庭児童相談担当におけるプレイセラピーやカウンセリングを通した子どもの心のサポートを行うほか、小・中学校には「心の教室相談員」や「スクールカウンセラー」を配置、さらに、SNSなどの子どもが利用しやすいツールを活用した相談など、子どもが安心して悩みを相談できる環境づくりを進めます。

主要な事業

- 家庭児童相談事業（再掲）
- 教育相談事業（再掲）
- 専門相談員による青少年相談
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業
- 子どもの居場所づくりの推進
- 子どもの居場所づくり推進事業「子ども食堂」
- 学力向上推進事業（放課後自習教室事業）
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（対象：ひとり親家庭の子ども）
- 教育と福祉の連携による課題を抱える子どもへの支援体制の整備
- 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備（再掲）
- （仮称）子どもを守る条例の制定（再掲）

施策目標2 就業支援の推進

第4次計画における主な課題

- 本市のアンケート調査結果では、ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭が85.5%、父子家庭が80.6%となっています。しかしながら、就業形態をみると、母子家庭では「パート・アルバイト」が37.1%となっており、5年前調査と比較すると正社員率は5ポイント程度上昇しているものの、依然、不安定な雇用状況がみられます。一方、父子家庭においては、正社員率が50.7%と高いものの、年間の就労収入は300万円未満の世帯が66.8%と、母子家庭同様に厳しい経済状況がうかがわれます。また、家事等の生活面に悩みを抱える割合も高く、就業と生活の一体的な支援が求められます。
- アンケート調査結果では、仕事をするために何らかの資格を有する場合と資格がない場合とでは、正規雇用率や就労収入に差がみられることから、就業支援を行ううえでは、安定した雇用につなげるための資格取得にむけた支援の充実が重要です。
- 近年の雇用状況について、有効求人倍率は全国・大阪府・ハローワーク枚方管内（枚方市・寝屋川市・交野市）とも上昇傾向にあり、一定の改善がみられるものの、ハローワーク枚方管内においては、令和元年度の有効求人倍率は0.88倍となっており、全国や大阪府と比べて低い状況が続いており、引き続き、関係機関との連携等による就業機会の創出に向けた取り組みが必要です。
- 子育てと就労の両立を確保するためにも、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、多様な働き方の実現に向けた意識啓発が必要です。また、仕事に必要な知識や資格の取得支援から、生活状況に適した仕事の紹介など、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、ひとり親になって生活状況が大きく変わる状況等において、生活面や、就労面での前向きな将来像を描けるよう、また、その実現に向けた一歩を踏み出せるように後押ししていくことが求められます。

施策の展開

(1)能力開発、ライフプランニングの支援の充実

ひとり親家庭の親が就業に有利な資格を取得する際、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、安定した就業につながるよう支援します。

また、働く意欲がありながら、就職を妨げる諸要因のため就労できない就職困難者に、地域就労支援コーディネーターによる就労相談、就労支援セミナー等を実施し、就労スキルの向上を図ります。母子家庭等就業・自立支援センター事業においても、パソコン技能や介護職員の各研修などの資格取得に向けた就業支援講習会等を実施し、就業につながるよう支援します。

生活保護受給者及び生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成のための訓練を通して、日常生活自立、社会生活自立および就労自立に向けた段階的な支援を行います。

さらに、個々が望む将来像を描きながら、自己肯定感を高め、就労に向けた意欲を醸成できるよう、相談支援や講習会の開催等を通じたライフプランニングの支援に取り組みます。

主要な事業

- ひとり親家庭自立支援給付金事業
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 地域就労支援事業
- 創業支援
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会等事業）
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（対象：ひとり親家庭の親）
- 生活困窮者就労準備支援事業
- 被保護者就労準備支援事業
- ライフプランニング支援のための相談、講習会

(2)職業紹介機関等との連携の強化

母子・父子自立支援員による相談において、ハローワーク枚方や同マザーズコーナーとの連携を強化し、就業に向けた相談や情報提供を行います。また、地域就労支援事業においても、ハローワーク枚方など関係機関との連携により、就労支援セミナー等の就労支援を行います。

市とハローワーク枚方が、生活保護受給者等に対する就労支援を一体的に実施するため、平成27年3月30日から、市役所内においてハローワークの常設窓口である「就労支援ひらかた」を設置し、積極的に就労支援を行っています。

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就職に向けて適切な助言を行うとともに、就業支援講習会修了者等に雇用条件にあった事業所の紹介や情報提供、電子メール相談等を行います。

主要な事業

- 地域就労支援事業（再掲）
- 児童扶養手当窓口における情報提供
- 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携
- 母子・父子自立支援員による就業相談
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援事業・就業情報提供事業）

（3）就業機会創出のための支援の推進

商工会議所と連携して、事業者への雇用に関する情報発信を行います。また、市の非常勤職員等の雇用にあたり、母子家庭等就業・自立支援センターへの情報提供を行うとともに、市が発注する業務委託の一部においても、入札価格だけでなく、雇用・労働条件の確保や子育て支援などの評価を加味した総合評価落札方式の入札を適用し、雇用促進機会の確保を図り、その他の発注についても、発注内容に応じて可能な限り母子・父子福祉団体等への受注機会の確保に努めます。

主要な事業

- ひとり親家庭等の親への職員での雇用に向けた取り組み
- 業務委託における総合評価落札方式の入札による雇用促進機会の確保
- 商工会議所と連携した雇用啓発

（4）就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を進めるため、市民及び事業者等への啓発を行います。また、子育てと仕事の両立を図りながら、自らの希望する生き方を選択できる社会の実現に向け、長時間労働の抑制や有給休暇の取得促進、非正規労働者の待遇改善など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解と実践を促進するための広報、啓発に取り組みます。

主要な事業

- 「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」等の普及、啓発
- 女性の採用、職域拡大等に関する啓発
- ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動

施策目標3 養育費の確保及び面会交流の支援

第4次計画における主な課題

- 市のアンケート調査結果では、母子家庭で養育費の取り決めをした人は46.2%で、5年前調査から微増しましたが、依然として養育費の取り決め率は低い状況です。また、離婚前相談の際に、養育費の取り決めをしているかを確認すると「相手と会いたくない。」「折り合いがつかなかった。」など取り決めまで至っていないケースが見受けられます。加えて、公正証書の作成や調停などの手続きの煩わしさも取り決めの妨げになっています。このように、養育費取り決めから受け取りまでには多くの課題があることから、個々の状況に応じたきめ細かな支援を、離婚前相談から具体的な手続き等にかかるサポートまで、継続的かつ総合的に行う体制の整備が求められます。
- 民事執行法の改正（令和2年4月1日施行）により、債務者に係る給与や預貯金口座に係る情報を第三者が取得できる手続き等が新設され、養育費の不払いに対して強制執行等の実効性が高まりました。市のアンケート調査結果では、現在も養育費を受け取っている人は26.8%にとどまり、養育費の継続した履行確保に向けては、国の動向を踏まえた効果的な支援を行うことが求められます。
- 面会交流について取り決めをした人は、母子家庭で31.3%、父子家庭で19.3%と、養育費同様に取り決め率は低い状況です。面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことですが、他方で、児童虐待や配偶者からの暴力等、家庭の状況によっては面会交流が適切でない場合もあります。このため、面会交流に関する意義や課題などを双方の親を含む関係者が認識した上で、面会交流の取り決め・実施が適切になされるよう周知啓発を行うとともに、相談支援体制を整えていくことが重要です。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第5条には「母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するよう努めなければならない」と規定されています。養育費の受け取りや面会交流は子どもの権利であり、子どもの健やかな成長にとって重要なものです。親の子どもに対する責務の自覚を促し、その責務を果たしていくべきことを、当事者及び社会が認識するための啓発が求められます。

施策の展開

(1) 養育費確保に向けた相談支援体制の充実

養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行等の法律に関する問題について、弁護士や認定司法書士による法律相談のほか、離婚後の生活設計等に関する講座を実施します。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取り決めや支払いの履行等に関する相談・調整や情報提供などを実施します。必要に応じて養育費相談支援センター（公益社団法人家庭問題情報センターFPIC）、日本司法支援センター（法テラス）等関係機関と連携し、養育費確保に向けた取り組みを支援します。

養育費は子どもの重要な権利ですが、確実な受け取りの確保には多くの課題がある現状を踏まえ、離婚前・離婚直後からの専門的な相談、伴走支援を行い、養育費の取り決めから履行、継続的な受け取りの確保までの総合的な相談支援を行う体制の整備に向けた取り組みを進めます。その一環として、取り決めの促進及び取り決め内容の実行性を高めるための、公正証書等の作成や手続きに係る支援、また、そのうえでの養育費保証契約の締結支援など、国の動向を注視しながら、取り組みに向けた検討を進めます。

主要な事業

- 法律相談の実施
- 母子・父子自立支援員による相談支援
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（地域生活支援事業・養育費相談）
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）
- 男女共同参画啓発事業（離婚を考える女性のための法律講座等）
- 養育費支援事業（仮）

(2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実

ひとり親家庭の子どもが確実に養育費を取得できるよう、養育費の支払いは子どもの親として当然の責務であること等の社会的気運を醸成するため、広報紙等や、講演会等を通じて啓発を行います。また、当事者に向けては、養育費の取り決めの必要性を認識し、取り決めに向けた支援につなげられるよう、離婚前相談や法律相談、女性相談等の各種相談窓口などにおいて情報提供に努めます。

主要な事業

- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供
- 啓発活動の推進
- シングルマザーズカフェ

(3)面会交流に向けた支援の実施

子どもにとって望ましい面会交流の実現は、養育費の受け取りと同様に、子どもの健やかな成長にとって大切であり、その取り決めの必要性について、養育費とあわせて周知・啓発を行います。また、各種相談窓口などにおいての情報提供や弁護士や認定司法書士による法律相談など、面会交流の実施に向けた支援についても、養育費に係る支援とあわせた取り組みを進めます。

主要な事業

- 面会交流に関する取り決めの支援
- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供（再掲）

施策目標4 経済的支援の充実

第4次計画における主な課題

- 市のアンケート調査結果では、ひとり親家庭の年間総収入について、200万円未満の家庭が母子家庭で41.1%、父子家庭で26.8%となっており、特に母子家庭の生活状況の厳しさがうかがわれます。また、父子家庭においても、現在の生活状況について「苦しい」または「大変苦しい」と答えた割合は70.2%にのぼり、母子家庭の66.5%よりも高い値となっています。経済的支援については、ひとり親家庭の生活の安定のために引き続き重要であるとともに、その適切な運用が求められます。
- 離婚直後においては、転居や仕事の変化など生活面に大きな変化が生じ、アンケート調査結果でも、ひとり親になった直後に転居をした人は、母子家庭で63.4%、父子家庭で35.8%となっており、そのうち7割以上の方が、転職や無職になった等、仕事にも何らかの変化があったという結果から、そのような激変期において生活の安定を図るためには、経済的支援の重要性が特に高くなります。児童扶養手当やひとり親家庭医療助成、生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金等の経済的支援に係る諸制度については、必要な時期に適切に利用できるための積極的な情報提供が求められます。
- 子どもに希望する(していた)進路等についての調査結果では、4割以上が大学卒業を希望しています。また、「大学等における修学の支援に関する法律」が制定され、大学等の授業料の減免制度が開始されたことにより、子どもの進学に対する経済的支援の幅が広がりました。子どもの教育・進学(経済的理由)に悩みを抱えるひとり親家庭の割合も高いこと等から、特に子どもの教育面における経済的支援の重要性が高まっています。

施策の展開

(1) 経済的援助の実施

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当制度に係る情報提供を行い、適正な給付を行います。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金については、特に、大学進学を見据えた教育・進学費用について支援を必要とするひとり親家庭等は多く、修学資金や就学支度資金の活用等、制度の周知に努めます。

また、離職により住居を失った（又はそのおそれがある）人に対し、一定の要件を満たす場合、家賃相当分を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り自立を支援します。

さらに、生活に困窮する場合に、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限の生活を保障し、自立を助長します。

主要な事業

- 児童扶養手当の給付
- 児童手当の給付
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）
- 生活困窮者住居確保給付金の支給
- 生活保護制度

(2) 経済的負担の軽減

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、ひとり親家庭医療費の助成や公共料金の減免など、経済的負担を軽減する施策を実施します。

また、教育の機会均等を図るため、子どもたちの就学に必要な費用を援助します。

主要な事業

- ひとり親家庭医療費助成の実施
- ひとり親家庭医療費の一部自己負担額償還（世帯合算分）の実施
- ひとり親家庭医療費の食事療養費標準負担額助成証明書（食事証）の交付
- 公共料金の減免の実施
- 子どもの就学に必要な費用の援助（就学援助、奨学金、交通災害遺児奨学金）

(3)経済的支援に関する情報提供の充実

ひとり親家庭等に対する経済的援助や経済的負担の軽減に役立つ諸制度について、支援が必要な家庭に適切に情報を届けられるよう、関係機関、関係部署間の連携などにより、様々な機会を捉えた情報提供に努めます。また、大学や高等専門学校等への進学にあたっては、令和2年度から開始された国の高等教育の修学支援新制度などの支援制度について情報提供を行います。

主要な事業

- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供（再掲）
- 市広報紙、ホームページ等による情報提供の充実

施策目標5 ひとり親家庭等を支える環境の充実

第4次計画における主な課題

- アンケート調査結果では、困ったことがあるときの相談相手として、「市役所等（公的施設）」や「子どもの育ち見守りセンター」と答えた割合は合計で、母子家庭では7.4%、父子家庭では9.0%、寡婦では12.1%にとどまり、一方で「相談先がない」と回答した人が母子家庭では6.9%、父子家庭では20.9%、寡婦では4.5%となっています。さらに、「相談先がない」と答えた人のうち約8割が生活状況について「苦しい」または「とても苦しい」と回答されており、生活上の悩みや不安について、周囲に相談しづらい傾向がうかがえます。支援が必要な家庭を支援していくためには、その内容に関わらず、まず気軽に相談できる環境の充実と、多様な手段を活用して支援情報を積極的に届けていくことが求められます。そのうえで、母子・父子自立支援員等が寄り添いながら、それぞれの悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを提示し、また、必要に応じ、適切な支援機関につないでいくという包括的な相談支援体制を整備することが重要です。
- ひとり親家庭等の生活状況は様々であり、必ずしも全ての家庭が即座に支援を必要とされているわけではありません。しかし、仕事と家事、子育てをひとりで担う状況から、自分自身や子どもの健康面等、将来に不安を感じていたり、子どもと接する時間を十分に持てず、子育てに悩んでいるといった人が、アンケート調査でも多くみられました。すべてのひとり親家庭等が日々の暮らしを安心して、いきいきと希望を持って送れるよう、支援していくことが求められます。
- ひとり親家庭に限らず、全ての子育て家庭にとって、地域とのつながりや、家庭が相互につながりを持てることは、地域で安心して暮らせるための重要な要素となります。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、人と人が直接集まる活動が難しい状況においても、「新しい生活様式」に沿いながら、人と人との支え合いやつながりづくりを引き続き推進し、ひとり親家庭等が心豊かな連帯感で結ばれるよう取り組んでいくことが求められます。
- ひとり親家庭等が、結婚や離婚、婚姻歴の有無に対する固定的な価値感や先入観からの偏見や差別により人権侵害を受けることがないよう、市民意識の啓発・向上を図るための講座の開催や情報提供を行い、人権が尊重される社会の実現に向けて今後も取り組んでいく必要があります。

施策の展開

(1) 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実

ひとり親家庭等が抱えるさまざまな悩みや不安、複合的に重なる生活上の課題について、当事者に寄り添い、きめ細かな支援に結びつけられるよう、母子・父子自立支援員を中心に、関係部署間における情報共有、関係機関と連携の強化を図りながら、総合的・包括的な支援体制を整えます。

離婚前相談においては、その悩み等に寄り添い、ひとり親になった場合の生活の様々な変化を見据えながら、相談や制度活用につなげます。さらに、SNS等の活用による積極的な情報発信を通じた、ひとり親家庭等との継続的なつながりづくりを進めます。

児童扶養手当の現況届の時期などを活用して、仕事を休まずに集中的に相談や手続きができるよう、相談窓口の充実に努めます。また、生活困窮者自立支援法に基づき設置している「自立相談支援センター」とセンターに隣接するハローワーク常設窓口との連携を深め、生活に困窮している方から就労を含め自立に向けた相談を包括的に受けるとともに、継続した支援を実施します。

ひとり親家庭等の子どもや保護者に障害がある場合においては、各種障害福祉サービスの利用に加え、ひとり親家庭等生活支援サービスを利用することにより生活の安定を図ることができるよう、各種支援制度に関する情報提供等の連携を図ります。

さらに、ひとり親家庭等に係る各種支援制度の利用申し込みについては、可能な限りインターネット等による手続きができるよう見直しを進め、「新しい生活様式」への対応とともに、多忙なひとり親家庭等にとっての利便性の向上を図ります。

主要な事業

- 母子・父子自立支援員による相談
- 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備（再掲）
- 母子父子福祉推進委員制度の活用
- 母子・父子自立支援員や相談機関相談員の研修
- 市広報紙、ホームページ等による情報提供の充実（再掲）
- 男女共生フロア・ウィルでの女性相談の実施
- ひとり親家庭等情報交換事業
- 休日の相談窓口の開設
- 相談窓口職員の資質の向上
- 生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援センター）
- スクールソーシャルワーカーの活用
- コミュニティソーシャルワーカー事業（CSW）
- 「枚方市子育て応援アプリ」の配信
- ICTの活用による新たなつながりの構築

(2)当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援

※地域における関係機関等との連携の強化 から変更

全てのひとり親家庭等やその子どもが、地域の人たちとの交流を深めながら、心豊かな生活を送ることができるよう、地域で活動される様々な関係団体との連携のもと、親子で参加できる体験、交流事業やひとり親家庭等の相互の交流・情報交換等に資する様々な機会を提供するとともに、その情報提供に努めます。

また、人と人との直接的なつながりが大事であるという視点を基本に、ひとり親家庭等と接する当事者団体や関係団体、関係機関との連携を深めながら、地域におけるひとり親家庭等の見守り、つながりづくりを推進するとともに、新型コロナウイルス感染拡大以降の、「新しい生活様式」に沿った、地域における支え合いの取り組みを支援します。

主要な事業

- 当事者団体や民生委員・児童委員等関係団体との連携
- 母子父子福祉推進委員制度の活用
- 親子で参加できる体験、交流の機会の提供
- シングルマザーズカフェ（再掲）
- 地域子育て支援拠点事業（再掲）
- 子どもの居場所づくり推進事業「子ども食堂」（再掲）

(3)緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備 <新設>

仕事と家事、子育てをひとりで支えるひとり親家庭等においては、病気やけがをすることや、災害の発生等が日常生活を送るうえでの大きな不安要素となります。そのような緊急時においても、ひとり親家庭等日常生活支援事業や、ファミリー・サポート・センター等の生活支援サービスの適切な利用につなげることで、生活の安定に努めます。また、子育てや健康、医療に関して、土日曜・夜間を含む24時間電話で相談できる体制を確保します。

さらに、日常においてはそのような支援を必要とされない方に対しても、緊急時には迅速かつ積極的に支援に関する情報を届けられるよう、ICTの活用等により、市と各ひとり親家庭等との間で、日頃からの継続的なつながりづくりに努めます。

主要な事業

- ICTの活用による新たなつながりの構築（再掲）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）
- ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用支援事業（再掲）
- ひらかた健康ほっとライン24
- 土日・夜間電話相談事業（再掲）

(4)ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

※ひとり親家庭等の人権の尊重 から変更

ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見による人権侵害を受けることがないように、講座や広報紙等での啓発活動に取り組みます。また、家族の多様性と個人が尊重される社会を築くため、ひとり親家庭等の置かれている状況や社会的背景への理解を深め、地域全体で共有していくための取り組みを推進します。

主要な事業

- 人権啓発事業
- 人権ケースワーク事業
- 男女共同参画推進事業

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画に基づく情報発信

本計画のさまざまな施策を、市広報紙やホームページをはじめ多様な媒体で、機会を通じて広報・啓発していくことに努めます。

2. 計画の推進と進行管理

計画に基づく施策の実施状況については、庁内の関係部署で構成する「ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会」において、全庁的な進捗状況を年度ごとに把握・点検し、施策単位の総合的な評価を行います。

そのうえで、児童福祉等に関する有識者や当事者団体、関係機関等で構成する外部の評価会議（社会福祉審議会児童福祉専門分科会）において評価・審議をいただき、取り組みの改善につなげていきます。

さらに、本計画の基本理念である「ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち」の実現に向け、各施策の総合的な取り組み状況の把握と、その効果を検証するため、計画全体及び施策目標別に次の「指標」を設定することとし、計画の中間年度である令和5年度において、中間評価として指標の状況を確認します。

これらの進行管理や、今後の国のひとり親家庭等への施策の動向を注視し、社会・経済情勢等の変化に柔軟に対応しながら、必要に応じ各種施策の見直しを行っていきます。

なお、計画の進行管理にあたっては、その情報を市ホームページに掲載することなどにより、市民に周知します。

計画全体の指標

指標項目	現状値	めざすべき方向
「日々の暮らしに希望が持てる」と感じている人の割合	未把握	中間評価において設定

施策目標1「子ども・子育て支援、生活支援の推進」の指標

指標項目	現状値	めざすべき方向
ひとり親家庭にとって子育てがしやすいまちだと感じている人の割合	未把握	中間評価において設定

施策目標2「就業支援の推進」の指標

指標項目	現状値	めざすべき方向
自分が望む収入が就労によって得られていると思う人の割合	未把握	中間評価において設定

施策目標3「養育費の確保及び面会交流の支援」の指標

指標項目	現状値	めざすべき方向
養育費を受け取っている人の割合	母子家庭 26.8% 父子家庭 8.8%	

施策目標4「経済的支援の充実」の指標

指標項目	現状値	めざすべき方向
現在の生活状況について、「苦しい」または「大変苦しい」と答えた人の割合	母子家庭 66.5% 父子家庭 70.2% 寡婦 36.4%	

施策目標5「ひとり親家庭等を支える環境の充実」の指標

指標項目	現状値	めざすべき方向
市の相談機関（子どもの育ち見守りセンター）について知っている人の割合	母子家庭 26.3% 父子家庭 23.9%	

3. 関係機関等との連携・協力

ひとり親家庭等の自立支援を促進するため、市の関係部局の連携を強化するとともに、公的関係機関との連携を深めて、計画を積極的に推進していきます。また、当事者団体、NPO 法人、民間企業など、それぞれとの連携に努めながら施策を展開していきます。